

第百六十六回国
参議院外交防衛委員会會議録第十号

平成十九年五月十日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月八日

辞任

鰐淵 洋子君

補欠選任

高野 博師君

五月九日

辞任

福島啓史郎君

補欠選任

松村 祥史君

五月十日

辞任

松村 祥史君

補欠選任

神取 忍君

浜田 昌良君

遠山 清彦君

又市 征治君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

田浦 直君

小泉 昭男君

山本 一太君

浅尾慶一郎君

柳田 稔君

高野 博師君

浅野 勝人君

神取 忍君

北川イツセイ君

櫻井 新君

関口 昌一君

松村 祥史君

犬塚 直史君

喜納 昌吉君

佐藤 道夫君

眞敷君

国務大臣

外務大臣

防衛大臣

副大臣

外務副大臣

防衛副大臣

大臣政務官

総務大臣政務官

外務大臣政務官

外務大臣政務官

防衛大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣参事官

内閣法制局第一部長

外務大臣官房参事官

外務省北米局長

外務省国際協力局長

財務大臣官房審議官

財務省主計局次長

財務省国際局次長

防衛省防衛政策局長

防衛施設庁長官

防衛施設庁施設部長

浜田 昌良君
緒方 靖夫君
又市 征治君

麻生 太郎君
久間 章生君

浅野 勝人君
木村 隆秀君

土屋 正忠君
関口 昌一君

浜田 昌良君
北川イツセイ君

泊 秀行君

下川眞樹太君
山本 庸幸君

伊原 純一君
西宮 伸一君

別所 浩郎君
佐々木豊成君

鈴木 正規君
玉木林太郎君

大古 和雄君
北原 巖男君

渡部 厚君

参考人

防衛施設庁業務部長

国際協力銀行理事

星 文雄君

伊藤 盛大君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○委員派遣承認要求に関する件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田浦直君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、鰐淵洋子君及び福島啓史郎君が委員を辞任され、その補欠として高野博師君及び松村祥史君がそれぞれ選任されました。

○委員長(田浦直君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

○委員長(田浦直君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

件についてお諮りいたします。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案の審査のため、五月十四日及び十五日の二日間、沖縄県へ委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

会をいただきまして、米太平洋軍のハワイの司令部を訪問する機会をいただきまして、ちょうどリムパックという演習の真つ最中でございまして、相手は大変忙しかつたと思うんですが、大変丁寧な御案内をいただきまして、特にカネオへの八千名という海兵隊の基地も詳細に御案内をいただきました。非常にオープンで、好印象を受けて帰ってまいりましたわけなんですけれども。

昨年の五月の、2プラス2ですか、一日発表された2プラス2のこの資料を見ておりまして、そのときの麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、そしてライス国務長官にラムズフェルド国防長官と四人でそろって記者会見の発表をしたこの資料を昨日から読んでいたんですけれども、皆さん同じ価値観を共有している、そしてグローバルという言葉があとここに何度も出てくるわけですね。

そうした中で、一番最後にラムズフェルドが言っているこの演説にはグローバルとか共通の価値観というのは全然出てきませんで、彼が何を言っているかという、太平洋での持続可能な米軍の前方展開と。持続可能な太平洋での、まあ地球の半分をPACOMでやっているわけですから、太平洋で持続可能な米軍の前方展開能力を日本に置くんだということもはっきり言っているわけですね。自衛隊については、米軍再編を補完する形で自衛隊を再編すると。それ、逆じゃないですかね。自衛隊の専守防衛能力を補完する形で米軍が来てこれを調整したという、そういう言い方ではなくて、米軍再編を補完する形で自衛隊を再編している、こうははっきり書いてあるわけですね。

この表現は非常に分かりやすいと思うんですけども、これで本当にいいのかなという疑問もわくわけなんです、その場におられました麻生大臣のまずは御見解を伺います。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、今のこの英語のところ、サステイナブル・U.S.・フォワード・プレゼンスという例のあれを今から五分ぐらい前にちやうだいしましたんで、前の日からいた

だいておくともう少し答弁がきちんとできると思いますが、きちんとした答弁を求められるんです。したら、ちよつと前の日にお願ひ申し上げます。

これ、今のは、このプレゼンス・イン・ザ・パシフィックという、このところなんだと思うんですけども、米軍の前方展開ということについては、これは今後とも防衛にとりまして、これは日本の防衛にとりましては、これは死活的な重要な問題なんだと思っております。したがって、自衛隊と米軍というものは、この日米安全保障条約によってそもそもこれは補完的な関係に双方であつておりますんで、特に、だからといって、相互関係になつておりますんで、ラムズフェルド長官の発言が特にこれで問題になるというような感じは正直いたしません。

○犬塚直史君 昨日、質問のブリーフィングをしまして、その中でいろいろなやり取りをして、また夜、家に帰つていろいろ読んでいる中でいろいろ出てくるものから、遅くなつたことは、今後とも早くするようにいたしますけれども。

○国務大臣(麻生太郎君) よろしくお願ひします。

○犬塚直史君 はい。

ただ、今おつしやつたその太平洋での持続可能な米軍の前方展開、まあ当たり前だと思つてですね。それではなくて、その後書いてある、米軍再編を補完する形で自衛隊を再編すると、逆ではなくてですね。米軍再編を、全世界的な米軍再編を補完する形で日本の自衛隊の再編をしたんだよという、この2プラス2の記者会見で言っている、ちよつと引つ掛かるものを感じるんですけども、大臣はどういうふうに感じられますか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、ウィー・ハブ・インコーポレーテッド・リアライメント・イン・ザ・ジャパン・セルフデフィエンス・フォー・サイズというので、このところの主語が逆になつてなくちやおかしいという意味に言つておられるんじゃないか、今の意味は。

今の表現というのを、そこだけ見るとあれでしようけれども、全体の文章の中でいくと、これはそんなに大問題になるような文だとは思いません。思いまされども、相互補完の関係にありませんんで、まあ米軍側の国防長官の立場としては、こういう言い方をするかなという感じがします。

○犬塚直史君 向こうの正直なことを正にラムズフェルドがさつと言つたと思うんですけど。しかし、この米軍再編という中で日本も資金を負担していくんだと、向こうも資金を負担するんだと、だからお互いの再編努力をやりながら一つのものをつくつていくという一つの交渉ですので、これをその四人で発表するときに、米軍再編の中のこの動きを、この中に日本の自衛隊を入れるということをやわらせてしまふというのはちよつと交渉能力が落ちる。むしろ逆に、繰り返しになります。が、今、グローバルないろいろなテロ等々、変わつておりますので、日本の自衛隊の自主的なこの再編の中に米軍再編も組み込んでいつたんだよという主語に私はするべきじゃないかと、こういうふうにも思ふんですけど、いかがでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 私はその場にいませんでしたけれども、今度アメリカに行つて痛切に感じたのは、日米の防衛首脳会談のときに感じたんですけれども、やっぱり役割、任務、能力について引き続き検討してもらいたいというのがありまして、それはやっぱり米軍が、全体的な米軍再編で手薄になつた部分については自衛隊もきちつと役割を担つてもらふんだよということですから、ラムズフェルドさんがそのとき言つたのは、それが再編が終わつたんじゃないかと、これからそういう作業を検討してもらいたいという思いを込めて言つたんじゃないかなという、そういう感じがいたします。

だから、これはそういうような流れの中の発言だなと、今聞きながら、あながちそれは偽りじゃないかと、正直な言葉を言つたんじゃないかなというふうにも思つておりますので、米軍の再編に合わせて、日本の方も役割、任務、能力について

は今一緒になつて共同で作業を続けておりますので、そういうような流れとして受け取つていただいた方がいんじゃないかなと思つております。

○犬塚直史君 正におつしやるとおりだと思ふんです。特に、この中で麻生大臣もアフガニスタンとイラクについても言及されておりますので、やつぱりああいう形で物すごい金の掛かることになつてしまつたと、現状ですね。

そうした中で、やつぱり今C.I.M.I.C.とかいつて民軍連携、要は軍だけではこれは收拾付かないと、やつぱり紛争の原因のところまでさかのぼつて、イラクやアフガニスタンの人たちを立てて、その地域の復興というふうなものも日本の戦後の復興の、何というんですかね、実績をもつと前面に出して、どうなんだと、C.I.M.I.C.みたいなことをやるんだつたら、日本の今までの実績あるいはこれからの能力というのは絶対に外しては考えられないじゃないかというふうなことをもつと、単に民主主義だ、あるいは自由だ、そして法の支配だというふうな同じ価値観を共有して、米軍再編の中に日本の自衛隊が組み込まれて出ていくんだよということではなくて、それはそれで米軍はそうでしょうけれども、日本としてはやつぱり軍事の力は物すごい落ちるわけですし、米軍に比べたら。しかしながら、イメージも違ひますし、戦後の復興という物すごい実績もあるわけ、そのところをもつと強調して、少なくともアフガニスタン、イラクという話を出すときには日本の協力なければこれから難しいんじゃないかというぐらいの表現はしていくべきじゃないかと思ふんですけども、いかがですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 二つなんだと思ひますが、一つは、例の自衛隊の再編の、今の何でしたっけ、ジャパン・セルフデフィエンス・フォー・サイズ・ザット・コンプリメント・U.S.・リアライメントというこの言葉なんだと思ひますけれども、これは自衛隊の再編ですから、これは日本が主体で自衛隊の再編をやるんでして、米軍再編とちよつと組合せをやつていくことなんだ

と思いますので、取り方の違いなんだと思います
が、日本の自衛隊の再編というのはこれは日本が
主体でやりますので、日本のことをある程度尊重
しているという発言とも理解できないこともない
んじゃないかなと思つて今もう一回読み返して
おりました。

それから二点目の、アフガニスタンとイラクの
例を取られましたけれども、これはおつしやると
おりで、やっぱりそこに出てくる復興に携わつて
くるのがやっぱり日本人ということになります
と、これは戦つた相手とは全然別が出てくるわ
けなんで、そういったところはまず感情的に難し
さが大分、何というの、理屈じゃ分かつてても感情
としてはなかなかというところが人間だれでもあ
りますので、その感情面が随分、はなから違ふの
が一つです。

二つ目は、やっぱりこの種の復興作業をイラク
のあれで、フランスの国防省が毎月出しておりま
す「今日の軍隊」という月刊誌がありますけれど
も、あの中、やっぱりなぜ日本のセルフディ
フェンス・フォースイズだけがイラクで成功した
のかという長い文章があるんですけども、やつ
ぱり今言われたように、日本だけがイラクをして
人道復興支援のために来てくれたというのを思
なつておられます。理由がずつといろいろ書いてあ
るんですが、簡単に言えば一緒に働いてくれたと
いうことが書いてあるんですね、あの話は。

そういうことになっておりますので、今言われ
ましたように、やっぱり日本の持つております、
これ自衛隊が持つていられるというより日本人が持つ
ていられる資質なんだと思ひますけれども、一緒にイ
ラクの人たちと働いて技術移転やつて帰つてきた
という形になっておりますので、そういった意味
では、復興支援とか、また日本の場合、戦後の復
興というのも含めましてそういった知見とか経験
というののかなりなものとあるというののほつと
アピールしていいのではないかと御指摘は正
しいと存じます。

○犬塚直史君 この原稿をどなたが書きになる
か私もよく知りませんけれども、やっぱりこれは
機会あるごとにもつとつと強調していくこと
が、やっぱり米軍にとつても大変有り難いことだ
し、日本の交渉力が強まつていくということだ
と思ふんですね。

この四人の文章を見ると、やっぱり基調として
は民主主義だ。民主主義ということは大変結構
なんですけれども、受け取る人によつてはデモク
ラシーの帝国みたいな受け止め方をする場合もあ
るでしょうし、日本の立場は、言つてみればE
U、NATOにとつてみればトルコみたいなもの
じゃないかなと思ふんですね。というのは、NATO
軍には入つていますけれども、EUには入つ
ていないんですね。軍事同盟たる日米同盟の中
ではしっかりと役割を担つていくと、しかし、例え
ば東アジア共同体構想みたいなものはいま一つ進
展がはかばかしくないと。

そういう意味で、もう少し、まあドイツのよう
な言わばEUの一員たる役割をしつかり担つて、
その上でNATOにも参加をできるように、やつ
ぱり日本の価値観といひますか、余りデモクラ
シー言わないで、もう少し日本じやなきや言えな
いこと、まあ戦後の復興なりあるいは武器輸出の
制限なりということをもつとつと強調していた
だきたいと思ふんですけども、大臣、いかがで
すかね。

○国務大臣(麻生太郎君) 武器輸出の話とか、今
いろいろ我々にとつてこの種の、ほかの国がやつ
ていられることで我々がやつていないところというの
は幾つもありますので、そういったものとか、集
団自衛権の話とか、憲法九条の話とか、いろんな
こと全部関係してくるところなんで、どこまでが
どうやれるかというののなかなか難しいところ
で、おたくの党首でいへば普通の国という表現が
ありますけれども、そういう普通の国の定義とい
うのがこの種の問題が入つていられるのかどうかつ
まびらかにしていませんけれども、
そういったものを含めまして、今、犬塚先生言

われましたように、まあドイツも苦労していろん
な形で枠外協力、域外のことまでドイツが出てく
るようになった経緯等いろいろありますので、
少し時間が掛かるかとは思ひますけれども、いろ
んな意味でこういったものの実績を積み上げてく
ることによつて信頼が得られるということになつ
ていくだろうと思ひますが、その実績を積み上げ
ていくことは、やっぱり自分の得意な分野とい
うのがあると思ひますので、そういった意味で
は、戦後の経済復興等々はこれまで日本の最も経
験なり知見を有しているところだと思ひますの
で、今のところは我々として今後検討を大いにし
ていかねばならぬところだと存じます。

○犬塚直史君 はい、分かりました。
我が党の党首が言つていられる普通の国というの
は、相手の国と全く同一化しようということ
ではなくて、おつしやるやうに今までの知見なり
経験を生かして新しい世界をつくつていくといふ
やうに理解しております。

ということ、この法案の本題の方に入つてま
いりたいと思ひます。本法の第五章の駐留軍等
労働者に係る措置について質問をいたします。

今回の米軍再編において、一つには、ここでど
ういうものをつくつてどこにどういう部隊を置い
ていくのかということに最も生活がそのままダイ
レクトに影響されていくのが駐留軍で働く人たち
だと思ふんですけども、四月二十四日の当委員
会で久間大臣が、基地従業員は国内法の例外では
ないといふことはつきりとおつしやつていただ
いたと思ふんですけども、この日本の法令に
のつとつていないという点をあつたときに私、五
点申し上げまして、一つは、平成十七年四月一日施
行の改正育児・介護法、子が一歳六か月に達する
までの育児休業の規定、これが第一点。二点目が
年次有給休暇の翌年繰越制度、そして三点目が母
性保護にかかわる有害業務の禁止、四点目が労働
安全衛生委員会の未設置、五点目が就業規則の未
作成といふ五点を前回申し上げたんですけども、
ひよつとしたらもつと違ふ、日本の法令が遵

守していないというのはほかにあるかもしれませ
んけれども、あれから二週間以上たつたわけなん
ですけれども、大臣がこの法令遵守に向けてどの
ような指示をされたのか伺ひます。

○国務大臣(久間章生君) これは、我が国だけで
決められることでもありませんので、外務省が中
心となつて各省庁と一緒に作業しながらアメリカに
強く申入れをしておるところであります、この
間答弁したような方向で強く話を今進めておりま
す。かなり前進がしつとあるといふふうに思つて
おりますけれども、一部についてはいまだにやつ
ぱり意見が必ずしもうまく食い合つていないとい
ふそういう点もございまして、こちらとしては
そういう問題については、アメリカの国内法では
じやどうなんだというやうな、そういうことも調
べながら押していったらいいんじゃないかといふ
ことを言つております。

基本的に言えますことは、要するに、最初にあ
いいう条約ができまして、それを受けて労働提供
する労働契約を結んだ、そのときの後になつて
きた法律に基づいて事後法で変わつてしまつてい
るやつについてどうなんだということになります
と、そう言われたつて、向こうもこういうやうな
労働提供契約でやられたんだからそれでやつてき
たじやないかといふやうなことを言うわけであり
まして、本来なら法律作るときにそういうやつ
の整理も併せてやつておくべきだったと思ひま
すけれども、まあそれはそれとして、国内法を遵
守するといふ条約になつておりますから、守るべ
き義務は向こうにあるじやないかといふことで強
く今出ておるところでございまして、かなり前進
できるんじゃないかなという感触は受けておりま
すけれども、これはやつぱりそういう場がつくら
れておりますので、そこで今鋭意やつております
ので、もうしばらく時間をかけていただきたいと
思つております。

○犬塚直史君 この間からこれを申し上げてい
るのは、やつぱり実際の労働管理を担当している
立行政法人がその基地内にまず事務所を持つてい

だと思うんですけど、そことかまだはつきりしていない民活というのはいかがなものなんでしょうかね。

これは本場にJBIICとしては、こういう投資をこのまま指をくわえて防衛省の決断を待っているというような状況でよろしいんですかね。

○国務大臣(久間章生君) これはJBIICの方では答えにくいと思いますが、いいいますのは、この事業主体、確かにSPE、民活を利用する格好になりますけれども、これから先調査をして、どれぐらいの金額でやるかというのは今から正に詰めていかなきゃならないので、今政府同士で決めておきますのは、上限をこれぐらいは、最高いつてこうですよというようにこの大枠を決めておきます、今度は、こういうようなスキームといいますか、こういう、国際協力銀行を使ってよろしいという今度の法律が通りますと、それを前提にして、事業費はどれぐらいで、そして融資の方はどれぐらいで、出資はどうするかというところを、そういう事業費を詰めるが、今言った上限からどんどん下げる方法をやってくるわけでありまして、そういうので最後に国際協力銀行とこれでどうしようかという話をする。

国際協力銀行は、出資をもう少し増やしてもらわないと困るとか、そんな話にもなるかもしれないが、そうしたら、それはそれでまた国会に諮って、予算のときに出資を幾らにするというように、これを決めていかなければなりませんので、正にこの全体的な方向が決まってこれから作業が始まると、そういうようなことになるかと思いつたので、今の段階でJBIICがこれで大丈夫かと言われて、うちは大丈夫ですと、政府を信用しておきますと、そこまでしか言えないんじゃないかと思いつたので、私があえて答弁させていただきます。

○犬塚直史君 そこはよく分かるんですが、ただ国会の審議が、集中してこうして衆知を集めてできる絶好の機会は今しかないわけですから、今の時点で法案の範囲がここまでだよと、あとは外に出しちゃうんだよと、外に出したのについては何も決まっていんだと、あとは法案通ってからだと、これはやっぱりいいかなものかと思うんですね。

この特別措置法の十六条一項三号に調査についてというのが書いてあります。ここにJBIICの業務の特例として、当該事業に係る出資に必要な調査を行うという旨がこれ規定されているわけですが、それじゃ、一体いつからどのような調査を行うつもりなのか、お聞かせください。

○副大臣(木村隆秀君) 今大臣が御答弁いただきましたように、これから法案が通る次第、手当て等々で回収可能になるためのコストやら事業主体、どうしたらいいかと、そういう決めていくための調査をJBIICにおいて行っているだけだとは理解をしております。

○犬塚直史君 法案が通った後に調査すると、それで決めていくんだということなんですけれども、決めるのは一体これはだれが決めるんですかね。

○副大臣(木村隆秀君) 種々の調査をして、そのデータに基づいて恐らく政府間での協議になつていくのだらうと、アメリカ政府と日本政府。この法案提出させていただいておりますのは防衛省と財務省でありますから、関係する省庁が連携を取りながら政府としての決定をしていくということになるのではないかと思います。

○犬塚直史君 今、日米でも調整しながらやっていくというお話だったんですが、私は違うと思うんです。日米がこれは利害がこの事業に関して相互にしているわけですね。

この表を見ていただくと分かると思うんですが、住宅の提供をSPEがする、その見返りとして家賃をもらう。米側にしてみれば家賃は低ければ低いほどいいわけですが、当たり前ですね。日本側にしてみれば高ければ高いほどいい。その下もそうです。土地のリースを受ける、サービスもSPEが提供する、使用料は米側からいただく。これはもうどう見ても交渉をこれからしなければいけないわけですから、交渉の相手は日本側で決めて、先手必勝で有利な状況に持っていくということは今からやらないと遅いんじゃないですか。

○副大臣(木村隆秀君) 今先生おっしゃるようには、沖縄の例なんかを見ますと、一戸当たり三千万ぐらいで提供しているわけでありまして、今の見積りというのは少々高いのではないかと、私もそう思っています。ですから、できるだけ安くしていくためにどうしていくのか。そのため交渉をするためにはある程度の資料が必要でございまして、この法案を通していただきましたら、直ちにその調査をJBIICにおいてしていただければいいと、こう思っているわけでありまして。

○犬塚直史君 少なくとも、今回の法案のスキームとして民活でやるんだということは決めているわけですね。その大きな流れを決めたのはいいんですけど、民活でやるからあとはやれと、法律ではここまで通すからあとはやれというのではやっぱりうまくいかないと思いますよ。少なくとも、住宅を提供して家賃を取るんですけれども、これ所有権はどちらが持つことになるんですか。

○副大臣(木村隆秀君) 今いろいろなスキームを協議中でございまして、確たることを今言うことは非常に困難でありますけれども、ただ、イメージとして申し上げれば、建設後の維持管理をどこにおいて行うかというのが一つ所有権のところの大事なポイントになってくるのではないかと思います。

そんな中で、真水の部分、財政出動をしてやらせていただく事業というのは、米側の方が維持管理をするということからすると、所有は米側の所有になるのではないだろうか。出資の部分については、土地は米側から長期借りるわけでありまして、土地は上、建物についてはSPEが行うわけで、維持管理を行っていくわけでありまして、恐らくそういうSPEが所有をして管理をしていくということになるのではないかと今思っております。

○犬塚直史君 そのSPEが、じゃ維持管理をして家賃を取るんだから所有権はSPEが持つべきではないかと、そんなイメージを持つておられるというお答えですけれども、それでは、このSPEが事業主体として少しでも利益を高めていくということ、この住宅を抵当に入れて現地の金融機関から借入れをして、もう少し建て増すとかあるいは違う不動産の管理業務を行っていくとか、そういうようなことは可能になるというイメージをお持ちですか。

○副大臣(木村隆秀君) 全体のスキームについては政府間で協議をしていくわけでありまして。その後、今大臣がお話を、御答弁があったわけでありまして、JBIICの間に、政府との間の在り方が当然議論になってくるわけでありまして。出資、そして無利子融資等々どうなるのか、まだ全く今決まっていない状況ですから分かりませんが、これからの協議、調査をした上での協議の中で採算性が取れるように、JBIICとの間でどうしていくのかということをお話していくことになるのではないかと、こう思っております。

○犬塚直史君 いや、少なくとも、大臣、どうですか、株式会社があるという営利目的にしないただ単なる事業主体にするのか、日本の企業にするのか米国の企業にするのかというぐらいいは決めてやらないと、示唆も何も、そもそも方向性が、本気で民活やるのかどうかというところに話が行っちゃうわけで、その辺ははっきりと決めてやらないとこれはまずいんじゃないですか、大臣。

○国務大臣(久間章生君) 事業主体を含めまして、このスキームをつくる際には、やっぱり国が財政を入れていくわけでありまして、税金を突っ込んでいくわけでありまして、そういう部分がちんちんと保全される、担保されるというように、そういうことは考えなきゃならないと思っておりますから、いわゆる民活ですべて任せてス

タートという、そういうわけにはいかないだろうと思います。

だから、これはやっぱりこれから先の決め方をきちつとしなければ国民の皆さんに対してもいけないわけですから、そしてまた国会に対してもそういう説明責任もございまして、進捗状況に応じて、少なくとも第一回の出資だ何だというときには、全体のこういう形でいきますということがきちんとできた上で、この委員会といいますが、予算委員会かもしれないけれども、国会の方に提出して、そこで御審議していただく、そういうことについての心配がないということをはつきりさせると、それはもう我々の責任だろうと思っております。

だから、ただ今の段階でこれが純粹の民間法人なのか、そしてアメリカと日本とがどういう形で、出資はするけれども、日本籍の法人にするのかアメリカ籍の法人にするのか、その辺はやっぱり場所がアメリカでありますだけに、入ってくるのもアメリカ軍人が入るわけでありまして、やっぱりアメリカ国籍の法人になるのはそれは私は避けて通れないんじゃないかなと思っておりますが、そこをどういう形で契約上、あるいは両国政府が関与しながら債権保全が担保されるか、その辺はこれから先決めるときにしっかりと留意しながらやっていくと、そういうふうに通ってまいります。

○犬塚直史君 どちらかというとアメリカ国籍の会社ではないかという趣旨の御説明だったんですが、財務省に伺います。

もしこれが、SPEがアメリカ国籍の会社であつたとした場合、例えばSPEが日本の金融機関に対する金利の返済、金利の支払にはどんな課税がされるんでしょうか。

○政府参考人(佐々木豊成君) お答え申し上げます。

仮に、米国法に基づくSPEが設立されて、そこから日本法人である金融機関に利子が支払われたというケースでございますけれども、ちよつと

話がやや複雑になるんですが、このグアムの地域につきましては日米租税条約は適用外になっております。ただ、米国の国内法におきましてグアムの特例というのがございまして、租税条約を受け入れると、その限度税率を、租税条約に定められました限度税率が適用されるというふうになっておりますので、結果的に金融機関が受け取る利子につきましては、条約に従いまして免税ということになります。

○犬塚直史君 法人税は何%ですか。

○政府参考人(佐々木豊成君) 法人税につきましては、グアムの準州は連邦法人税を準用することになっております。

○犬塚直史君 固定資産税は何%ですか。

○政府参考人(佐々木豊成君) グアムの準州におきましては、法人に対する資産税は存在しないと聞いております。

○犬塚直史君 法人税だけでも三五%。要するに、他国の領土の上に他国の軍人が住むためのものを我が国が税金を使って建ててあげると。その上で、そこで家賃をもらうときにやっぱりSPEは三五%の税金を取られて、それを他国の国庫に入れるということになるわけですね。

私は、先ほどからお話を聞いて、もしこれが日米政府の信頼関係の上に成り立っている通常のいわゆる民間の投資事業とは違うんだよということであれば、要するに民間並みのリスクとチャンスをとこにもフリーハンドで与えるということではないんであれば、このSPC的な民活ではなくて、正に非営利のSPEということにして、むしろグアム準州の免税をさせた方がいんじゃないかと思うんですが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(久間章生君) こういう形で民活をやった方がアメリカの国内における今までのやり方から見ていても非常に安く宿舎を提供しているところ、例えばほかの地区ですね。そういうような税金とかそんなことを考えても安くなり得るといふようなことで、アメリカ、日本双方にとって

コストダウンになるだろうというようにございまして、そういうスキームを念頭に置いたわけでありまして、だから私はこれは一つの、かえって安くなるんじゃないかなというふうに期待しているんですけどね。それはまあ見方の違いかもしれません。

日本の場合でも、住宅公団みたいな公団でやつた方がいいのか、けれども最近はおもに民間のどんな企業が出てきてやつた方が安くなったんじゃないかというふうなことから、公社、公団というのをできるだけ民間法人に切り替えていってしまつたという、そういうこともありまして、外国ではむしろそっちの方が先行していて、民活をやつた方が安いという、そういうような話も出ておりますので、そしてアメリカの例からいってこれを民活でやつていくというふうな、そういう話になって、今回、昨年のロードマップ決めますときにはそういう前提で話が進んだというふうな聞いておりますので、私はそれはそれでいい選択だったと、私自身でもそう思っております。

○犬塚直史君 民活で行くという大きな方向性はもう出しているわけですから民活で行くということとまではいいけれども、その割には細部が全く決まっていなくて、どういう方向性でこれ詰めていくかなというの、昨日の質問レクの中で余り見えてこないという状況なんですけど。

じゃ例えば、今戸数三千五百、軍人八千名で家族が九千名ですか、の住宅をグアムに造ろうとしていてるわけですね。その分、今沖繩にあるわけですから、今沖繩にはそういう住宅は何戸あるんでしょうか。

○政府参考人(北原巖男君) 犬塚先生に御答弁申し上げます。

昨年八月でございますが、私も在沖米軍の施設、それから区域内に所在いたします、今先生御指摘の家族住宅の総戸数につきまして米側に確認をいたしておりますが、トータルでおよそ八千三百戸あると、そういった説明を受けております。

○犬塚直史君 この八千三百戸が十年間でどうい

う感じで減っていくんですか。

○政府参考人(北原巖男君) 先生御指摘のように、グアムに今三千五百戸程度造る計画をしているわけでございますので、今私が申し上げました、在沖米軍の施設・区域内においては、住宅の必要が減少するといったように認識しているところでございます。ただ、具体的に今、十年後どうなるのかといった点等につきましては、この時点で具体的に申し上げることはできません。

御承知のように、トータル沖繩での戸数その他を考えると、今のグアムの話、それから昨年五月のロードマップ、そこには嘉手納以南の六か所の土地の返還等が入っております。今これらにつきまして、具体的に沖繩に残す能力、機能、あるいは移設先をどうするんだ等々につきましまして幅広く今米側と協議をしているところでございます。

さらに、これまで沖繩の負担軽減ということとで、SACOでの住宅統合計画なども進行しているわけでございます。これはまたロードマップの中では見直しの可能性があるといったこともございまして、これらのものを我々慎重に今検討しております。こうした中で所要の数等を導き出していきたいと、そのように考えております。

○犬塚直史君 今の回答、よく分かりません。というのは、実際に沖繩の米海兵隊員が八千名グアムに移転するわけですね。家族九千名移るわけですね。今その人たちは沖繩に住んでいるわけですね。どうですか。

○政府参考人(北原巖男君) おっしゃるとおりであります。

○犬塚直史君 その住んでいる人たちが十年間掛けて今度はグアムに建設をしている住宅に移っていくわけですね。この計画にどうしてほかの基地の再編全体の計画が関係してくるんですか。

○政府参考人(北原巖男君) 先ほど私御答弁申しましたとおり、三千五百戸、隊員が八千名、家族九千名という形で移転するというに伴って、三千五百戸程度グアムに建設が予定されているわ

けでございいます。したがって、要するに、今申しました在沖米軍の施設・区域内にある八千三百戸につきましては、これは所要が減るという認識は立っていることは当然でございいます。

ただ、そうした中で、我々といましては、今後のその家族住宅の在り方については、米軍再編トータルとして私が申し上げたような点を踏まえながら慎重に今協議をしているところでございいます。大きな方向として減ることは間違いないと、それは申し上げることができると思っています。

○犬塚直史君 大臣、大きな方向として減ることは間違いないけれども、十年間でどのくらい減るかというのは分かってないんですね。どう思われますか。

○国務大臣(久間章生君) はっきり言って、三千五百戸分は減るんだらうということは言えるわけですが、それよりも、ただ、八千五百から、八千ですか、それやるのに、どこのクラスがどういふふうに移動するか、アメリカも早く詳細計画を作ってくれよというようなことをこちらも言っているわけですね。そして、その残された分のそれをどういふふうに集約するのか、そしてどこを要らなくなるのか、それをはっきりしてもらおうとこちらもまた返還されたところをどうするのか早く計画を立てられるからということで、今年の三月末までには詳細計画を作りますという話でしたけれども、向こうもまだどういふ部隊をどういふふうにこちらにおるやつを移していくかが、まだこれから時間もあるからということもあるんじゃないでしょうか、提案されておられますので、戸数は減るのは間違いないにしても、どこの部分が減って、あるいはそれをどうやって集約して一か所に集めてしまうのか、その辺の計画がまだこちらの方も立っていないということでもありますので、今の時点で何戸になるかということは、おおむねそのぐらゐの戸数は減るのは引き算からして当然のことでありまして、どこの地区がどういふふうに減るかというのは、なかなかまだ言にくいというか、分からないというのが正直な本音

じゃないでしょうか。

○犬塚直史君 三月に出るはずだった詳細計画はまだ遅れているということではないかというものは分かるんですけども、これは私やっぱりはつきりしておかないとまずいと思うのは、日本は米軍再編の八千名の海兵隊のグアム移転にお金を出しているわけで、グアムに別荘を造ってどつちに住んでもいいよということに金を出しているわけではなんですね。でも、いや、大臣、僕は笑い事じゃないと思うんですよ。

こういう形で八千三百戸あるものがどつちにあると。間違いないこの人たちは八千名どつちに移るんだと。ほかのことは関係ないわけですから、こちらはいついつまででできるということとは分かるわけですから、それが増えるに従ってどつちかは減らしていくという、これは当たり前前話だと思ふんですが、それができないんだつたら、両方持つていて米軍としてはどつち使ってもいいよということになるんじゃないですか。

○国務大臣(久間章生君) いや、そういうことはあり得ませんので、というのは嘉手納以南のそういう返還予定地をちゃんとこれはもうリストアップしているわけですから、かなりの部分が返しますよということ。やっぱり返すというところは、こちらではなくすわけでありまして、その辺は、向こうも造る、こつちも残しておくという、そういうことは考えられませんが、そこはもうアメリカ軍の方、アメリカ当局を私たちも信用しておりますから、返すというやつは返すわけですから。

ただ、具体的にその返す部分を早く提示してくれと。今度は、実は向こうの2プラス2の前の防衛首脳会議でも詳細計画が遅れているんで早くしてもらいたいということも言っておきました。だから、向こうは向こうの事情もあって遅れているんだらうと思ふんですけど、その辺については、まあ建ててもらってこつちは残すよという、そんな話には多分、そこまで疑う必要はないと思っております。

○犬塚直史君 そういうことにならなければもう一番いいわけですが、一応こういうことを決めるときには最悪の事態もきちんと想定してやらなきゃいけないと思うわけですね。

特に私は、今回のこの民生活業のイメージについては、一番私は大変なのはこのSPEだと思ふんですよ。やっぱり物を建てたのはいいんだけれども、それからこれを十年以上にわたってしっかりと管理運営していかなくいかぬと、それも外国の地でやらなくいかぬと、そういう中であつて、余りにも今回の法案の範囲からこの一番中核の部分を外してしまつて、今回の法案の中核と言えるべきものがこでしつかりと審議できないというふうな状況には大きな疑念を感じざるを得ません。

民生活と云つておきながら、結局はだれかが決めるだらうと、決めるのは、防衛省も財務省も、あるいはこのSPEの主体であつたり、あるいは国際協力銀行であつたり、結局だれも責任取らない、丸投げしてしまつたと、結局はこの事業自体も前向きなことにならないということに私はなつてしまふ気がするんですけど、大臣、もう一度いかがですか。

○国務大臣(久間章生君) いや、そうはならないわけでありまして、何回も言っておりますように、今度のこの法律というのは、とにかく国際協力銀行の業務が現在の法律のままでやれないから、そういうことを、国際協力銀行にそういう能力を付与するという、そういうのが実質的な法律事項でありまして、それ以外のやつは予算措置等でやれるわけですね。ところが、予算措置等でやることになりましたと、米軍再編に絡んでいろんなことが進められるときに、そのときそのときの政府の都合によつて予算措置でやめたと言われたら対象となつた地方自治体は大変なので、今度は交付金制度でちゃんと法的にそれを担保しますよという、そういう仕組みにしているわけでありまして、だからそういう意味では、こういうふうなスキームをやる場合でも、今度の法律であるわけ

だからここまで規定せよということにはならないと思ふので、そこはひとつ御理解を賜りたいと思うわけですね。

○犬塚直史君 もうこれで終わりにしますが、昨日JBICの人といろいろ話をしています、大変な投資になるわけですね。しかも株式会社になると。その大変な投資をする先がどういふものになるかということについてはJBIC自体は法案が通るまで一切発言権はないという、そういう事態になつていくわけですね。本当であれば、こんな枠組みが決まる前にはしつかりと、デューデリジェンス・スタディーといふものをしつかりとやつて、事業主体に入り込んでやる人間が、本当に自分の我が身としてどういう会社形態にするのか、どういう契約内容にするのか、どういう権利関係にするのかといふのは、私は、もう今からJBIC自体が入り込んでやらなく限りは、とてもじゃないけどこんな出資いきなり任されても大迷惑すると思ふんですよ。

○国務大臣(久間章生君) 確かに法律でこういうふうなJBICの能力に付与しているわけですから、JBICがそのときになつておればやらぬよということも事実上できないとは思ふますけれども、法律上はそういうことができるといふ規定でありますから、JBICがこれじゃ困りますよと政府に対してだつて強く言えるわけでありまして、政府の一般的な監督権はあるかもしれないけれども、JBICに安い値段でこうやつてやれということ無理やり押し付けるわけにはいかならないと思ふます、それは。

しかしながら、その反面、私たちにしてみれば、できるだけコストを下げて、家賃も向こうもやっぱり下げようと思ふでしょうから、やっぱり建設コストについてもできるだけ下げるようにこれから先あらゆる努力をしようとして、やっぱり財政的な負担あるいはまた融資にしたつて、返つてくることを考えますと、やっぱりコストを下げていくという努力はしますので、そうなつてくると事業主体のSPEのスキームをつくる時にかな

りきつく政府としては言わざるを得ません。
そうすると、このSPEも非常に厳しくなるな
という思いはしますけれども、これはやっぱりそ
の辺も考えながら、国際協力銀行としても積極的
に主体的にそういう調査に、これから先この仕組
みができましたら自分の問題として取り組んでも
らえるんじゃないかなと思っております。

○大塚直史君 遅過ぎるんじゃないかという懸念
をもう一度表明して、私の質問を終わります。

○白眞勲君 民主党・新緑風会の白眞勲でござい
ます。

まず、この米軍再編特措法を質問する際に、当
然、先日の2プラス2とか、あるいは日米外相会
談が極めて重要な意味を持つというふうに認識し
ているわけでございます。今回の再編の際には北
朝鮮の動きというのまた気になるところでもあ
るということは確かだと思っておりますけれども、

一昨日の当の参議院外交防衛委員会、私の
質問に対して麻生外務大臣が例のBDAの問題に
関してはとても興味深いお話をしてくださったわ
けでして、その中で、凍結解除したら今度は送金
だと、送金くらい自分でやれと言ったら送金も
そつちでやってくれと、どんだんどん北朝鮮
の要求が上がつてきている状況をつぶさにお話し
くださったわけでして、非常に有り難いなと思
いました。その中で、最後は、引き出して自分で現
金輸送したらどうだと言ったら盗まれるかもしれ
ないなんというようなことまで言われたと。そう
いった現状は非常にこの前の説明で分かったわけ
なんですけれども。

一方、昨日の衆議院の外務委員会で麻生外務大
臣が、あと一週間くらいでアメリカという加減に
しなきゃいかぬという話をしなければならぬ
時期が来ると、こう答弁されたそうですが、私
も、まだ議事録が上がつていない状況なんでもし
かしたら同じ質問をするのかもしれないけれど
も、この場合、やはりBDA問題の解決というの
が前提であるというふうに思えるわけなんです

その中で、日本側の圧力をどんどんレベルを上
げるという中で、この前提は前提として、具体的
には、昨日もアメリカといういろいろ検討してどうす
べきか話は話めているとお話をされて、北朝鮮か
らの輸入を止めるだけではなくいろんなものがある
ということをお話しされたわけですから、これも、
これは具体的にはどのようなものを指すんでしょ
うか。

○国務大臣(麻生太郎君) まず最初の御質問のと
ころからですが、基本的に今、御存じの
ように、二週間ぐらい前もあと三日ぐらいとい
う話をしておりますが、今回の御質問の答弁
にも答えたんですが、今回も数日と言ったから、二
週間か三週間前も同じことを言うと言ったじゃない
かと、今回は数日って保証は何だと言ったら返事
がありませんでしたので、それほど、アメリカと
の交渉じゃなくてアメリカと北朝鮮との交渉です
から、なかなか相手が相手なものですから、正確
な話がころころ変わったりするという嫌いはもう
間違ってなくあると存じます。

したがって、今回も、2プラス2の場でも同じ
ような質問が出たときに、今回確かという保証は
ないんだからという話をしたんですが、終わった
後、しかし何の変化も対応もないというんだつた
ら、もう四月の十三日が期限の六十日でしたか
ら、これはもう五月の十三日となればこれはさら
に三十日延びることになるんで、一月超えて何も
ないというのではちよつとかがなものとこのう
ことになりはせぬかというんで、一月後の五月の
十三日ということになりますんで、今日が五月の
十日ですか、したがって来週ぐらいには、いろん
な、何にもないじゃないかということになってい
くだろうと。時間的には六十日プラスの三十日と
いうように御理解いただければということと一週
間ぐらいかなと申し上げましたし、先方もそう
いった話を、非公式にその話はしたことは事実で
す。

もう一点の方の話は、どういふような方法があ
るかというのは、これはむしろ外務省よりこれ

は内閣府で日本の場合は担当しているいろいろやっ
ておられますんで、これは日本と言うと財務省の話
とか国土交通省の話とかいろいろありますんで、
ちよつとそこらのところの内容を今やっております
のは官房長官の方でやっておられますんで私
もがつまびらかにしていかないというのが一点と、
もう一点は、これをやりますという手を今のうち
から先に言うのめいかなものかということに存
じますんで、その内容を、全部が全部知らない、
知っているわけでもありませんし、全く知らない
わけでもありませんけど、その内容をちよつと今
この段階で手のうち見せるようなことは避けさせ
ていたみたいと存じます。

○白眞勲君 そうしますと、いずれにしまし
ても、現在日本が独自に制裁をしているというもの
のレベルを引き上げるのはあと一週間ぐらいをめ
どであるということでもよろしゅうございませうね。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、万景峰を始めい
ろいろな入ってくるものの禁止等々いろんなことを
やっておるのは事実ですけども、これを来週か
らとか来月からとかいつ、この時期をいつにす
るかということにつきましても、同様に今の段階
でちよつと答えられるときにはないと存じます。

○白眞勲君 これは以前から大臣もお話されて
いることなんですけれども、日本だけではなく
て、具体的には日米間で話めているということに
なりますと、当然アメリカがどうなのということ
にもなると思っております。アメリカはBDAを緩
めながら、逆に言う、どんな圧力を今後加えて
いくというふうに大臣は見えていらつしやいます
でしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、例の国連決議
文書に参加している国等々、一七一八でしたか、
あの文書によつてこれはアメリカ以外にもいろ
ろな国がこれに参加をしております、中国を含め
まして出てきておると思っております。こういつた
国々が今どれくらいのことをやっておりますかとい
うのは私どもとして大変興味があるところでもあり
ますんでこういつた話をずつとさせてきていただ

いておりますけれども、今この段階で私どもとし
てアメリカとこれやります、アメリカはいろいろ
金融をやつて、金融にこれほど効果があると思
っているなかつたのは確かだと思ひますね。それ
が現実問題として極めて効果が上がったと今判断
をしていると思ひますんで、ほかにもいろいろ考
え方はあるという表現は、これでこれだけ効果が
あるならほかにもつとあると今アメリカが思つて
いるということだけは確かです。

○白眞勲君 つまり、それはやはり金融という観
点からしてその効果がありそうということであ
るアメリカが言っているということでもよろしゅう
ございませうか。

○国務大臣(麻生太郎君) アメリカの国際競争力
の最も強いものの一つは金融関係のネットワーク
だと存じます。それを利用しようと考えてもおか
しくはないと存じます。

○白眞勲君 そういふ中で、アメリカの中にもま
た慎重論というものもあるだろうと。ライス長官
の真意について、意気込みがその辺のぐらいい
るんだらうかというのをちよつと気になること
なんですけれども、相当本気になっているんで
しょうかね。

○国務大臣(麻生太郎君) これは御存じのよう
に、財務省、国務省と意見がかなり違つてい
る感じがもう御存じのとおりで、強硬派、
ハードランディング派が多分財務省ということに
なつて、これは国内法上の話であつて、これは国
際法上の話ではないと、したがつてこれ一個のた
めだけに何で国内法を乱用して緩めないかぬの
かということに関する不満はかなりのものがあり
ます。それに対して、何というか、総合的に考
えて、核の一連の話を放棄に追い込むとしては、こ
れはどうしてもこれが必要だとする国務省との間
に意見がかなり違つてきておりましたし、今でも
かなり、財務省がかなり譲つたとはいへ、国務省
とはかなり意見が違ひがあると思ひます。
ただ、核というものをどうしてもきちんとして決着
をしておきたいというのは、これは我々にとりま

してもそれは思いが強いのはもう正直な、一番被害の多そうなところですから、確かですけれども、しかし、このバンコ・デルタ・アジアの話をやったら本当にちゃんと約束どおり初期段階の措置をやるという保証があるかと言われると、これまでの経緯からいくとなかなかそれも信用できないじゃないかと。二月十三日の約束を二か月したらこれだけなつたじゃないかと、またぞろという思いは国務省はもちろん我々もそこはありますんで、ここらのは今、やる気はあるけれども、これやらせた結果こつちの所期の目的が達せられなかったら、財務省と掛け合つてやらせてこつちもうまくいかなかったらという思いがあるというので、そこらのは一番悩みが深いところかなという感じはします。

○白眞勲君 正に今大臣がおつしやいました中での、その初期段階の措置の期限からやつぱり一月はもうたつてしまつたわけですね。北朝鮮にとつてみたら、この北朝鮮の立場からすると、別に困ることは何もないどころか、どんどん核開発もどんどん行えるんじゃないかと、このままでもいいんじゃないかというふうな感じもあるのかなとちよつと思えるわけなんです。そういう中で、ヒル次官補の対応が余りにもちよつと稚拙な感じがしないかというふうなこともあつたりして、これ韓国ではオオカミ少年じゃないのというふうなことまで言われているようなことを言われているんですが、大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(麻生太郎君) ちよつと他国の中の国務省と財務省、また国務省の中の人事評価までなかなか私どもとしていかなるものかと存じますけれども、いろいろ彼自身は悩みの深いところ、交渉の直接担当者ですから。今のアメリカの国務省の中で、アジアにいて韓国大使をやつた等々、アジアのことに關して、今度ネグロポンテが来ましたが、それ以外はアジアに詳しいのは彼一人というところに基本的にはなっていますので、ここに負荷が猛烈に掛かつてきているので、しんどいところであらうなと同情半分、しつかりやれというのが半

分ぐらいのところかしら。

○白眞勲君 また、当然中国に關しても、この制裁強化ということになると当然關係してくるわけなんですから、麻生大臣が四月十日のこの委員会、中国がかなり国連制裁に間接的、直接的にいろんな形で協力してもらつていっていることは確かである、こゝろお答えになつていないわけでは、ただ、余り日本には伝えられていないのも確かなんです、我々一般国民にとつて。

これ具体的にどの程度協力的なのか、ちよつとお答えいただけますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) なかなか言いにくいところですが、上から見ていて、通ります列車の数等々は明らかに減つております。

○白眞勲君 BDA問題が解決しない以上六者会合も開かれない感じだと思ふんですが、こゝろどうなかというのがあるんですが、そうはいつても、これ六者会合開かれないのもちよつと心配なところなんです、大臣としてはいつごろ開かれるというふうにお思いでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) いつごろ開かれるというの、本来でしたら六月には六者の閣僚会議をやる予定にするぐらいが二月の時点でしたので、そういつた意味では、このまま何の進展がないという前提で考えるのと、何らかの進展があつて一挙にというふうな話になつた場合と、ちよつと二通り考えにやいけませんと思いますが、何らかの進展があつたとなつた場合は、来月ぐらいにはその種の話があつてもおかしくないと思ひます。

○白眞勲君 逆に何の進展もない場合にはどうなつちゃうんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これはまたいろいろシミュレーションとか予想が立てられるところでしょうけれども、これによつて当然圧力を更に強化していかうとする日本とアメリカと、それに同調するかしなにかからぬ国がありますので、そことの間の交渉に、かなり打合せ、根回し等々にそれ進んだ場合と進まないときでは差があつ

て、こちらの方が遅れるであらうなという感じはしますけれども、意外ともういいと言つて乗つてくる可能性がゼロとはしませんが、ちよつとまうまいかなかつた場合のときの方かなかなか付きにくいかなと思つております。

○白眞勲君 今回沖縄にF22、これ防衛大臣にちよつとお聞きしたいんですが、が一時的に來ていたというところで、このステルス機と武器輸出三原則との關係で、大臣、この前、先日の私への答弁で、戦闘機なんかでも、例えば日本のこゝろいう素材を使つたら非常に吸収力もあつてステルス性が高いと御発言されているわけですが、こゝろいうことは、今までBMDは武器輸出三原則の適用除外ということなんですけれども、今後は戦闘機の素材などを使った共同開発をしていくことも視野に入れた検討していこうということでもよろしいんですね。

○国務大臣(久間章生君) 別に、視野に入れると言いますと、何かそういうことについて前向きな姿勢が取られるので、非常に最近言葉を選びながら言つていられるんですが、要するにいろんな研究を日本としてもするべきだと思ふんです。

ステルス性というのはどういふわけでステルス性なのか、要するに電波等を吸収しやすい素材を持つていられるからステルス性だ。そうすると、そういう素材の開発について日本としては考えなくていいのかとか、そういうふうなことにいつてやつぱりもつと研究しないと日本の産業が遅れてしまふんじゃないかという、そういう心配がありまして、今はそういうことを言うことすらいかにめ

というんだから、そうじゃなく、それは武器輸出三原則を要するとか変えないかは、これは総合的に内閣として、あるいは政府・与党として決めていけばいいわけですが、そういうふうなことの研究についてはもつとやつてもいいんじゃないかという空気を、やつぱりみんな議論し合ふというのには必要じゃないかなと思つておりました、それで私はあえてあいうようなお答えをし

たわけであります。

○白眞勲君 そうしますと、BMDのときのように、例えば、もしそれで開発ができて、猛烈に性能が良くて、ステルスの素材とか何かがですね、それで共同開発をしようじゃないかというふうな結論になつたとしたら、第三国への輸出なんかも可能になつてくるということについてはどうなんでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) これは先般、この委員会じゃなかったかもしれませんが、私がかつて防衛庁長官をしていたときに、中国に行つて国防大学で講演をしたときに、向こうの教官から質問があつて、日本がBMDを専守防衛のために造る、そしてそのときにアメリカと共同開発して造る、これはまあいいんですが、しかし造られたやつがこちらに売られていくということになると軍拡につながっていくんじゃないかという懸念を持つておつた、そうおつしやられましたから、我々としては、あくまで専守防衛のために今共同開発をしようとしているし、武器輸出三原則を堅持してやつておりますから、そう簡単に外国に共同開発したやつをオーケーですということにはなりませんから、まあ心配しないでくださいと、そのとき答弁したんですが、そういう今おつしやられたような問題も結構将来の問題としては出てくる可能性もありますから、だから慎重にしなければならぬと思ひは非常にあります。

ざりとて、日本がそういうような研究を単独だけでやればいいですけども、やつぱり實際使われているような国と一緒にやつて研究しないとそういう開発については遅れてしまふという、そういう心配もありますから、そういうふうな心配性を吐露したのが先生に対するこの間の答弁だったと、そう理解していただければいいわけで、今直ちにそういうような方向に向かつていきたいということをはつきり言つていられるわけじゃないかというところもあえて言わせていただきます。

○白眞勲君 そう言いますと、共同開発を仮にし

た場合には、海外、第三国への輸出はこれは別問題として、いわゆる安く戦闘機も買えるんじゃないかということなんですよ、結局は。

○国務大臣(久間章生君) それは、共同研究したにあるいは共同開発しますと、その分については少なくとも知見といえますか知的財産権というのは我が国も持つわけになりますから、それは非常にコストダウンにはつながってくると思っております。

○白眞勲君 ずっと御答弁の方を聞いていますと、やはり緩和に向けた発言の問題提起というふうな位置付けなのかもしれませんけれども、片や官房長官は繰り返し慎重姿勢ということをお願いしている。それに対して、久間大臣は私の答弁で、前回、私が官房長官の立場だったら同じような発言をしたと思いますねと、こうおっしゃった。

ということとは、今は官房長官は言えるけど防衛大臣だから言えないのであつて、何かこれってちよつと閣内の不一致のような感じもしなくはないんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) いえ、決してそうじゃなくて、内閣の方針としては、武器輸出三原則を堅持しますという、そういう方針を今でも持っていますし、私も閣僚の一人としてはそういうような立場でおるわけでありまして。

しかしながら、研究とかそういう研究開発に向かつてのいろいろな議論とか、そういうのをしているかどうかという話はまた別でありまして、ちよつと集団的自衛権の問題も含めた自衛権の問題についての議論をやつたりやるといふこと、現在まで取っている政府の解釈をどうするかの話は別ですから、それと同じように、研究する分については、議論する分については私はいいんじゃないかというふうに思うわけですね。

議論することによって、例えば核保有論についての議論をすればそれは誤ったメッセージを与えるから、それは私はすべきでないという本音はありますけれども、そうじゃなくて、こういう問題

題については議論はやつぱりしないと、さつき言ったように、我が国の基礎産業といえますか、産業の技術力といえますか、そういうのがよその国に比べて遅れたらいかぬという、そういうことが気になるわけです。十年前に技術研究をしようよと、ミサイルについてはということをやりましたのも十年後ですから、十年は最低、配備したのも十年後ですから、そういうふうなことを考えますと、そのときになつて研究しようと言つたのでは遅いというふうなことをやつぱり私は素材産業を含めて、いろいろなことをやつぱり議論することはいいんじゃないかなと思っております。

○白眞勲君 確かに、何か今後F22も買うとなつたら物すごい金額だと。この前イーターのことでここをやつたときにも一千億ぐらい、一千億もすごい金額なんですけれども、F22の台数にしたら四機ぐらいしか買えるかどうかという金額になるわけですから、どう安く武器を購入するのかというところについての研究ということについてはやはりこれからしていくべきだとは思いますが、それは単に共同開発ということもあるかもしれないけれども、私が前から申し上げているような、いろいろな安く海外からの調達をするための工夫というのとも同時に並行してやつていきながらこういう御発言をされた方がいいんじゃないかの辺りかがでしうか。

○国務大臣(久間章生君) このポストにおる間はもう発言しちやいかぬということになりますと、そういう新しい技術の芽の分野において、芽が出ようとしているような分野において研究が遅れてしまつていいのかという、そつちの思いがござい

ます。

だから、ステルス性の問題もそうですけれども、例えばNBC、バイオなんかの関係でも、やつぱりもつともつといろんな無害化するような技術とかいふのを日本が開発したならば、それに

ついてはもつと先へ進めていいんじゃないかというふうな、そういう思いもあります。あるいは、例えばある大学で純度が九九・九九の鉄を作り出したところが、それは物すごい効果を持つていると、しかしながら一トンぐらいしか今できないという話でございまして、これもしかし場合によつちや武器として潜水艦なりなんなりに使うとすればどうなんだということになつてくると、そういうような研究をするとかの民生のいろいろな形に将来は転用されていくようなこともあるだろうと。

そういうような研究について日本だけでやらなきゃならないというふうに縛りを与えてしまつていいんだらうかという思いが根つこにありますので、私は、議論は皆さんもつとやつたらいんじゃないでしうかというのを提供しているわけでありまして、そこところの真意を知つていただきたいと思うわけです。

○白眞勲君 それでは、この法案の具体的な条文についてちよつとお聞きしたいと思ひます。今お配りした紙があるかと思ひます。これは、もちろんこの第一条、正にこの法律の第一条の目的の部分ばつとコピーしてお渡ししました。

まず、防衛大臣にお聞きしますが、私驚いたんです、趣旨説明は元々この第一条とほとんど同じような文章だつたわけですが、失礼ながら、私、よく大臣がこれちゃんと読めるなと思つたんですね。というのは、読んでいて気付きました、これ、大分読みにくいんですよ、これ。句読点の中の丸ないんです、これ。これ第一条、この文章、これ第一条と今趣旨説明の文章とほとんど同じなんです。文章的に丸がない文章つてほとんどおかしくないですか、これ。大臣、どう思ひますか。

○国務大臣(久間章生君) これは確かに文章的には簡明でないかもしれませんが、これは、法律を作るときにどうしても法制局と一緒になつて議論しますけれども、今度の場合は、このいろいろな掛かつてきます言葉が、例えばこの当該周辺地域

を含む地域の一体的な発展に寄与するための特例の措置を講じという、これを説明するためにずつと長くそれまでに行くというふうな、そういうことになりまして、本当にそういう点では読みづらい文章になつたんじゃないかなと思つております。我々としても申し訳ないと思つております。

○白眞勲君 これは四月一日の日本経済新聞の第一面一番下の部分の「春秋」という、あのいわゆる「天声人語」みたいなところにこの文章のことが書いてあるんですね。ちよつと読みますね。在日米軍再編特別法案という名前の法案が国会に提出されている。中身を読むと驚く。第一条の条文の長さだ。点を含めて三百四十以上の文字が続く。ちよつとはしりまして、とても一息では読み通せない悪文である。仮に今日そんな文章を、四月一日ですね、ここに書けば、エープリルフールで何か魂胆があるのではないかとすぐに見透かされてしまつと書いてあるんですね。分かりにくい法文をわざと書く官僚たちには当然ながら魂胆がある。法案を審議する国会議員を煙に巻

き、自分たちが法律の解釈権を握るならいだというふうにして書いてあるわけなんです。

正に私、こういう法案、それは法案はいろいろ難しい法案あるにしても、やつぱり国民に分かりやすい法案を作るのはこれ当たり前だというふう

に思うわけなんです。

じゃ、丸と点の付け方が何でこんななんだと。私、ここに小学校二年のこの「たんぽぽ」という教科書を持ってきたんです。これ国会図書館で頼んだら、何でも小学校二年の教科書を持ってきたんですかと言われたんです。でも、ここには、学習指導要領には句読点やかぎの役割を知り、使い方に注意すると書いてあるんですよ。小学校二年なんですよ、これ教えるというの

が、つまり、防衛省の文章能力というのは、これちよつとお聞きしたいんです、小学校二年以下なのか、あるいは日経新聞の指摘にあるように、法案を審議する国会議員を煙に巻くために自分たちが法律の解釈権を握るねらいがあるのか、これど

ちらなんでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) そのどちらでもありません。

○白眞勲君 そうすると、こういう文章はもう今後やめてほしいと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(久間章生君) やめればやめるにこしたことはないんですけど、これは別に煙に巻くためでもなくて非常に幼稚なためにこうなったわけでもありませんで、非常に丁寧に説明しようとするという形になってしまっているわけでありまして、この第一条の目的を丁寧に説明すか、分かりやすく言うかと非常に誤解を受けまして、実はそういう点が非常に困るわけですが、この場合はとにかく、寄与するための特別の措置を講じ、あるいは国際協力銀行の特例等を定めて円滑な実施に資することという、この二つだけなんです。これは、特別な措置を講じることと国際協力銀行の特例措置を作る、この二つによって円滑な実施に資することを目的としますと、これだけなんですけれども、その特別の措置というのは何かということをやつたり丁寧に法律家に作らせますとこういう文章になってしまうということでありまして。

だから、そのところは、分かりやすく言うとは、しよつてしまつて逆に誤解を呼ぶものから、丁寧に、法制的に言わなければこういうような書き方になったということでございますで、そこはひとつ、余りでこのいい文章じゃないと思いますけれども、やむを得なかつたというふうに御理解していただきたいと思うわけであります。

○白眞勲君 できのいいやつぱり文章を作つていただかないと、法案というのはよくないと思うんですよ。確かに今大臣の今の説明はすごい分かりやすいんですよ。ですから、そういう言い方を、ちゃんと点と丸をきちつと付けて読まないと、私一回これ、いやこれ日経新聞に書いてあるからじゃないですよ、私、読んでみて分からないんですよ。だから、親切に書くかと思つてそういうふう

うふうにやつたのかも知らぬけれども、結果的に分からなければ分からない文章になつちゃうんですよ。これ、やつぱりそこはよく推敲していただきたいというふうに思うわけですね。

○国務大臣(久間章生君) 今回の駐留軍再編促進金融業務に関して、どれぐらいの人員と予算を付けるおつもりなんですか。

○参考人(星文雄君) まだその辺については、法律が通つてから検討させていただくことになると思います。

○白眞勲君 でも、何か付けるでしょう。何人か付けるわけですね。何か予算は付けるわけですね。全くゼロということじゃないですね。

○参考人(星文雄君) 私どもとしては、適切なそういう予算措置がとられるよう政府にはお願いしていく所存でございます。

○白眞勲君 つまり、必要だということですね。人員と予算は必要だということですよ。

○参考人(星文雄君) 今後その法律を見て、最終的なスキーム等を見させていただいて、それからそういう措置が必要かどうか考えていきたいと思つております。

○白眞勲君 ということは、今後考えていくんであつて、予算ももししたら人員も必要ないというところもあり得るということでしょうか。

○参考人(星文雄君) こういう事業をやつていくということが国会で決定された場合には、全く何も要らないということにはならないと思います。

○白眞勲君 私は当たり前だと思つてですね、事業をやるんだから。当然何か必要だと、それをおつちやつていただけりゃ私はいいと思うんであつて、余り難しい話をしないで私はいいいと思うんですよ。いや、それは何か必要ですよということだと私は思つてですね。

ところで、そのJBIICは何のためにあるんですか。

○参考人(星文雄君) 私どもは、我が国の対外的

な政策金融を担う一元的な機関として投資、輸出、輸入等の金融をやっております。

○白眞勲君 その目的は何ですか。

○参考人(星文雄君) 日本からの輸出、それから日本への必要な物資の輸入、それから日本企業の海外への投資の支援、それから資源の確保、そういうことを主たる目的としております。あと、もう一点申し上げますと、国際金融秩序安定のための融資も行っております。

○白眞勲君 つまり、国際協力銀行法第一条の目的に沿つたことをやっているとということですよ。

○参考人(星文雄君) はい、そのとおりでございます。

○白眞勲君 今回の法案を見ますと、その第十六条に、JBIIC法第一条の規定にかかわらずと書いてあるわけなんです。これ、今正にJBIIC、星さんおつちやつたように、このJBIICの第一条が目的であるわけですよ。その第一条の目的に対して、今回のこの法律は、第一条の規定にかかわらずと書いてあるんです。

これ、一番大切な第一条を抜いたら、JBIICとしての意味なくなるんじゃないんですか。

○参考人(星文雄君) これは私が答えるべき性格のものかどうか、法律上の問題でもあり、ちよつと判断いたしかねます。

○白眞勲君 じゃ、防衛省、お答えください。

○国務大臣(久間章生君) 従来のJBIICの目的に新たにこの分を付与したという、そういうようなことでありますから、従来持っていたJBIICの目的外である、今度の事業はですね、それをJBIICに付与したというふうな、そういう法律の特例だと、そういう認識を持っております。

○白眞勲君 今、法律の特例だということに大臣おつちやつたんですけれども、JBIICの業務の特例といつても、これ、大臣の御発言では五十年ぐらいのスパンで貸していくんだということになりますよね。つまり、半世紀ですよ。JBIICと

ともにこの特例というのは半世紀もあるということとは、これはもう特例じゃないんじゃないかと私は思つてですね。JBIICの本来の業務の目的になつていくのが普通なんじゃないんでしょうか。これ、特例じゃないと思いますけど、いかがでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 本来、事業主体というのは一般的なことをやるわけですが、特別の仕事としてそれを与えられて、そしてそれをやつたその後の維持管理あるいは回収をやるといふのを別経理ですつと特例としてやっていく場合は、それは特例であつたとしても年数が続くのは、これはやむを得ないことじゃないでしょうか。

○白眞勲君 防衛省にお聞きいたしますけれども、駐留軍移転促進事業で資金の貸付けが行われるんだと思つていただいても、利子はどれぐらい取る予定でしょうか。

○政府参考人(大古和雄君) その点についても、いろいろ住宅の建設とかその中身によつて、今後、JBIICの監督の下、SPEなりが、JBIICがまた判断されているいろいろ決めていくと思つたので、現時点で利子がどの程度かというのはお答えできないという状況でございます。

○白眞勲君 無利子のケースというのは想定されておりますか。

○政府参考人(大古和雄君) 基本的には利子を取るといふことにはなるかと思つていただいても、SPEとの関係で、SPEの会社の性格というのをいろいろ勘案した上で現実には決められることになるかと思つてます。

○白眞勲君 つまり、利子を取らないケースもあるということですね。

○政府参考人(大古和雄君) 状況で、現時点ですべて利子を取るか利子を取らないケースがあるかについては断定できないわけですが、いずれにしても、今後日米間で調整して住宅建設の具体的な状況が決まつたときに、そういう利子の問題についても整理されることになると思つており

ます。

○白眞勲君 私聞いていたのは、利子を取らないケースがあるかどうかを聞いていたんですけれども、イエスカノーかぐらいでしか答えられないと思うんです、いかがですか。大臣、お答えください。

○国務大臣(久間章生君) 利子を取らないとい

ますか、要するに無利子融資ですね、無利子融資のケースもあり得るという認識はありますけれども、財務省とはこれから先またこの問題については詰めなきゃならないから、あるとかなないと今の時点では答えられないというのが防衛省としての立場であります。

○白眞勲君 J B I Cさんにお聞きいたします。

J B I Cの業務の中で利子を取らないで貸し出している例はありますか。

○参考人(星文雄君) 現在ございません。

○白眞勲君 財務省にお聞きします。

世界の銀行で無利子で貸し出している金融機関がありますでしょうか。

○政府参考人(玉木林太郎君) 適切な例が分かりませんが、例えば国際開発協会、これは国際開発金融機関ですが、第二世銀と言われている国際開発協会は、貧困国に対して無利子で貸し付けております。ただし、その場合〇・七五%の手数料を徴収している例があると承知しております。

○白眞勲君 そうしますと、アメリカは貧困国ですか。

○政府参考人(玉木林太郎君) ただいまの例で申し上げた第二世銀の場合には、もちろんアメリカは融資の対象国では元々ありませんので、その対象にはなりません。

○白眞勲君 いや、私が聞いているのは、アメリカは貧困国ですかということ。

○政府参考人(玉木林太郎君) この世界銀行の定義に従えば、貧困国ではございません。

○白眞勲君 そうすると、貧困国じゃない国に、あるいは企業でもいいですけれども、世界的に見た場合に、これは局長さんの今の知識でいいです

よ、銀行で無利子で貸している例はありますか。

○政府参考人(玉木林太郎君) 今申し上げた例は国際機関の例ですが、それ以外の民間の金融機関が貸し付けているケースについて私は十分知識を持っていないので、どうか疑わしいんですが、恐らく極めてまれなケースだと思います。ほとんどあり得ないケースだと思います。

○白眞勲君 財務省さんの知識で、局長さんの知識でほとんどないと言ってますよ。

じゃ、もうちょっと財務省さんに聞きたいんですけど、じゃ無利子で五十年間融資するのは世界的に見て非常識でしょうか。

○政府参考人(玉木林太郎君) ただいま申し上げた第二世銀の例、IDAといいますが、国際開発協会の例で言えば、これは貧困の撲滅、削減という政策目的に沿って、無利子で四十年間の貸付けをしております。

○白眞勲君 いや、ですから、国際的な貧困の解消じゃなくていいですから、五十年間無利子というのは常識的にあり得るんでしょうかということ聞いています、私は。

○政府参考人(玉木林太郎君) 常識的という意味がちよつと測りかねますが、政策目的次第ではあり得るのかと思います。

○白眞勲君 その政策目的というのは貧困国に対しての政策目的だと思えますけど、今まで例はあるんでしょうか。

○政府参考人(玉木林太郎君) 少なくとも私の知る限りで現実の制度となった最も長い例がこのIDAの四十年ではないかと思っております。

○白眞勲君 そうしますと、今回五十年の無利子で先進国に融資するということになる、これは初めてのケースだと。財務省さんの局長さんの考えではそういうふうになるわけですね。

○国務大臣(久間章生君) 今五十年という話が出ましたけれども、J B I Cに対して五十年ということを決めているわけじゃありませんで、アメリカの例では、住宅に入っている人から回収するのに、日本と言う住宅資金ですね、そういうのが五

十年で返還をしている例があるということも言っているわけですから、この貸したやつをどういう、早く、そんなに五十年は持てないと、三十年で回収するとか、そんなものも含めてこれから先はいろいろ議論するわけでありまして、そのときに、今みたいな例を念頭に置きながらこれから先詰めていくわけで、我々としてはそういうような可能性を全部否定するんじゃないかと、そういう可能性の道は残しておくべきけれども、それがどういうふうに詰まってくるかはこれから先の国内での交渉であり、また国外のいろいろな例とのバランスの問題、そういうことも考えながら、それと同時に、今度の場合はこういう特例まで作つてある目的を達しようとする目的との関係でどうなのか、そういうことについてまた議論をしていただく必要があらうかと思っております。

○白眞勲君 大臣のお答えというのは極めて当然だと私は思っております。

今のスキームで私たちの認識している例ですと、例えばの話ですけど、五十年ぐらいの長さのスペインで無利子の融資をすることもあり得るんだというふうにも取られかねないんですよ、これは。それについて、どう見ても、今財務省さんからのお話ですと、財務省さんの知識を超越した内容になっているわけで、これはちよつとやっぱ常識逸脱しているんだと、それを踏まえてこれからはもうやめてもらいたいというのが私の気持ちなんです。

ですから、その中で、J B I Cさんにちよつとお聞きします。今後、これから株式会社になりま

すよね。株主だれになりますか。

○参考人(星文雄君) 政府でございます。

○白眞勲君 これ、株式会社で、これは会社法による株式会社です。

○参考人(星文雄君) そのとおりでございます。

○白眞勲君 一般的に言つて、銀行が無利子で貸す、これについて完全に損害を出すわけですよ、無利子で貸した場合に。これ、株主怒りますよ、これ、普通は。会社に損害を与えるということでは、会社法で言うところの株主代表訴訟にはなりません。株主に対して損害を与えるということは、ひいては日本国民に対して損害を与えることになりませんか。J B I Cさん、お答えください。

○参考人(星文雄君) 先生の理屈でいくと、確かに利益は、利益という損失が出るということになります。したがって、意図的に損失を出したということであればそういうこともあるかと存じますけれども、その辺は、政府が株主でございまして、最終的には政府の御判断になるかと思えます。

○白眞勲君 今非常に重要なことをおっしゃいました。意図的に損失を出した場合には、正にそうだと思います、私は。意図的に損失を出す可能性はあるんですよ、無利子の場合は、J B I Cがやった場合に。これ株式会社ですからね。それについて、大臣、どういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(久間章生君) J B I Cに対してまた出資をする場合もありますので、そういうようなこととの絡みでJ B I Cに赤字を出させるようなことのないようにしなけりやならないと、それは思っております。

○白眞勲君 出資をするといつても、最終的にJ B I Cが無利子の融資をした場合には、これは赤字になるのは間違いないんですよ。出資というのと、それは無利子で仕事をさせているわけですから、それで赤字にしてしまつたら出資とは関係ないわけなんです、これ。それを補てんさせるというところになったら、やっぱそれは税金で補てんしている形になるんじゃないでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 今回のことにつきましては、政府がJ B I Cを利用するという形を取っておりますけれども、J B I Cにこれは赤字を負担させるというわけにはいきませんから、そこは

政府の責任で償わなければならないわけでありまして、だから、その出資の部分とあるいはまた融資の部分、融資なら融資の利息の部分とあるいは回収する利息の部分、そういうやつ全体の仕組みをどういうふうに構築していくか、それがこれから先我々に課せられた、我々だけではなくて財務省も含めて、あるいはJBIICも含めてみんまで考えていく問題だと思っております。そのためには、さつきから何回も言っておりますように、そのコストを、建築コストをやつぱり下げていくという、これについて努力をしなければいけないというふうに思っております。

○白眞勲君 そうしますと、やつぱりその辺のスキームきちつとして、これ株式会社なんですよ、JBIICは。JBIIC、株式会社になるんだつたら、その辺ちゃんと黒字化になるような形でやっていくのがこれは筋だと思えますけど、その辺はいかがでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 政府の関係する、株式会社将来なるとしまして、今の段階では政府の関係銀行でございますので、黒字にしなきゃならないということまでは言えないかもしれませんが、赤字にさせちゃいけない、これは言えると思います。

○白眞勲君 いや、これは赤字にさせるとか黒字にさせるとか、それは当たり前ですよ、黒字にさせるのは、企業になるんですから、これは。ですから、収支とんとんしていく程度にしていかなきゃいかぬといつても、結果的にはこれは赤字になるんですよ、普通、お金だけ見ると。というのは、人件費とか電話代とかいろいろものが絡んでくるんです、これは。JBIICがやるといふことになれば、JBIICの中で、今も最初にJBIICの星理事がお話されているんですから、それはやつぱりよく検討していただきたいというふうに思います。

もう一つ、ちよつとこの前の御答弁で、GSO MIAについてお聞きしたいと思えますけれども、そのとき北米局長の御答弁では、この協定は

我が国内法令の範囲内で実施可能な内容とするということとしておりましたというふうに言っているんですね。これ、締結に当たっては国会の承認が必要となるような条約とすることは想定していない。そうすると、GSO MIAの中で現行法で対応できる部分しか協定は結ばないという意味合いなんですか、この御答弁は。

○政府参考人(西宮伸一君) ただいまの点についてお答えしたいと思えます。本協定は秘密事情報の取扱いの方法であるとか提供のための具体的な手続を明確化することを目的とするものでございまして、その内容につき大体実質的な意見の一致を見たものでございまして、けれども、我が国の既存の法令、法律、政令、省令を前提として、その範囲内で締結するといった内容になるということでございます。

○白眞勲君 ということは、ほかの国と今回結ぶGSO MIAの内容は違うんですね。

○政府参考人(西宮伸一君) GSO MIAは、アメリカが様々な国、六十か国ぐらいだというふうに存じておりますけれども、締結している協定でございまして、日本が締結するものとしてはアメリカとの一つだけでございますので、なかなか比較はできないと思えます。

○白眞勲君 それは変な答えですよ。ほかの国と結ぶGSO MIAと日本とのGSO MIAは、アメリカがほかの六十か国と結んでいるGSO MIAと比べて違うんですかということをお願いしているんですよ。

○政府参考人(西宮伸一君) 日本の現行の法令の範囲内で結ぶということでございますので、その意味では内容的には違つてくると思えます。

○白眞勲君 そうしますと、今後、仮に現行の国内法令でいう、例えば日米相互防衛援助協定ですか、に伴う秘密保護法とか自衛隊法、国家公務員法などによる守秘義務規定や罰則が、これ、仮にです、国内法上強化されたというふうな状況にいた場合には、それに伴つてGSO MIAの内容も実質的に強化される可能性もあるということですか。

ね。

○政府参考人(西宮伸一君) 仮定の質問でございましてけれども、今のGSO MIAの締結がされた後に、この協定の目的でありますところの秘密事情報の保護に影響を及ぼすような国内法令、今の御質問の場合でございます、我が国の日本の国内法令に改正などが行われた場合におきましては、アメリカ側にもその改正の内容を通報し、場合によっては協定の改正につき検討するように協議をするといったような段取りになつてくるのではないかと思います。

○白眞勲君 それ、すつごい問題だと私思うんですね。つまり、まあこれちよつと悪く思えばですよ、国会承認をしたくないために、今のところは現行法令の範囲内でGSO MIAの締結をしながら、今後、日本の法律の内容を強化したら、それに伴つてGSO MIAの内容も実質的に強化していくということじゃないですか。今そういうふうにお答えになつていらっしゃるわけですよ。これはつまり、国会承認条約の基準、昭和四十九年のいわゆる大平三原則の形骸化につながりませんか。

○国務大臣(久間章生君) いや、そういうふうに取り扱いますとまた非常に、逆に今度のGSO MIAが強化につながつていくと取られますので、そういうじゃないんです、国内法を変える場合は、このGSO MIAを結んだから変えるんじゃないんですよ、ほかの要因でいろいろと、例えば今国家公務員の罰則が軽いんじゃないかとかいろいろな話がございますから、そういうのについて強化されたときに、また国内法に従つてこのGSO MIAは、何といひますかね、それにのつとつてやるだけの話ですから、こつちをやつたから強化されるということにはならないわけで、そここのところの誤解のないようにしていただきたい。

今、先ほどの答弁がありながら、そういうふうな誤解されるおそれがありやせぬかなというところは大変気にしました。今度のやつはそういうことにはなつておりませんので、このGSO MIAの場合は手続とかそういうことをむしろ今までと

ちよつと変えるといひますか、もつとそれを一般化するということでありまして、内容については、刑罰規定については従来の法令、省令も含めてそのままです、そこところはひとつ誤解されないように注意しないといけないと思つております。

○白眞勲君 いや、それ、今のお話ですと、やつぱり同じなんです、内容は。つまり、今の現行法の中でのGSO MIAだけれども、現行法がこれ別の要件で強化されたら、それに伴つてGSO MIAを上げると今言つたでしょう。そういうふうな局長さんおつしやいましたよ。ですから、それ、今全然誤解なくないですよ、それ。問題ですよ、それは。どういうことなんですか、これ、大平三原則を逸脱したことになりませんか。

○政府参考人(西宮伸一君) 国内法を改正するという予定があるというふうには承知しておりますけれども、GSO MIAは、あくまでも日本が持つていける国内現行法の範囲内で、日米で秘密事情報のやり取りの仕方、例えば相手国と同等の保護を与えるであるとか機密指定をそろえるとか、そういう手続を定めたものでございまして、他方、仮に国内法の改正が行われるということであれば、それは当然国会の御審議を経てその部分が変わるというふうなことだと思えます。

○白眞勲君 ですから、同じことを答えていらつしやるじゃないですか。今北米局長さんがおつしやつたのは、今も私が申し上げたように、国会承認を、悪く言えばね、したくないために現行法の範囲内に今のところはどうもおいて、今後法律の内容を強化しつつ、GSO MIAも実質的に強化していこうじゃないかということにつながらないのかということなんです。つまり、国会承認条約の基準の昭和四十九年のいわゆる大平三原則の形骸化につながりませんかということを私は言つていられるんですよ。それに對して全然答えていないじゃないですか。いや、それは国内のあれがむにやむにやだからその場合は何とかだとい

う、結局そうじゃないですか。

○政府参考人(西宮伸一君) 今申し上げた現行法令という、範囲内というのは、現行法令というのはもちろん取決め締結時の現行法令のことを申し上げているわけでございます。

他方、御質問でG S O M I Aの改定後に何らかの国内法令の改正がなされた場合の考え方ということでございましたので、協定下で影響を及ぼすような改正が行われた場合には、アメリカに通報の上、あり得べき協定の改正につき検討する協議をする。

○白眞勲君 極めて問題が大きいというふうに私は思いますけれども。

ここで防衛大臣にちよつとお聞きしますが、G S O M I Aはこれすべて公開するんですね。

○国務大臣(久間章生君) それは公開、行政協定ですから、秘密協定じゃありませんので、公開すると思います。

○白眞勲君 それでは、次にちよつとお聞きしたいと思うんですけども、2プラス2を見ると、グアムの環境アセスメントに対するコメントというのはあるんですね。ところが、日本の普天間についてはないような感じなんです、この2プラス2の文書の中にですね。これはなぜですか。

○国務大臣(久間章生君) 今回の防衛首脳会談、あるいは2プラス2でも具体的に個別の話はほとんど出ていないわけです。進捗状況について触れた部分はございましたけれども、昨年のロードマップに従ってやつてもらいたい、やりましょうという、そういう合意でありまして、普天間がどうか岩国がどうか、そういう中の話については一切話は出ておりませんので、そういう意味で、ちよつと報道等についてのあれが、言い方がちよつと違っているなという感じを受けました、そこに書いてあるとおりであります。

○白眞勲君 もう一つ、この2プラス2においてミサイル防衛の状況というののロードマップ、記載されておるわけですけど、これ、どのように今後肉付けしていくつもりなんですか。

○国務大臣(久間章生君) これは情報共有、あるいはその前提としての情報の提供、これについて日米双方でもう少し具体的なやり取りをしようじゃないかと、それをある程度スケジュールを追いながらやつていこうという、そういうことを私の方から提案したわけでありまして、今具体的にこうだということとはございせんけれども、これから先、やつぱり特にミサイル防衛等については、あるいはミサイル防衛だけではありせんけれども、情報の交換というのは非常に必要になってくるんじゃないかなと思っております。

○白眞勲君 大臣は、バジジシステムの情報、これをアメリカに提供するおつもりだということを知っているんですけども、どのような情報で、どのようなスケジュールでお渡しする予定なんですか。

○政府参考人(大古和雄君) 今後、正に2プラス2の中で、委員御指摘のように、日米間の、米軍と自衛隊で運用協力を深める上で情報協力が重要であるということと合意しました。その関係で、今後、その情報共有についてもちゃんとロードマップを作つて相互にどういうふう提供していくかについても確認していこうということになっております。

ただ、今御質問の具体的にどう情報交流の仕方をしているかというお尋ねに対しては、日米双方の情報の関係もございまして、ちよつと細部は明らかにできないんですけども、適宜、例えば航空自衛隊の保有するバジジ情報についてはアメリカ側にも提供していくということと考えておるところでございます。

○白眞勲君 大体、今、大古さんは検討されているんだということだと思ふんですけども、検討検討じゃなくて、大体いつごろぐらいまでに大体この辺りのロードマップというのを決める予定なんですか。

○政府参考人(大古和雄君) 具体的にいつまでにこのロードマップを決めるかということについては、今後日米間で話し合つていきたいと思つてお

ります。

ただ、航空総隊の司令部が今の府中から今、横田に移るといふことが決まつておりまして、その中で統合調整のための施設を造ることになっておりますので、その中で日本の防衛のためなり情報協力の共有というのにはちゃんとする必要があると思つていまして、そういう時点が一つのめどかなと思つておるところでございます。

○白眞勲君 今、バジジシステムの提供という関係もありましたけれども、当然それはアメリカに對して見返りと言つちやなんですか、やつぱりアメリカからいろいろな情報をいただく必要性というのが私はあると思うんですね、これはギブ・アンド・テイクというのが日米同盟の基本であるわけでしょうから。そうすると、まさかということじゃないんですけども、ミサイル情報をもつたためにバジジシステムの情報を渡したということではないですか、これ。

○国務大臣(久間章生君) これをもちうためにこれをやつたということじゃなくて、日米双方がこの日本を取り巻く安全環境の中でこれから先どういふふうによつていくのか。先ほどのほかの質問に答えましたように、役割、任務、能力というのについての今この共同の作業をやつておりますが、その一環として情報についても双方で一体的な運用はしていくべきじゃないかという、そういう流れの中で話をしているわけでございます。

で、いろいろ、まだ今のバジジシステムだけじゃなくて、ほかの細かいこともあろうかと思ひますので、特に航空については航空総隊が今度は横田に移りますから、そして一緒にやつてそのそばで統合運用を、まあ統合運用と言つたらまた誤解があるかもしれないんですが、両方が協力を密にして調整をやつていこうとしますと、それに必要なものについては相互がやつぱりお互いもう共有するといふようなことになっていかないうまいかないう点があろうかと思ひますので、その辺、その移る、その辺の時期を念頭に置きながら詰めていきたいなと思つております。

○白眞勲君 そうしますと、今後、航空の分野で、アメリカの戦闘機と日本の戦闘機が編隊飛行してどこかに飛んでいくということはまさかはないと思ふんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 今でも共同訓練というのはやつていまして、日本国内あるいは日本の領空、そういったところでいろいろなことはあるかもしれないし、あるいはアメリカの領空でやることはあるかもしれないが、とにかく、今、白先生がどこを念頭に置いて言われたのか知りませんが、そういった他国に行つて共同で編隊飛行をするということはまず想定しにくいんじゃないでしょうか。

○白眞勲君 最後の質問になりますけれども、大臣の訪米時に何かアメリカからこんなものを提供するよと、こういった情報は提供していくよ、これから、というようなことが、新しいもの何かありましたか。

○国務大臣(久間章生君) 特別それはございせんでした。

○白眞勲君 終わります。

○浅尾慶一郎君 午前中、あと二十分ですから、国際法上の関係を少し伺つてまいりたいと思ひます。

まず、2プラス2、先ほど議論が出ましたロードマップということですけども、これは国際法上どういふ文書になりますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 国際法上というお話でしたけれども、これはいわゆる国際的な約束事ではありませんので、これは日米両国政府の意図というものを表明したという文書ですので、いわゆる国際公約とか約束とかいふものではないと思ひます。

したがつて、このロードマップによつて、何といふんですか、国際法上の権利とか義務というのを負うというわけではございせん。

○浅尾慶一郎君 権利義務は負つていないということ、政治的な信義的な義務があるというよう

なことになるわけですね。ロードマップで書かれていることには今国際法的には義務がないけれども、政治的、外交的な信義誠実の原則に従って守つていかなければいけないと、そういう文書だという理解でよろしいですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的に、今おっしゃったように、いわゆる両国政府の意図を表明し合つたということでありまして、今そのことが政治的というのであれば、今、浅尾先生のおっしゃったということになるかと存じます。

○浅尾慶一郎君 このロードマップにいろんな数字書かれていますけれども、これ上限だと様々な委員会御答弁をさせていただいておりますけれども、上限とされるその根拠というのはどういうところ、根拠はどういうところにあるんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは日本がいわゆる、何というか、第三海兵隊か、第三海兵機動展開部隊と言われるもののグアムの移転に関して、グアムに移転しますと、グアムにおけます施設とかインフラの整備のためにいわゆる直接的には二十八億ドルを財政支援しますという話で、六十・九億ドルを提供する旨の意図を表明したということでありまして、いわゆる財政支出の真水と言われる、よく表現の、上限が二十八億ドルということになっておるということにつきましては、これは昨年の五月のたしか2プラス2において確認をされておるといふことであります。

○浅尾慶一郎君 いや、私の質問は、それが上限だということの根拠は何があるんですか、それ以上増えないという。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、たしか私の、今、これ正確な記憶ではありませんけれども、その現場にいたときには、これはもう三十億ドルからスタートして、品のいい表現じゃありませんけれども、小切つたというものが正確な表現なんだとは思いますが、二十八億ドルまで、ずっとあつたものがだんだんだんだんこうなつて二十八億ドルが限度だと、ここまでだといふのであ

話をして共同でどこかで発表したんで、文書に残してはいないと思ひますんで、私も事あることに二十八という話がよく向こうに、忘れられたり人が替わると困りますんで、あの二十八という数字はよく使う数字であります。

○浅尾慶一郎君 その二十八億ドルにしてもさんざんいろんな、予算委員会等で指摘をいたしておりますが、かなり高いというふうに思ひます、中身に対してですね、造るものに対して高いということ。まあそれは後ほどやりますが、ですから、それを上限とするということは、かなり高い上限があるなということだけは指摘をさせていただきます。

次に、この今回の法律に基づいても、具体的な金額というのがなかなか出てきていないということだと思ひますが、先ほど白委員の質疑の中で出ましたいわゆる大平三原則というものがあ

大平三原則というのは、国会の承認を要する条約とは何かということを決めたものが大平三原則でありまして、まず、ロードマップは国際約束ではないから大平三原則に定められる条約にはならないということになるんだと思ひますね、論理的に言えば。ただ、その三原則は、第一に、国会の立法権に制約を課する内容を含む国際約束、それから第二に、国会の議決を経た予算又は法律で認められていない財政支出義務を含む国際約束、第三に、我が国と相手方との間あるいは国家間一般の基本的関係を法的に規定するといふ意味において政治的に重要な国際約束であつて、それゆゑに発効のために批准が要件とされている国際約束といふことなんです、ロードマップで定められて

いることは国際約束ではないといふふうには先ほど御答弁をいただきましたが、しかし、そこで決められていふことを守ろうとすると予算あるいは立法権に制約を課するやうなことが数多くあると。だから、現に、国際協力銀行法の中身を少し変えるやうなことも含めたことを今回の法律の中で規定して

話をして共同でどこかで発表したんで、文書に残してはいないと思ひますんで、私も事あることに二十八という話がよく向こうに、忘れられたり人が替わると困りますんで、あの二十八という数字はよく使う数字であります。

このロードマップを国際約束としないことが、言い方を変えると、少し逃げ道的に使われているんじゃないかなと。つまり、守らなきゃいけない国際的な義務はないよといふつ、しかし信義誠実に従つて守らなければいけないんですといふこと。しかし、それを国際約束にすると、それ自体が審議の対象になつてしまふんで、それを審議の対象にしないで駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案といふ非常に長つたらしい、そして中身が非常に、かなり苦勞をされた跡は見えてるんですが、久間大臣の顔を見ながら申し上げていますが、苦勞をされた跡は見えてるんですが、疑をさせていただきますが、無利子でJ B I Cに融資をさせるために政府が無利子でJ B I Cにお金を貸すといふやうなこともこの法律の中に入つて

いますけれども、そうであれば直接政府がやればいいだけの話のやうなことも含めて、その苦勞をしたものをまとめた法律といふことになつてい

るんだと思ひますけれども、ロードマップと大平三原則という観点で言うと、国際約束としないといふことによつて国会の関与を一步減らすやうな枠組みになつてい

るんだと思ひますけれども、ロードマップと大平三原則という観点で言うと、国際約束としないといふことによつて国会の関与を一步減らすやうな枠組みになつてい

るんだと思ひますけれども、ロードマップと大平三原則という観点で言うと、国際約束としないといふことによつて国会の関与を一步減らすやうな枠組みになつてい

るんだと思ひますけれども、ロードマップと大平三原則という観点で言うと、国際約束としないといふことによつて国会の関与を一步減らすやうな枠組みになつてい

な金額も米軍住宅について決まってくると思ひます。それは、いわゆる国際約束として交換公文も含めた文書で合意されるつもりなのか、その点を伺いたいと思ひます。

○副大臣(浅野勝人君) 在沖海兵隊のグアムへの移転については、今後、我が国の支援にかかわる具体的なスキームなどについて更に詳細に検討していく必要があるといふこと、先ほどから度々防衛省からも説明のあるところでございますので、関係省庁と相談しながら、国際約束の締結が要るかどうかを含めて整理してまいります。J B I Cと先方との契約だけで済むのか、あるいは政府間の取決めが要るのか、具体的な中身を決めていく過程及びその結果でどうするかを検討するといふことにな

ります。

○浅尾慶一郎君 繰り返しになりますけれども、私は国際約束という形で結び、それを国会で批准をする形を取つた方が手続としていいんではないかといふふうに思ひますので、そのことを申し上げていきたいと思ひますが、例えば国会の承認にかからないやうな形で国費を外国政府等に支出した例というのは具体的にあり

ますか。

○副大臣(浅野勝人君) 単年度予算主義を取つていますので、基本的には複数年度にわたつて外国政府などに支出することを内容とする国際約束を締結する場合には国会の承認が必要になります。ただし、単年度予算主義の例外として、国庫債務負担行為として国会の議決を経た予算の範囲内で複数年度の支出を行うことも認められておりますので、行政府限りの取決めによつて行うことができます。

例えば、平成十八年、去年七月二十五日にインドネシアとの間で橋の建設に必要な資金として、日本の関係法令、それから予算に従ふことを条件に、十八年度から二十年度にかけて、三年間にわたつて合計七億九千四百万円贈与することを決めた交換公文に署名しています。当然のことながら、この贈与についても国会の議決を経た予算の範囲内で行われることは、大臣が今申し上げたと

おりです。

○浅尾慶一郎君 今、国会の決めた予算の範囲内、単年度という二つのキーワードをおっしゃったわけでありますけれども、今回の米軍再編、なかなかグアムに造る海兵隊の住宅というのは複数年に当然たがわるわけでありますし、金額としても、インドネシアの橋の場合七億円ですよね。米軍住宅の場合は何十億ドルと、二十何億ドルと。ですから、二けたあるいは三けた単位が違ふと。そうなると思えば、これは当然、国会承認が必要で国際約束を結んで、それを国会の場でも一度審議をした方がいいと思ひます。

なぜならば、この法案の中では、まだ具体の金額が全然決まっていなくて三再四御指摘をさせていただいてあるわけですが、その点について、久間大臣そして麻生大臣、どのように考えるか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(久間章生君) 私は、今、浅尾委員がおっしゃられましたことは非常に大事だということに認識しております。

といいますのは、日米双方が、政権が交代したときに、あるいは議会の承認が得られないからといって、向こうの分担あるいはこちらの分担が、この年はやめる、この年は出る、そんなことになつたら一つの計画が台無しになりますから、やはり決めたことは、政権が替わろうとも議院が承認であらうとも、もう決まつたことはやつてもらうという、そういうことをしないと非常に両国にとつて大変困ることになるかと思ひますから、そういう意味からも今おっしゃられる意味はよく分かります。

○国務大臣(麻生太郎君) 今おっしゃいますように、前半の部分は久間先生と同じなんです、今回のように約束を表明したいわゆる双方の意思を実現しようと思つたら、予算の議決というのはこれは必ず要することになります。二十八億ドルに限らず、何でも要することになるかと思ひます。したがって、仮に国会で予算の審議がバツになつた、通らなかつたということになれば、これは政

治的な責任が当然出ることにはなるというのは当たり前ですけれども、これは法的に国会の意思というものを拘束していることにはならないというのは当然のことだと存じます。

○浅尾慶一郎君 ですから、今、久間大臣が言われたことは私も大変重要なことだと思ひます。私は何年度も予算委員会等で、現段階の二十八億ドルは客観的に高いと思ひますが、それが妥当な範囲になるということであれば、それをその段階で固めておくということには非常に重要なことではないかなというふうに思ひます。それは国際約束、国際条約という形になりますから、そうすればそれ以降の政権も当然縛ると。

しかし、今御指摘がありましたように、そうではない形になつた場合には毎年毎年の予算の中で処理をしていく。この法案の中にもありますが、予算の中で処理をする中で例えばSPEがうまく回らないとなれば、無利子の貸付金を政府からJBICに出して、JBICから無利子の貸付金がSPEに行くように追加でやらなければいけない事態も出てくるかもしれない。あるいは、SPEが経営がうまくいかないということでは、SPEがICがしなければいけないこととなつたときに、その原資も政府が出すということになっていきますから、それが否決されるということも当然出てくるわけですから、そういうことも含めて、プランができた段階で国際約束という形で議会の承認を求めるといふのが筋としてはいいんではないかというふうに思ひますが、改めてその点についてどれぐらいの決意で最終的にはこれを別途条約的な国際約束として国会承認を求めようと思ひますか、どうか、伺いたいと思ひます。

○国務大臣(久間章生君) これに基づいてこの大きな方向性を示すことによって今度調査したりなんかして固めていくわけでありまして、固まつた段階でどうするか。それから先は単年度で勝負していくようなことにするのか。やつぱり決まつた以上はこの金額でいこうという形でそれを縛るのか。私は、その時点での政府が判断することにな

ろうかと思ひますけれども、しかし、私は、すべきであるというふうに私自身は思つております。

○浅尾慶一郎君 国際約束を所管される麻生大臣はどういうふうに考えますか。

○国務大臣(麻生太郎君) 決意のほどというように伺いましたので、これは今、久間大臣の方から言われましたように、基本的には単年度主義の日本の国会というか日本の財政のルールになつておりますので、単年度ということになりましたときにどういふようなことが起こり得るかという危険性は確かに考へておかなければならぬのはもう御指摘のとおり。これは相手側も多分同じだと思ひますが、そういうことだと思つております。

しかし、私どもとしては、これはどういつた決意でいくかという、これは物すごく大きな全体の流れの中できちんと話をした上で両国首脳で決めた話でもありますし、2プラス2でその細目いろいろ詰めてあるところでもあります。私どもとしては、これをきちんと表明をした上で、きちんと額を決まつた段階で今度は予算をお願いする、予算という法案の、予算の審議をお願いするということになるかと思ひますので、今おっしゃる意味、分からないわけではありませんが、これはもうきつとしてこれをまとめ上げるといふ決意で臨まねばならぬものだと思つております。

○浅尾慶一郎君 この議論をしてもあれですけれども、私は、繰り返しになりますが、両国間で最終的に決まつたものを国際約束として国会の承認を経るべきだということに思ひますということを申し上げておきたいと思ひます。

次に、特措法の条文について伺つていきたいと思ひますが、この第十六条は、国際協力銀行がいろいろな業務ができるという規定になつています。先ほどの議論の中で、できるということだからやる義務がないというふうにも取れるというお話がございましたが、国際協力銀行の判断で出資や融資を取りやめるということができるといふふう

考へてよろしいですか。

○国務大臣(久間章生君) 法律的にはそうなつておりますけれども、これはやつぱり政府の監督の下にありますから、事実上はそう簡単にはやめることは、政府の意に反してやめるということとはできないんじゃないかと思ひます。

○浅尾慶一郎君 次に、出資によつて国際協力銀行が取得する議決権の行使の範囲というのは、特措法に基づくものとそれから国際協力銀行法に基づく行使の範囲と、両方あるんだと思うんですが、両方あるという理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) それは両方あると思ひます。

というのは、現在の国際協力銀行法で与えられている範囲内のは従来のあれです、それ以外は今度付与されますものについては今度の新しい特措法に基づく権限でございますから、両方あるというふうに認識しております。

○浅尾慶一郎君 今半分御説明いただいたんだと思ひますが、両方あるとなると、現在の国際協力銀行法に基づく議決権の行使範囲と、それからどういふものが特措法に基づく議決権の行使範囲になるのか、少し御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(久間章生君) これを私の方が答えるかどうかあれですけども、現行のJBIC法で読めない業務、グアム移転事業に係る出資等ですね、これは特措法で規定して、それ以外のものは基本的には現行法を適用することになりますから、議決権についてもどちらによるのかと言われたときには、そういうような大きな大枠の分け方になつてくるんじゃないかと思ひます。

○浅尾慶一郎君 出資した財産の保全とか貸付金返済を確保する義務は当然国際協力銀行にあるというふうに理解しますが、それでよろしいですか。

○国務大臣(久間章生君) それはもうそのとおりです。やつぱり出資した以上は、あるいは融資した以上はその返済の、ただ、その前提として政府間できちんとしたスキームをつくつてやる必要が

あろうかと思いますが、それは。

○浅尾慶一郎君 家賃が出資あるいは融資の回収の主な原資になるわけですね。米軍の軍人さんが払う家賃が主な原資になるわけですから、その家賃あるいはサービス使用料の交渉はSPEが行うんですか、それとも政府が行うんですか。

○国務大臣(久間章生君) 最初はスキームを決めてこれで行きますということで行うわけですから、スタート時点ではどっちが行うというよりも、その決まった内容でやっているわけですから、途中で家賃の単価を上げるとかそういうことになってきたときには、これはSPEだけでは、あるいは銀行だけでは対応できない場合が出てくるんじゃないかと思うんです。ほかの物価から比べて非常に安過ぎるんじゃないかという話になってきたときに、そういう場合にはやっぱり政府が表に出ていって米國政府と交渉するという場合も必要になってくるかもしれないので、これは当事者だけでやらせるというふうな決め方は、そういうふうな決めにしようというわけにはいかないんじゃないかと思っております。

○浅尾慶一郎君 スタート時点は政府が行うということでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) スタート時点では、全体のスキームをどうするか、そのときに家賃収入がどれくらいあるか、どういう年数で返してもらうのか、だれがその資金はまずは責任を持って回収するようになるのか、そういうことについてはやっぱり政府が向こうの政府と一緒に決めて、その上でSPEに任せるという形になってくるわけですから、最初の段階では政府がそういうスキームづくりについては、もちろんJBICと一緒にやっていきますけれども、かなり表に出なければいけないんじゃないでしょうか。

○浅尾慶一郎君 午前中最後の質問にしますが、政府が交渉するというには私はならざるを得ないだろうかと。先ほど申し上げた国際約束といっ

たときに、日本側の義務だけではなくて、米側が最低、例えば大尉だったからこれぐらいの家賃を支給しますということも国際約束の中で規定しておかないとこのスキーム全体が回らないだろうなと思います。その点も含めて、米側の最低保証家賃というのが入ったスキームで交渉されるかどうか、その点を伺って午前中の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(久間章生君) 実はこれは、これに似たようなケースが我が国でも行われておりまして、例えば私の地元の佐世保の場合ですと、民間会社がビルを、ビルといいますか、造りまして、そして米軍は保証はしないんですけれども、そこは米軍が優先的に紹介しますよと、そのときに、今住宅手当が幾らだから幾らの値段でみんな払いますよというように開示してくれるわけですね。そして、米軍施設の中でその隊員がサインしてくれろという、そういうようなことをやっております。このグアムについてもこれも頭に入れたらいいぞということを言った経緯がございますから、そういうのもひつくるめながら、これから先いろんなスキームづくりのときは検討していこうと思っております。

○委員長(田浦直君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

午後二時三十分休憩

午後二時開会

○委員長(田浦直君) ただいまから外交防衛委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、大田昌秀君及び松村祥史君が委員を辞任され、その補欠として又市征治君及び神取忍君がそれぞれ選任されました。

○委員長(田浦直君) 休憩前に引き続き、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浅尾慶一郎君 国際協力銀行にかかわる部分について午前中に引き続き質問をいたします。

午前中の質疑で、基本的には家賃やサービスの使用料の交渉は政府が最初のところはやっていくと。ただ、午前中の最後の久間大臣の御答弁では、大体の位に応じて支給される家賃のレベルが開示されて、米側は幾つかの選択肢の中からこういうところがあるよという紹介をしてくれるというような形になるんじゃないだろうかというようにお話がございましたが、そういう可能性がグアムにおいても強いということでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) いや、そういうことではございません。それは、現在佐世保でやっているやつとかはそういうような例もありますから、そういうような形で関与することはあるんじゃないかなというふうに思ったということをやったわけでありまして、これからのやつは、全体のスキームを決めて、かなり大掛かりでございまして、これはやはりこれから先やるに当たって、両政府間でスキームを決めて取り組んでいくことになるかと思っております。ちよつと小さい、百戸とか二百戸の、現在国内における米軍のあつせん状況とは若干違うんじゃないかと思っております。

○浅尾慶一郎君 それでは、具体的に伺ってまいりたいと思いますが、スキームを決めるに当たって、日本側が住宅を造ると。それは米側の要請に応じて造るわけですから、当然それを、その住宅がまずは満室になるような義務を米側に負わせるべきだと思いますが、その点についてはどう考えますか。

○国務大臣(久間章生君) やっぱ造りましたものが空き家では困りますので、造る前にも需要をきちんと見込んだ上で、どういう地域に何戸、どういう地域に何戸という形で向こうと詰め合わせたいということになるかと思っております。それはやっぱり造る戸数は需要を十分満たすような内容になってくるものと思っております。

○浅尾慶一郎君 三千五百戸というのは、そうすると最大限というふうな考えればいいですか。

○国務大臣(久間章生君) それは最大限でございまして、順次造っていくという形になるかと思いますが、それを全部を造るのか、あるいは部分的に造っていくのか、これもこれから先調査をしながら、優先度の高い地区を優先して先に造っていくことになるかもしれませんし、それはむしろ米側の要請といいますか、ニーズといいますか、そういうのをこれから先調査していかなければいけないんじゃないかなと思っております。

○浅尾慶一郎君 調査をするのは日本政府ということでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) これは日本だけでなく、これから先アメリカもこの問題について取り組んでいくときに、米國だって、住宅については、家族住宅については日本側がお金を出すわけですから日本側が中心になるかもしれませんが、やはり利用するのは米海兵隊、その家族でございまして、向こうの方も一緒にやってやっぱ調査しなければいけないんじゃないかなと思っております。

○浅尾慶一郎君 事業主体、SPEは調査に携わらないという理解でよろしいですね。

○国務大臣(久間章生君) これから先スキームの作り方でございましてけれども、まずSPEを先につくってそこにある程度の権限を持たせるのか、それとも、両政府がもういろんな配置から何から全部決めて、そしてSPEをその後に立ち上げるのか、これもこれから先のスキームの決め方じゃないかと思っております。

○浅尾慶一郎君 そのSPEが権限を持って、そして実際に事業として回るということであれば、SPEに調査をさせるというのは私は可能性としてあると思いますが、とても今のような価格で造った場合には、これはプロジェクトとして収支が回らないだろうというふうに思いますから、そうだとすると、日本政府がやるべきだということに思いますが、その点はいかが考えますか。

○国務大臣(久間章生君)

現在アメリカ国内において造られております例でいくと、民間に公募した形で手を挙げさせて、そして何か米軍が、米軍が米軍か分かりませんが、一割持つておいて、そして発言権を確保しておいて、原則はそのSPEといいますが事業主体がやつていくけれども、米軍がきちんとコントロールできるような仕組みをつくっているというような話も聞いておりますので、これから先どういう形になるかちよつと分かりませんけれども、何らかの形で米国の方はかんとくるというふうに思いますから、我が方もそれに對してやつぱりかめるような形にしておく必要があるんじゃないかなと思っております。

○浅尾慶一郎君 ちよつと根本的な質問をさせていただきますけれども、家賃でもつて基本的に回収するという計画です。家賃でもつて基本的に回収できるということであれば、日本の政府が造らなくて米国の普通の事業者が造ればいいんじゃないかというふうに思いますが、どうしてそういうふうにならないんでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 確実性という点で、やはり日本のJBICを利用すれば、JBICじゃなくて民間の銀行でもいいというところに建前はなっておりますけれども、出てこなかったら先へ進まないわけでありまして、最低とにかくきちんとできるという体制だけはやつぱりつくっておきたいということ、このJBICが出ていけるようにしようとしているわけでありまして。

○浅尾慶一郎君 ちよつと質問の趣旨を御理解いただいてないみたいなので、例えば年間五十万円という、それは例えですから、五十万円という家賃が十年間入ってくるということが確定していれば、四百万円ぐらい払って建物を造る業者がアメリカにもいるでしょうと、確定、分かっているのであればですよ。普通の米軍の住宅はそういう形で民間事業者が造って、そこに今おっしゃったように、米軍あるいは米軍が一割ぐらい持つという形で行われているというような答弁だったんだと思いますが、それがなぜ本件においてできないのかという点なんです。

つまり、そこで勤務する海兵隊の人数も大体分かつているし、海兵隊の例えれば少尉さんだったら月額幾らという家賃収入も分かっている。それを見ながら、普通であれば民間の事業者が行つてやるんでしょけれども、なぜ今回は政府がかまないとできないのかという質問です。

○国務大臣(久間章生君) やはり、米本土あるいは最低ハワイ等ならまだ類推が、先生のおっしゃるような類推もできるのかもしれませんが、グアムという、今の人口も非常に少ない、そういうところで短期間に三千五百戸を一度に造るといふ、そういう形になっていくわけでありまして、米国の企業が果たして出てきてやるという、そういう確実性があるかどうか、その辺を考えますと、JBICがやれるという仕組みをやつぱり取つておきたいということ、この法案になつていくわけでありまして。

○委員長退席、理事山本一太君着席

○浅尾慶一郎君 昔、十何年前に会社に勤めていたときに、いろんな国際的なプロジェクトのアドバイザーとかもやつたことがあるんですが、そこに住んでいる人が何人ということよりは、収入の確実性ということがまず一番大事になるんですね。本件でいえば、三千五百戸の住宅に住む要素を持つている人が何人ぐらいいて、その人たちが払える月額の家賃が幾らというのが出てきますから、そこからおのずと逆に言えば建築費は割り出せると。その建築費よりも安く造れるという自信があるのであれば、民間が全部やつてそこで収益を上げるということなんだと思うんです。

しかし、それがそうなのではないというのは、多分、いろんな理由があるのかもしれないが、一番大きな理由は、日本側が見積もっている価格が高過ぎるから、高い投資をしたつてその家賃収入では回収ができないから民間ではやれない、したがつてJBICをかませると。JBICをただ単にかませるわけではなくて、JBICに無利子でお金を付けてあげて、その無利子のお金を転

貸するという形を取らないとできないということなんだろうなと思います。

これは、もう少し厳しい言い方をしますと、米軍再編ということだけではなくて、今は特殊法人、独立行政法人あるいは公益法人の問題が様々出てきていますけれども、JBICという組織がさらに出資をしてSPEという、聞こえはいいですけども、まあ形を変えて言えば孫会社みたいなもの、政府からいけば孫会社を造ると。ですから、そこが仮に、仮にというのか、これは前に予算委員会でもやりましたけれども、一般のグアムで造るものの四倍ぐらいのコストを掛けて物を造ります、収益性は関係ありません、赤字が出て最終的にはこれ区分別会計だからJBICそのものは責任を負いません、しかも無利子のお金が付いてきますということになれば、逆に言うと、何となくですね、高いコストをいといわれない経営主体が出てくるんじゃないかと。

なぜ高いコストをいといわれないかというと、かつて特別養護老人ホーム、埼玉でも、補助金が付くから高いコストで造つてそれをキックバックでもらつていたというようなケースもありましたけれども、国際的にもそういうことがあり得るんじゃないか、あつてはいけないと思ひますけど。

だからこそ、逆に言えば相当厳しくやつた方がいいんじゃないかと。むしろ、それ民間でできるといふようなレベルまで当然その計算すれば出てくるわけですから、そういうことを今からでも考えられたらいいかなんですかという趣旨の質問です。

○国務大臣(久間章生君) いや、おっしゃる意味はよく分かりますし、またそういうふうによつていかなきゃいけないというふうに、それも思ひます。しかしながら、グアムという非常に限られた島で、資材にしてもあるいはまた労働者にしても非常に限られているところで短期間に三千五百戸という、そしてその三千五百だけじゃなくて、それに合わせてインフラの整備から何から一度にだつと入るわけですから、そういうときにどれぐ

らいなるのかというのをなかなか想定できないので、取りあえずアメリカの見積りではじいた。

だから、それはしかし、これは上限ですよ、これは、あなたの言つていられるのは上限ですよということ額質長官があつて議事録に残るような形で確認をしたという、そういう経緯もございまして、やはり向こうから出てきている見積りが結構高いというの事実でございまして。だから、高いからこそJBICをかませて、無利子融資も場合によつてはするぐらいのつもりでこの準備をしておかないと、民間がなかなかやつてくれない、やつてくれないからこれはできませんでしたでは済まないの、こういうような制度をつくつたということでございます。

○浅尾慶一郎君 短期間というふうにおっしゃいますが、三千五百戸は何年間で造られる予定ですか。

○国務大臣(久間章生君) 五年間ぐらいの間で造らなければならぬということでありまして。

○浅尾慶一郎君 ということは年間七百戸ぐらいの供給ということなんです、グアムの規模でいうと、年間七百戸ぐらいの供給というのは私は必ずしも極端に大きい規模ではないというふうに思います。

それから、これは前も指摘をさせていただきましたが、資材は確かにグアムで造られていないかもしれませんが、これは大臣もよく御存じのことだと思いますが、実は船会社に鉄骨その他の資材を載せて運ぶと、日本の国内を東京から北海道まで行くよりも安い値段で東京からグアムまで行くわけですよ。ですから、そうだとすると、資材が造られていないから資材費が高くなるという説明は私は当てはまらないだろうなと思ひますが、その点はどういうふうに考えますか。

○国務大臣(久間章生君) 当てはまらないかどうかは、これはこれからですけれども、例えばうちの長崎県の離島の例えれば対馬なんかは明らかに高いですよ。だから、向こうの方が島だから船で運

ぶから安いというような、そういう想定で掛かるというわけにもいきませんから、高いこともあり得るということをやつぱり念頭に、その上限をだから決めているわけで、まとめ買いますからそれは安くなる点はあるわけでありましてですね。

○浅尾慶一郎君 それは、実はこれ、こは規制改革の委員会じゃないんですが、外航海運と内航海運で規制の状況が全然違うんですね。内航海運はある種規制で守られている部分があるので運賃が高いんです。だから対馬に行くのは高いと。しかし、外航海運が使えるグアムまで行くということとは、これは先ほども言いましたけども、東京からグアムじゃなくて、例えば東京からサンフランシスコに物を運んだ方が東京から北海道に物を運ぶよりも安いんです。それは外航海運は規制がない、国際競争の世界ですから。ですから、東京グアムはこれ外航海運の世界なんで、そこは資材費ということでいえば安くなるはずだろうと。

もう一つの労働力ですが、労働力については、それは確かにグアムだけでその労働力を雇おうとすれば一時的に高くなる可能性はあるかもしれないと。しかし、そこは米側との交渉で、労働力についても、それは日米お互いのためにこれをつくるんだということで海外からその期間のビザについても認めるというような交渉をされれば労働力についても下げることができるんじゃないかと思いますが、ビザ交渉等はされる予定はございますか。

○国務大臣(久間章生君) こういう形でまだ具体化する前に、私は自民党の役員をしておりましてときに、米国から高官が来しましたときに、やつぱりこのビザの問題、これが一番割高になりますよと、だからビザを、確かに、今こういうテロの問題があつてた皆さんの労働者を入れることについて抵抗あるかもしれないけれども、このビザについてやつてもらふことは米国と日本と双方にとって安くなるんだから、そういう努力をしてもらいたいということ言つて、向こうもそれは考えてみようという言つてくれました。

しかしながら、米国の場合、最賃法とかいろいろなやつがありまして、それは日本でも一緒ですけども、それとの絡みで、フィリピンから、そのとき具体的にはフィリピンなら英語もできるからフィリピンでいいじゃないかということまで私はその当時言いました。けど、やはりその辺との

フィリピンの中の労働単価で果たして米国内で雇用が可能かどうか、その辺の問題もありまして、向こうは向こうで検討せぬといけませんねというようなことをその当時言つておりましたから、問題意識としては今先生がおつしやるような意識を私自身も持つております。だから、このコストは下げることは可能であると私自身は認識しているわけでありまして。

○浅尾慶一郎君 できるだけコストを政府の責任において下げていただくということをやつていただいた上で、最終的に日本の国民のお金がJBI Cに出資金という形で行つて、そのJBI Cから出資がされてSPEがつくれる。あるいは、この法律によりまして、日本国政府からJBI Cにお金を貸し付けてそれがまた貸し付けられるという仕組みですから、出資金、出資財産とかあるいは貸付金そのものが、しかもこれ区分経理されていきますから、すべて国民のまづお金だという理解でよろしいですか。

○国務大臣(久間章生君) 私もそういう認識をしております。ただ、JBI Cのお金ができるだけ少なくて民間資本が、民間の銀行の金を使う道も残されておりますから、そういうような方が可能な場合もあるんじゃないかなと思つております。

○浅尾慶一郎君 JBI Cのお金については国民のお金だということになりますと、その出資した財産の保全や貸付金の返済については当然政府が責任を負うべきだと思いますが、そういう理解でよろしいですか。

○国務大臣(久間章生君) それはやつぱり国民の貴重な税金の一部がそういう形で行くわけですから、政府としては責任があると思います。

○浅尾慶一郎君 法律上、政府のその出資財産保全、貸付金返済に対する責任が明記されていませうが、それを明記しなかった理由というのはどこにあるんですか。これは質問通告してある。

○国務大臣(久間章生君) 先ほどから話が出ておりますように、今度具体的に事業計画がきちんと固まつて、SPEも含めてこういう形で進みますよと、それで向こう五年間なら五年間で仕上げて向こう何十年か掛かつて回収しますよというように、そういう全体のスキームができたときに、初めて政府間同士の具体的な話になってくるわけですね。そのときに、きちつとその内容が、回収できるような内容が担保されているかどうか、それがやつぱり審査の対象になるんじゃないかと思うんです。今の段階で、まだ具体的なことは決まっていらない段階で法律に書き込むような内容じゃないかなと思いますから、あえてこの法律事項としてはJBI Cを使うという、そういう趣旨だけをこのグアムについては規定したわけでありまして。

○浅尾慶一郎君 具体的な内容が固まった段階においては当然のことですけれども、政府の責任を法律的に明記をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) それは、法律でやるかの格好でやつぱり政府としてはその責任をきちんとせぬといけないと思います。

○浅尾慶一郎君 次に、この法案の中身について伺つてまいりますが、まず第一条、目的のところ駐留軍等の再編の実現が我が国の平和及び安全の維持に資すると書いてありますけれども、再編の実現が平和及び安全の実現に資するというのはどういう意味なんですか。つまり、海兵隊の人数は沖縄から、まあそれは負担は減るというのは理解できますが、平和が、平和あるいは安全の維持が強化される側面もその中であるということなんですか。

○国務大臣(久間章生君) この第一条のところ、

その海兵隊のことだけで書いてあるわけじゃないから、これはむしろそれ以外のところの方が、海兵隊が出ていく方が負担の軽減になるわけでありまして、むしろそれ以外の岩国とかそつちの方がむしろここは念頭に描かれた方が適切じゃないかと思つてます。

○浅尾慶一郎君 岩国は厚木からの移転ということになりますね。

○国務大臣(久間章生君) そうです。○浅尾慶一郎君 ですから、日本全体でいえば数は変わらないということなのかなと思つてますが、そうすると、座間に来る司令官が増えることによつて平和及び安全の維持が維持されるということになるんですか。

○国務大臣(久間章生君) やはり、座間にそういうふうに向こうの陸軍の司令官が来る、あるいは我が国の即応集団の司令官が座間に行つてそこで一緒に共存する、そういうような再編をすることによつてそういう全体が我が国のやつぱり平和と安全に寄与するという、そういうようなことを念頭に置いてあるわけでありまして。

○浅尾慶一郎君 次に、第一条で言っている負担、あるいはその法律の中に影響という、まあ負担という言葉と影響という言葉が出てくるんですが、これ同じ意味のようなんですけれども、あえて法律の中で違う言葉を使われる理由はどこにあるんですか。

○国務大臣(久間章生君) この辺は、先ほどの第一条の書き方が、巧拙、要するにまずいんじゃないかということと先ほどの委員の指摘でもあつたわけですから、やつぱり非常にこの表現、まあ同義語ではあるんですけども、住民の生活の安定とかそういう生活といった影響になりますし、住民負担の何とかの軽減というときには負担という形になりますから、そういうようなことでは使ひ分けたということとございまして、それほどの内容的な違いは僕はないんじゃないかなと思つております。

ただ、表現の仕方として、どうしてもそういう

形で影響と言つてみたり、負担の軽減のときは負担というか、影響の軽減というのは何かびんとこないんですね、負担の軽減というふうな、そういうふうなことで、やっぱりこの辺はむしろ法制局に呼んで聞いてもらった方がいいんじゃないかと思ひますけど、内容的にはそれほど違いはございません。

○浅尾慶一郎君 内容的に違いがないものは法律であれば同じ言葉を使つた方が誤解がないんじゃないかなというふうに思ひますんで、負担なら負担で統一された方がいいんじゃないかというふうに思ひます。

次に、第三条で、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよう配慮されなければならぬと、これ、駐留軍等の再編の実施に当たつてはというふうにあるわけでありまして、この安全保障環境の変化に的確に対応し得るというのは具体的にはどういうことを想定されておりますか。

○国務大臣(久間章生君) 現在の米軍が駐留しております対応、対応といひますか状態といひますか、その仕方は、やっぱり最初のスタートは冷戦でスタートして、それに応じる形でやつたわけでごいひますけれども、やっぱり国際環境が変わつてまいりまして、非常に多機能といひますか、非常に複雑な敵といひますか、そういうのに対応するようになつてまいりまして、そういう意味では、そういう即応できるような態勢とか、いろいろな意味で安全保障環境の変化に的確に対応し得るような態勢をつくつていくというのが必要でござひますので、そういうような変化があつた場合でもやれるというふうな意味でここに書いておるといふに理解していただきたいと思ひます。

○浅尾慶一郎君 あつた場合でもやり得るというのは、今の国際環境というのは、恐らく認識としては国家というよりは、ある特定の、まあテロ集団という言葉がいいのかもしれないが、必ずしも国家でないものの場合によつては同時多発的

に特定の施設等々をねらつて行動をする、それに対して安全保障上の脅威を感じて対応していくという理解なんだと思ひますが、そういうことがまた更に変化をして、例えばかつての冷戦時代のように国家対国家という形になつたときには、またそれはそれで的確に対応できるような再編にしなければいけないという趣旨で書かれてゐるんじゃないか。

○国務大臣(久間章生君) いや、そこまで、将来の先のことまで、また後戻りすることまで想定しているわけじゃなくて、現時点で、今までのような状況から変化が起きてきているんじゃないかと。その変化に対応できるように、これから先数年掛けて国内の体制も、米軍も、国内だけでなく米軍は世界的に変えようとしてゐる、だから我が国もそういうような米軍の国内の配置についても対応できるようにしようという、そういうことと負担の軽減との両方を考えたわけでありまして、ここで言つてゐるのはそういう変化に対応できるようにしようということでありまして。

○浅尾慶一郎君 次に、第三条二項の幅広い国民の理解ということについては、直接負担が増減する地域に限らず一般的に全国民の理解が必要だということだと思ひますけれども、具体的には全国民の理解を得るためにはどうされるということですか。

○国務大臣(久間章生君) 具体的にといひますと、それはなかなか難しいわけですが、こういう負担が増加する、影響が大きくなる、そういう地域にこういう交付金をやつたり、あるいはこういう事業を実施したりしてもそれはやむを得ないなど。広く国民がそれを支持したり理解してくれるような、そういうことを得ながらやつていきたいと思います。そういう趣旨でござひますので、具体的にどうするかは別として、やっぱりその負担が非常に増加するんだというふうなことにについてはやっぱり広報その他で理解を皆さん、ほかの、その地域以外の人にも理解をしてもらう必要はあるんじゃないかなと思つております。

○浅尾慶一郎君 この委員会でもあるいはその他の委員会でもいろいろと議論をさせていただいています。例えば、私自身はかなり高いと思つておりますアメリカのグアムへの日本側の負担というものも含めて全国民の理解ということではないわけですか。

○国務大臣(久間章生君) いや、だから、あの二十八億ドルがそのままでと国民の皆さん方もちよつと高過ぎるんじゃないかということで、そこはまだ理解が得られないんじゃないかなと思ひますから、我々としては理解が得られるようにコストダウンについても努力せんといいかなと思つております。

○浅尾慶一郎君 当然努力されるんだと思ひますが、これ、理解を得られない場合はどうするんですか、理解されない場合は。

○国務大臣(久間章生君) 国民の理解が得られない場合は、我々がそのプランを具体的にいつたときに、この予算だと、あるいはまた条約だ、あるいは国際約束だという形で、いろいろな形で出したときに国会で通らないというふうに思ひますから、私は国会でちゃんと通るように、国民の理解が得られるように努力すべきだと思つております。

○浅尾慶一郎君 この法案の中を見ますと、様々な重要事項を政令にゆだねてゐるんですが、政令にゆだねるということとは、委員会の中でそれはまだ決まつてないとかということになりますから、国民の理解を得るということとは逆方向の対応なんじゃないかと思ひますが、それはなぜ政令にゆだねてゐるんでしょうか。

(理事山本一太君退席、委員長着席)
○国務大臣(久間章生君) 政令にゆだねる場合は、非常にある意味では国会に対して失礼に当たる場合もあるかと思ひますが、その反面、非常に変化しやすいようなものについては政令にゆだねてゐる方が国民から見れば対応が非常に早くて済む場合がござひます。

こういう事業をいつたときに、次期国会が始

まるまではできませんとか、そういうことにはならぬわけでありまして、だから地域指定なんかについて、やっぱりこれはだれが見てもここは入れてやるべきじゃないかとなつたときには政令の変更で対応できるわけでありまして、そういう意味では政令は二面性を持つてゐるわけでありまして、その辺は政府がある程度信用していただく、よつぽどこれは絶対に法律じゃないと駄目だといふようなことをもし必要ならばあれですけども、そうでなければやっぱり間違つたことを政府がそうやるわけじゃないということ、政令にゆだねてゐる方が対応しやすいという一面もござひますので、その辺の兼ね合いの中でこの法律を作つたわけでありまして。

○浅尾慶一郎君 次に、第六条の再編交付金について伺つていきたいと思ひますが、ここでは再編交付金を交付することができるといふ書き方になつてゐますけれども、この再編交付金については、交付では、地元市町村の受入れ表明が必要という答弁がありますが、法律上はその受入れ表明というのはないんですけれども、その根拠はどこにあるんでしょうか。

○委員長(田浦直君) ちよつと速記止めて。

(速記中止)

○委員長(田浦直君) じゃ、速記を起こしてください。

○国務大臣(久間章生君) 私は、市町村の受入れ表明という言葉は、たしか表明という形で使つたかどうか、私はたしか使つてないと思ひます。表明まで絶対的の要件として必要かどうかというところじゃなくて、この事業が円滑に進むために事実上市町村が受入れ態勢をしてゐるなというところ、それがあればいいという頭が私自身にはござひますので、表明という表現は使つてないと思ひますけれども、どこかの委員会が議事録に残つてゐるんでしょうか。

○浅尾慶一郎君 どこかの、ちよつと後でその議事録を読み上げますけれども、受入れ表明が必要だといふような答弁があつたというふうに理解し

ておりますが、ただ、今の大臣の答弁で法律上の根拠はない、これ読むとないことになっていきますんで、その受入れの準備があればいいということになるんだと思いますが。

例えば、何をもうその受入れの準備とするか。これは質疑通告の二十三番に書いてあるところですけども、首長が議会又は記者会見等公式の場で、反対だけでも国の防衛のために受入れはやむを得ないと発言するというのは受入れ表明になるんじゃないか。

○国務大臣(久間章生君) 私の念頭には、そういうようなやむを得ないと言っただけでいいということじゃなくて、事実行為としていろんな、例えばやむを得ないという言葉の次に建築確認を認めてくれるとか、いろんな形で事実行為が伴うと思うんです。だから、そういうようなことを一体として見て、米軍再編がこれだったらスムーズにいくという、そういう態度だということが分かれればいいというふうに思っております。

○浅尾慶一郎君 そうすると、例えば議会は反対の決議をして、これは拘束はないとして決議をしているけれども、首長の方が事実行為を含めた受入れの姿勢を示せばそれは条件が整ったということで、理解でよろしいですか。

○国務大臣(久間章生君) そういう場合もあるのかと思います。どっちもが賛成してくれれば一番、一〇〇%間違いないわけですけども、議会は反対決議をやったと。しかし、一回やっただけでも、その後は首長がいろんな行為をやるのに対して不信案を出すわけでもないし、それは黙って受入れを議会としても認めてくれているというふうな、そういう状況の場合によってはありますから、それらを総合的に判断して米軍再編がスムーズに円滑にここはいつおるとい形になるならば、その首長の表明というのは受入れだといふふうに理解していいケースが多いんじゃないかと思えます。

○浅尾慶一郎君 次に、この再編交付金をもらいますと、地方交付税というのは減額されるんじゃないか。

○国務大臣(久間章生君) お答えを申し上げましょうか。

○大臣政務官(土屋正忠君) 地方交付税は標準的な行政運営を行う場合に必要経費でありますので、このような国の防衛というふうな特定の目的のために支出される特定財源は、再編交付金が交付されたとしても、交付税が減少することはありません。

○浅尾慶一郎君 じゃ次に、再編交付金というのは交付税とは別のカウントになるということですけども、国からいろんな種類のお金があるということになればその地域の国庫依存度が高まるというふうになると思いますが、その点はどういうふうに考えておられますでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) これは原則として十年間でございまして、恒久的に変わるわけじゃなくて、これにはこの期間の限定されているんだというような意識が残りますので、私は国庫依存を強めるということにはならないんじゃないかなというふうに思っています。

○浅尾慶一郎君 次に、再編交付金の新設というのは、そうすると、三位一体改革の趣旨と時限措置だから反しないというふうに判断するのか、そこはグレーというふうに考えるのか、総務省、どういうふうに考えておられますか。

○大臣政務官(土屋正忠君) 三位一体の改革というのは、基本的には、国の役割と地方公共団体との役割分担を明確にして、それに伴って税財源と、また補助金、交付金、また地方交付税、この三つを一体として調整するという趣旨のものでございまして。基本的には国と地方公共団体との役割というところに着目した改革であります。

一方、今回の基地交付金、再編交付金は、国の根幹的機能であります国防に関する専ら国の事務に執行する交付金でございまして、さきの三位一体の改革とは全く別の枠組みと、このように御理解をいただければと思います。

○浅尾慶一郎君 先ほどの受入れ表明のころの

議事録、ちょっと今見付けましたので読み上げさせていただきますと、大臣はそれが絶対条件というふうに言っておられるわけではありません。これは、首長さんが受け入れの表明をしてもうのが一番手取り早い話でございまして。しかし、そういうような表明をされない場合であっても、その市議会がいろいろな決議をするとか、あるいはまた一定の請願を採択するとか、そしてまた、事実上いろいろなそういうものを受け入れたと思われるような動きがあるとか、いろいろなことがあつて、我々としては、それをもつて、その市町村はこの法律の趣旨に従って米軍再編の円滑な運営に資する方向で動いているということが確認されれば、私はそれでもいいような、そういう感じがいたしております。」という発言を……

○国務大臣(久間章生君) 今も変わりがありません。

○浅尾慶一郎君 ええ、発言をさせていただきます。

私はここは、しかしその客観的に明確な基準があつた方がいいんじゃないかなというふうに個人的には感じております。つまり、建築確認をする、出してくれろというのが一番明確なんです。要はその市町村側からすると、お金がぶら下がっていて、客観的に明確な基準がないとなれば、かなり踏み込んだところまでやらないとお金もらえないのかなと思ってしまうんじゃないかなというふうに思いますので、少なくとも指針ぐらいは法律が通った後に出されたいかかと思えますが、その点についてはどのように考えますか。

○国務大臣(久間章生君) 政治というのは難しいわけであつて、選挙のときにこう言った手前、それからまだ半年もたつていないのにそんなことは言えないと、しかし気持ちだけは分かったというふうなことだつてあり得るわけであつまして、そういうときにその真意をどういう形でつかまえるかというのは非常に難しいわけであつて、幅広くそういう、まあ確定的なものじゃなくて、幅広く事実上受入れをしようというふうなことが何かの形で確認できればいいんじゃないかと。

一方、やっぱり税金でありますから、国民の皆さんに対してはこの法律の趣旨に従つてこうなっていますよということの説明のできるぐらいの内容はやっぱり持つておかないと、今度はこちらの立場としてその法律の趣旨と違うんじゃないかと言われたら困りますので、そのぎりぎりの選択をやつたりしなければならぬ、そういうケースもあろうかと思ひまして、それであの国会の答弁のときにもあつた言い方をさせてもらつておりますし、これから先も私自身はそういうような幅を持つて対応する方がいいんじゃないかなという基本的な気持ちを持っておりますが、一方、交付金というのは税金でございまして、税金の使う方としてはもう少し厳しくしなきゃいかぬという先生の御趣旨もよく分かりますので、その辺、何かメルクマールをうまくつくればつくりたいというふうに思います。

○浅尾慶一郎君 時間が参りましたので終わりますけれども、おっしゃっている、選挙で振り上げたこぶしを落としたいけど落とさばらぬという趣旨もよく分かるんですが、逆から言うと、何となく防衛省と交渉していただんだんだんだハードルが上がるなと首長さんが思うんじゃないかというのだなと。ですから、そういう意味でハードルが上がらないような指針を出していただきたいという趣旨であります。

○喜納昌吉君 私は民主党・新緑風会の喜納昌吉と申します。

私は、何というんですかね、米軍再編には基本的には賛成しておりますから、今後の外務省の行方と防衛省の体質について質問していきたいと思つております。

まず、戦後レジームからの脱却について質問をします。

麻生外務大臣も久間防衛大臣も安倍内閣の閣僚ですから、安倍総理の唱える戦後レジームからの脱却という考え方に賛成しているものと思えます。そのとおりですか、レジームとして。

○国務大臣(麻生太郎君) 戦後レジームというのは、いわゆる定義というのはいろいろあると思うんですが、少なくとも戦後というのはやっぱり冷戦構造でスタートしておりますので、冷戦構造というのを前提にしていろいろな形でつくり上げてきたものというのはいくらでもあります。そういった意味では、いろいろな形で冷戦構造を前提とした戦後レジームからの脱却という考え方は基本的に合っていると思います。

〔委員長退席、理事山本一太君着席〕

○喜納昌吉君 どうぞ、久間大臣も同じように。

○国務大臣(久間章生君) もう戦後六十年もたつてまいりますと、その当時で上がった枠組みというのが必ずしもうまく機能しないんじゃないかなという思いもござります。きりとて、その間にだんだんと定着していったものもありますから、そういう中で、残すものは残すし、改めるものは改めるというような形で、柔軟に対応するのがいいんじゃないかなと思っております。

○喜納昌吉君 戦後六十年たつて機能しないと言われているけれども、一般的に言って、レジーム、政治体制の脱却は、普通は政治体制の変更を意味するんですね。

日本の戦後体制は民主主義ですが、安倍政権は、民主主義はやめて戦前のような天皇制、軍国主義の全体主義体制に変えようという考えもあるのか、両大臣、答えてください。

○国務大臣(麻生太郎君) 最後のところが、喜納先生、ちょっとよく聞き取れなかったんですけど、でも、天皇陛下……

○喜納昌吉君 天皇制、軍国主義の全体主義体制に変えようという気持ちがあるのか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、安倍政権の中で、いわゆる戦前の旧憲法、旧帝国憲法によってでき上がつておりますいわゆるレジームに戻そうという発想は基本的にはないというように理解しております。

○喜納昌吉君 体制は全体主義に変えるのではないとするなら、旧憲法の世界に戻ることはできない

とするならば、どのような新体制を考えているか、大体。お二人とも重要な関係ですから、答えください。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的に、今の段階でよく言われておりますのは、旧憲法と比べて幾つもの、新憲法というか、今、現行憲法との間にいろいろと差異があるのは御存じのとおりだと存じます。

その中で、今の憲法というものでなくて昔はあったもの、今もない、昔もない、だけど今は必要といったようなもの、実はいろいろあると思います。それは、九条であつてみたり、環境という問題につきましても、戦前の旧帝国憲法の中に環境という言葉はなかったと記憶をしますので、同じようなことだと思ひますので、定義というか、分け方はいろいろあるかと存じます。

○国務大臣(久間章生君) 私は、現在の憲法は昔の憲法の反対的な立場で書かれたからかもしれないが、やっぱり社会をつくっていくときに、権利はもちろん必要ですけども、権利の章典というものが憲法でしうけれども、やっぱり国民としての義務もある程度やっぱり必要だと思ひます。

〔理事山本一太君退席、委員長着席〕

そのときに、現在の憲法では、義務とはにかく納税の義務だけでありまして、ほかのところについては何も書かれておりませんが、やっぱり公共社会と一緒に形作っていく、守っていくといひますか、そういうのはやっぱり国民に課せられた一つの義務じゃないかと思ひますんで、そういう点についてももう少し何かあつていいんじゃないかとか、そういう思いとかいろいろな思いがありますから、やっぱりこれから先、我が党は、私の所属する自民党では憲法原案を出しておりますけれども、各党でそういうような立場から新しい現在の体制をどうつくつたらいいのかをもつとも検討していったらいいんじゃないかと思ひます。

○喜納昌吉君 過去にもない、今にもない、新しいということなんですが、それは環境問題ならば

非常にすてきな、すばらしいなと思ひますけど、今のそのような流れを見ていくと、それと反対の方向に向かつているんじゃないかという私は感があるんですけどね。

麻生大臣は、さきの外交演説で、ユーラシア大陸外周部に生まれている新興民主主義諸国を帯状につなぐ自由と繁栄の弧を日本の積極的関与でつくるという考えを打ち出していますよね。私から見ると、押し付けがましい米国のネオコンの考え方に似ていると思ひますけれども、麻生大臣、いかがですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 全然違うと思ひます。根本的概念が全く違つていて私は思つております。

私どもとしては、少なくとも一九九〇年、ベル

リンの壁崩壊若しくは冷戦構造崩壊から今日までかれこれ十七年たつております。その間、少なくとも旧ロシア、旧ソ連邦の中から十五の国が新しくでき上がり、ユーゴスラビアも同じようにという形で、いろいろな国々がこのユーラシア大陸の周辺に新しい民主主義とか、新しい自由とか価値とか、そういった基本的な我々の持つております概念と似たようなものを持つて、少なくとも市場経済、それまではほとんど社会主義経済ですから、そこらの国々から分かれたところがあり、またベトナム、ラオス等々含めまして、このユーラシア大陸の周辺に今自由とか繁栄とかいふものを求めて勃興しつつある国、決して新興国家とは申し上げられませんが、ウズベキスタン等々五千年の歴史のある国がありますんで新興国家とは申し上げませんけれども、新しい基本的な価値観というものを持つてでき上がつてきた国々というのが今正に走り出そうとしておるといふのが現状だと存じます。

そういう国々にとつて今何が必要であらうかというのを考えたときに、これらの国々がやっぱり繁栄をしていくという背景には、経済的な繁栄というの大きな理由に、理由という目的にならうと存じます。少なくとも、繁栄とか経済的

なものがある程度はきちんとしたものがないと、その国の繁栄というのはなかなかおぼつかない。そういったものを、やっぱり日本という国は六十年前はほぼゼロですから、そういったところから起き上がつてこまて来た国というのはほかにそうございせんから、そういった意味では、資源もない、こちらもないわけですから、そういった資源のない国で、少なくとも自国の文化というものをそこそこ維持して、そして世界第二の経済大国までのし上がった日本という国の持つております経験、知見というのを一緒にやろうという話であつて、我々はこれを、これが価値観だと言つて押し付けるつもりはありません。向こうの持つておる価値観とこちらと同じところでやろうと申し上げております。

○喜納昌吉君 分かりました。

独裁体制を民主化するという体制変化を掲げてイラクを侵攻したブッシュ政権はすっかり行き詰まつていふような感じがするんですね。ブッシュ大統領、今現在は私はレームダックという状態にあると思つています。ネオコンはしかしまだあきらめずに悪あがきしているような感じがするんですけど、ネオコンの発想が時代遅れであることは明白だと、ネオコンのやり方というのは時代遅れであることは明白だと思ひます。対象になるその……

○国務大臣(麻生太郎君) 地雷、地雷ですか。

○喜納昌吉君 時代遅れ、時代遅れね。

○国務大臣(麻生太郎君) ああ、時代遅れ。地雷を踏むと聞こえたもので。

○喜納昌吉君 時代、時代。ごめんさい、ちょっと発音が悪くてね。

この麻生大臣が言われる新興民主主義国家であつてもなくてもいいんですけど、日本政府は積極的関与をしてほしいと頼まれたことはあるんですか、その国々から。

○国務大臣(麻生太郎君) この自由と繁栄の弧というのが演説した後、いろいろな国々に行く機会がございましたけれども、例えば中央アジアを含め

てGUAM、GUAMというのはグルジア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバのことですけれども、こういったGUAM諸国とか、またバルト三国等々、いろいろな方々が日本にお見えになることがありました。またこちらが行ったこともありますが、いずれもこの自由と繁栄の弧についての協賛というか、賛成を得たというのは事実であります。

○喜納昌吉君 それは大臣の方から話を出した、その興味をもちたということですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 向こうの方から自由と繁栄の弧について、是非我々もその自由と繁栄の弧の中に入れてもらいたいという意欲があったり、またトルコのようにこの中に入れてもらったことに感謝されたり、いろいろ例はございます。

○喜納昌吉君 それは、お話聞きますと世界の半分なのかなと思ったりするんですけどね、分かりました。

日本の戦後レジームは平和憲法を背骨に持つ民主主義の成長過程であり、依然日本社会は成長しつつあると私は思っております。それから脱却するとは私は愚かな考え方という考え方を持っております。やっぱり平和憲法と民主主義を二十一世紀に奥深く発展させるこそ政府が真っ先に取り組むべきことではないかと私は思っているんですけど、麻生大臣はどう思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 民主主義というものを基本とするという戦後の考え方の基本になりましたものの一つですけれども、そういった自由とか民主とか、そういった基本的なものというのは今後とも大事にされてしかるべき普遍的な価値観を持った概念だと私も存じます。

ただ、日本にとって、今あります現行憲法が、それにとつてどういった更なる自由、更なる繁栄、そういったものを考えていったときに、今の現行憲法というものは、これは不磨の大典ではありませんが、そういった意味では我々としては憲法というものは国の国体、国体というのは国の体質ということですが、国の国体を成す一番の根

本だと存じます。そういった意味で、その憲法が今の時代、日本という国を取り巻く国際環境、いろいろなものにあって日本の国益に資しているか、最も資しているかという、いろいろな意味での比較検討というのは常にされてしかるべきものだと思っております。

○喜納昌吉君 ならば、憲法九条と前文に対してどういう御見解をお持ちですか。一項、二項含めて、この憲法九条と前文の理念に関してはどういう御見解なんですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 憲法の前文というものの中で、いわゆる隣国等々からの正義というものを常に信じていくという大前提がそこに書いてあると思いますが、友邦国が必ずしもジェントルマンであるという保証は全くないということは今我々の置かれている環境というものを考えてお分かりのとおりだと思います。前文に適したような国がすべての隣国なり世界じゅうの人たちの正義というもののだけ信じてやるような状況であるほど今は簡単な状況ではないと、私はそう思っております。

○喜納昌吉君 戦後レジームからの脱却という言葉は僕は安倍総理は使い間違えているのかなと思ふときがあるんですね、どこかですね。もし戦後レジームからの脱却という言葉にしがみ付くのなら、いつそのこと沖縄を軍事植民地状態から解放すべきではないか、沖縄こそ典型的な戦後レジームの犠牲者ではないのかという思いがあるんですけど、両大臣、是非よろしく。

○国務大臣(久間章生君) まあそういうふうには言われる方もいらっしゃるんですが、私はまた必ずしもそういうわけではなくて、現在の我が国のいろいろな状況の中でやむを得ない形で沖縄の皆様方に負担が非常に掛かっている、そういうような理解をいたしております。だから、戦後レジームが沖縄に残っているんだというふうな、そういうこととはちよつと言えないんじゃないかなと思っております。いろいろな歴史的な経緯の中で沖縄に基が非常に多くできているということはそれは

言えますけれども、しかしそれだけではなくて、やはり我が国の置かれたいろいろな環境の中でやつぱりやむを得ない点もある、それが非常に沖縄の人には気の毒だなどという、そういう思いを併せて持っております。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、久間防衛大臣が言われたのと基本的に同じでありますけれども、少なくとも沖縄の置かれております地理的な状況、地政学的に見ました地理的、日本の最南端に位置する等々の地理的な状況が一つ。また、いわゆる沖縄というのに、米軍が最初にそこに上陸してきております、本土としては。そういったところに閉じまして、沖縄に、いわゆる日本が昭和二十七年に独立を回復いたしました四月の二十八日以降も、少なくとも沖縄にそういう状況にはなかったというのはいま先生御存じのとおりであります。

加えて、そこに基地等々のものが存在をしておるということに関しては、沖縄県民という方々の人口比でいきましたら、米軍の基地若しくは日本の基地というものの比率が極めて高いということから負担を掛けているという現実はどうも間違った事実だと思つて、これはみんな、他の県民というか国民も同様に理解をしているところだと存じます。

しかし、それだからといって、沖縄だけが戦後レジームの中でというような感じで、そこだけと言われると、これはほかの基地のあるところ、いろいろ皆それぞれ、その地域地域におきましては非常にいろいろ御負担をいただくところも御持ちです、私も私も福岡というところにおりますんで、そこには、ずっと米軍の基地の多くはあったところにおりましたんで、そういった意味ではいろいろございまして、そういった意味では私も私もそういった状況が分からないわけではありせんけれども、だけど、沖縄だけが戦後レジームから脱却してないかと言われることに關しましては異論があります。

○喜納昌吉君 私は、だけれどという考え方を持っておりますけれどもね、実際はね。

やむを得ないとか、地政学上南にあることが、それはだれが勝手に決めたかと私は思うんですけどもね。やはり、沖縄に対する基地の負担というの、あるいは基地があつた今までの歴史から見ると、これは、特に長崎の出身である防衛大臣ならば、本当に長崎の悲劇を感じるとは思っています。それならば別の答えを出せると私は思いますが、どうですか。

○国務大臣(久間章生君) やつぱり基地というのは、やつぱりそのときのある必要性というのを念頭に置きながら配置するわけでありまして、やつぱり戦後あつた形で沖縄が占領されておつたという、それは事実としてありますけれども、それだけではないわけでありまして、それだけであるというよりも、それ以外の要素の方が強いわけだと思つて、余りここでもいろいろなことをつまびらかに言うわけにはいきませんが、昔から委員会等で言っているのは、要するに、現在の沖縄の位置の縦深性、縦に深いという縦深性が、ほかの地域と比べてときにどうしてもあそこに選択せざるを得ないという、そういうような意味があるんだという、そういうのを十年前、防衛庁長官に就任しましたときにる説明を受けたことがございまして。その状況は今でも私は変わっていないというふうに認識しております。

○喜納昌吉君 あそこではできないということをする教えを受けたというの、だからです。か。

○国務大臣(久間章生君) 自衛隊の幹部が、また沖縄についての米軍からの説明と、双方を私に説明したわけでありまして。

○喜納昌吉君 まあそれは、米軍と自衛隊ならば納得しますけれどもね。若干南にあるということとをさつきお話しなされたんですけども、南ならちよつとぐらい長崎にずらしたらどうですか。私はそうすればすべて流れはうまくいくと思つてます。どうですか、久間防衛大臣。

○国務大臣(久間章生君) 長崎にも御承知のとおり

り米海軍の佐世保の基地がございます。

ただ、それはありますけれども、やはり、また、ある意味では、長崎の方はある国から非常に近過ぎるという点もございまして、やっぱりいろんなことで、さつき言った縦深性、縦に深いというそういう意味をどういうふうに理解するか。まあ、これ以上は申しませんけれども、やっぱりそういういろんな要素が絡まっているということも御理解賜りたいと思います。

○喜納昌吉君 次は、まあこの話はそこまでしておいて、次はネオコン政策について聞きます。ネオコンね、アメリカの。

米国でネオコンは末期症状というのかな、たそがれどきにあるのに、安倍政権がネオコンまがいの政策を打ち出せば打ち出すほどに日米間の認識の格差が深くなり、政策の食い違いが多くなると思っています。麻生外務大臣はこの点をどう考えていますか。

○国務大臣(麻生太郎君) 安倍政権がネオコン的性格という前提になってしゃべっておられるという理解、今の御質問はそういうことをおっしゃりたいように伺いましたけれども、安倍政権がネオコンというようなイメージを私自身は持ってまずおりません。

それから、今のブッシュ政権の中であって、いろいろな外交政策というものの基本というものは、今までは少なくとも外交特別補佐官コンドリーザ・ライスという人がその権限を多く持っていたと思います。今でも国務長官、そして後任のハドレーはコンドリーザ・ライスのときの部下というのがたしか、系列からいくとそういうことになろうと思えますので、急激にそれが変わるとも思えませんが、また民主党が上下両院で多数を占めたからブッシュ政権のイラク政策が急激に変ったかといえば、少なくともイラク・スタディグループと言われたISGのいろいろな提案等々は受け付けることはありませんでしたし、また、下院の撤退決議案もいわゆるビトー、拒否権を使って排除という形になっておりますので、

少なくとも、今ネオコンというものがなくなったから急激に変わるという状況にあるだろうかという、私は少なくとも、これまで約六年半ぐらいになりますけれども、その基本的政策が大幅に変わったという意識はありません。それは少しは変わっているとは思いますが、急激に根底から変わったという状況にはないと思っております。

○喜納昌吉君 例えば北朝鮮外交ですが、ブッシュ政権は昨年の中間選挙で負けて以来、北朝鮮に対しては対話路線を明確にし始めているんですね。それを今日まで続けていますけれども、日本は北朝鮮と首脳外交を演じた小泉総理の後をずっとそのまま継いでいるような感じがするんですよ。やっぱり拉致問題を前面に掲げて北朝鮮に対して強硬路線を維持しているように見えるんです。

ひとつこの脱ネオコンの、もう私はアメリカは脱ネオコンと見ているんですけども、脱ネオコンの米国と安倍政権には一種のねじれ現象が起きているんじゃないかと思っています。だから、日米政府間で明らかに立場が、立場に開きが出てきているような感じがするんですけども、麻生大臣はその辺はそういう認識はありますか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、日本の政府とブッシュ政権との間に北朝鮮政策に対してねじれがあるかという御質問ですか。

○喜納昌吉君 そうです。今、アメリカは私流に言えば脱ネオコン、ネオコンからの離れがあるんですけども、しかしまだその古いものを追い掛けているという、アメリカはもう体制が変革し始めているのに日本はいつも後追いをしています。ね、ねじれがあるんじゃないかという。

○国務大臣(麻生太郎君) 具体的な話じゃないもので、どこをもつてねじれになっておるのかというところが分かりませんし、向こうの政権の変化について云々するというのは、コメントするという立場に私どもとしてはないんですが、少なくともこのたびの安倍・ブッシュ会談、六時間少々

の間で北朝鮮問題というのを最も長く討議をされておりますが、その中で、今この北朝鮮政策に関して安倍、ブッシュという両政権のヘッドにいる人たちの間に少なくとも大きなねじれがあるという感じは私は全くありません。

○喜納昌吉君 かつて台湾を承認していた日本政府は、米国の頭越しの対中外交交渉の実施によって冷や水を浴びせられた歴史がありますよね、大恥をかいたというのか。日本が今のようないく強硬路線を続けていると、米国と北朝鮮がまた同じように頭越しに国交を正常化させるという事態に私はなりかねないと思うんですけども、麻生大臣、どうですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 全くないと思います。

○喜納昌吉君 その全くないという自信はどこから来るんですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 安倍・ブッシュ会談、これまで少なくとも両国の総理と大統領がほとんどバイミタない状況で六時間にわたってこの北朝鮮問題を延々と語った後、いきなり向こうが政策を変更するというような状況は、私としては少なくとも考えづらいと思っております。そういった意味で直ちに頭越しに北朝鮮と国交が回復して日本だけ置いてけぼりになるんじゃないことは、ちよつと私の想像力を超えております。

○喜納昌吉君 大臣はしっかりと今の考え方をアメリカに通すような力を持つてくたさいね。

これまで日本の防衛当局は北朝鮮の脅威を意図的に過大評価し、日本の軍備拡大に利用してきた節が感じられます。米国の軍産複合体と気脈を通じる日本の軍産複合体ないし防衛関連産業は北朝鮮の脅威を必要以上におおって、それを利用してはいるのではないのでしょうかという、久間大臣、そういう私は疑問があります。

○国務大臣(久間章生君) そういうような意図は全くございませんで、ただ日本としても備えることは備えておかなければならない。アメリカと日米安保条約があるからといってアメリカに全部任せるといわけではなくて、自らやっぱり担わな

ければならない役割とか任務とか、そういうのについてはやっぱりこちらとしても能力を付ける必要があるという、そういう認識を持っておりますので、必要以上におおって、それに乗じて不必要なものをやるというようなことは頭考えておりません。

○喜納昌吉君 アメリカはもう近いうち、やがて北朝鮮からテロ支援国家というものも肩書も外すと思うんですけどもね。国交を早く正常化させ、北朝鮮の脅威を取り除く方が、私は巨額な軍備予算を消費するよりもはるかに賢い選択だと思いますが、そのような選択の方向に意識を向けた方がよいのではないかと私は思うんですけども、麻生大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) その種の考え方は昔からあると思います。その種の考えに対して、我々の提案に対して全く応じてこなかったのが先方でありまして、外交というのは常に相手側のある話ですから、こちら側の一方的な都合だけで向こうが収まるわけではないというのは、もう喜納先生よく御存じのとおりなことで、これまでも我々、たんびたんびいろいろな話をしたのに対して、何ら拉致含めて誠意のある態度はこれまで全くなかったというのが我々の実感をいたしております。したがって、対話と圧力という表現をこれまで取り、そしてそのとおり実行してきたというのがこれまでの歴史だと存じます。

○喜納昌吉君 言わんとしていることは分かるんですけども、ただ日本の外交が下手ではないかと私は思っていますね、あの自民党の外交がね。この辺はどう思いますか。

○国務大臣(麻生太郎君) 具体的に言っていた方が分かりやすいと思いますが。

○喜納昌吉君 アメリカならばこういう形で、アメリカならばもう六者協議に参加させながら核を廃棄させるということをとんとん拍子で持っていくんですけども、日本は一つも進展がないというのは外交能力に問題があるのではと私は思っているんですけどもね。どう思いますか。

○国務大臣(麻生太郎君) 何をもって外交能力がないと言っておられるかがよく分かりませんけれども、少なくとも過日の、昨年七月のロケット、ミサイルの実験、十月の国連におけますいわゆる核実験に対する全会一致によります制裁決議等々は、いずれも安保理理事会におけます非常任理事国日本がすべてをリードし切ったと、少なくとも七月のミサイルのときにはそう思っておりますし、十月の核実験のときには六日間で全会一致ということになっていったこれまでの関係等々を見ましたときに、私は、少なくとも日本の北朝鮮に対する外交能力がないというようなことを考えておることはございません。

○喜納昌吉君 私は、こんなすばらしい外交力もあるんですけれども、それは、常に私が思うことは、アメリカのレジームに対して合っている外交であって、日本のオリジナルのそのレジームという、もしレジームを唱えるならば、一番近い国を説得していくところから外交をしないと安全保障も成り立たないというふうに私は思っているんです。その辺はよろしく願います。

次は、人間を守る安全保障の確立について質問します。

沖縄は第二次大戦末期の沖縄戦で多大な害を被りました。広島、長崎もそうです。東京を始め全国の都会は空襲で焼け野原にされました。幾多の尊い人命が損なわれたか、言うまでもありません。また、日本軍はアジアを始め多くの国々を侵略し、たくさんの外国国民を殺りました。加害という歴史的犯罪を乗り越えた反省から、人間の安全保障という考え方が広がってきました。

ところが、戦時の日本軍の被害者である従軍慰安婦や強制連行労働者は裁判のたびに敗れ、無念の思いを募らせながら亡くなっていきます。このようなことを解決できない自民党中心の政権が人間の安全保障などできるわけはないと私は思っています。憲法を改悪し、米国に戦争に巻き込まれる国に変えられ、また同じような過ちを犯す歴史を繰り返してはいけなと思っています。

久間大臣、人間の安全保障をどう理解していますか、よろしく願います。

○国務大臣(久間章生君) これ、人間の安全保障というときはやっぱり外務省マターで大体やるわけ、私の方の立場で人間の安全保障というのをどう進めたいかと言われましてちよつと答えようがないので、困ったなと思っております。

○喜納昌吉君 だから私は、防衛大臣ですから、やっぱり人を殺す武器を扱うんですから、人類を殺す武器を扱うんですから、人間の安全保障に対してどういふことか分からないと言っちゃ非常に困るんですね。もう一回考えてください、よろしく、久間大臣。

○国務大臣(久間章生君) いや、おっしゃっている意味がよく分からないので、私は北朝鮮との関係でも、やっぱり国交正常化をして、とにかくテーブルに着かせて話をしながら解決していくという、そういう姿勢というのはこれは非常に大事だと思っておりますので、それはもうどういふ形でやっていくか。ただ、相手がそういうようなことに全く意を介さなくて、こっそり隠れて核兵器をどんどん造る、ミサイルをどんどん造る、そういうやつをやっているときに、じやという形でそれを引張り出すのか、このところが難しいから我が国の外交でも非常に苦労しているんだなというふうな、そういう思いを持っているわけがあります。

やっぱり相手のあることでありますから、相手の波長がこつちと全く合わないときにどうやってそれを合わせようとするか。余り合わせると向こうのペースになってしまうので交渉も難しいわけでございます。その辺が我が省、防衛省としての立場じゃなくて、外務省は苦労しておられるんだろうなと思っております。

○喜納昌吉君 自民党、確かに相手の体質もあると思いますけど、また相手の体質を砕くときには何も自公だけで外交するのではなく、共産党も社民党も民主党も使うぐらいの腹を持ったらいい方向に行くのではないのでしょうか。まあ勝手な考え方です。

文科省は、去る三月三十日、二〇〇八年度教科書検定で、沖縄戦時の集団自決について、日本軍に強制されたとか、日本軍によって追い込まれたとかいう記述を修正させたことを明らかにしました。これは問題の本質を覆い隠し、軍の命令や軍の介入と責任を隠すねらいからでしょう。

それによつて沖縄戦や日本軍に対する伝統的な暗いところを打ち消すことには成功すると思つていられるんですが、しかし真実は、軍隊は日本の国民を守ることができず、人類を犠牲にする以外のものではない。過去を反省しつつ未来に目を向ければ、二十一世紀の日本が憲法にうたわれているように国際社会で名誉ある地位を得ることは可能でしょう。そうならないならば、軍事偏重に走らずにあらゆる平和の知恵を使つて人類全体のために尽くす大方針を打ち出すことだと私は思っています。

久間大臣、文科省のさきの集団自決に関する決定を的確だと思つていますか。集団自決の、文科省の。

○国務大臣(久間章生君) 一閣僚としてほかの省庁の、あれが適切か適切でないか、そういうような判断をする立場にはございませんので、今この場でそういうような判断を求められても個人として述べるわけにはいきませんので、政府の一員としてここで出席しておりますので、その問いに対してはお答えを控えさせていただきますと思います。

○喜納昌吉君 ほかの省庁とおっしゃるんですけれども、これは自公政権の役割ですから、そんなこと、沖縄問題に関しては、あれは名護の問題です。それからそれは言えませんが、是非答えてください。よろしく願います。それはよその省庁の問題と逃げないでください。

○国務大臣(久間章生君) それでなくても教科書のいろいろな検定の問題についてはいろいろな意見が分かれるところでございまして、役所としては、

各省庁、特に文科省が責任を持ってそれに対する公的見解を出しているわけでございますから、防衛大臣としてそれに対してどうだこうだというふうな、そういう論評をする立場にはございませんので、これについて余り私自身は検討しておりません。

○喜納昌吉君 ただ、安倍総理がアメリカに行つたときにはしつかり、従軍慰安婦のことに關してはある程度言葉を選んで謝っているんですけれども、沖縄のように弱いところ、押し込めばできるところにはばんばんばんばん変えていくというのは、この国の未来は果たしてそのような形でいいものなのかという疑問があります、私は。

今度の日米同盟について聞きます。

安倍総理は世界のための日米同盟を主張してきました。その同盟関係を直接の責任者として担う外務大臣と防衛大臣に聞きたいのですが、一体それが日米同盟を世界のためのものにしてほしいと安倍政権に頼んだのか、答えてください。

○国務大臣(麻生太郎君) 日米同盟を世界のための同盟にしてくれとだれが頼んだかという御質問ですか。

私は、基本的にはだれが頼むとかだれが頼まれたという話は、これは世界とアジアのための日米同盟という考え方は、基本的には日本の外交のかねのつだと思つております。基本的に、だれに頼まれたからとかいうのではありません、日本の外交にとってはかえりません。

日本という国をめぐる国際環境とか安全保障の環境というものは、少なくとも大量破壊兵器とかミサイルとかいうものを持ち、そして拉致などという非合法な手段を行つて等々、いろいろな危なっかしいのが隣、近くに居ることは新聞等々で毎日のごとく御存じのとおりだと思つております。加えて、テロというものがいろいろな形で私どもの周辺、アジアの周辺でこのテロというものがいろいろ出てきております。地域紛争がアジアのあちこちで多発しているというふうな状況を見ますと、少なくとも冷戦終結後の今の方がこの種の

紛争とかまたいろんな騒ぎというものは多発していると思いますね。

私は、そういった状況というものの対応して、日本という国の平和とか安全とかいうものをきちり守っていくというためには日米同盟というものは一層強化されてしかるべきだという判断に關しましては私は賛成であります。

○喜納昌吉君 ただ、私がなぜそういうことを聞くかといいますと、よく時のファシズム政権を見渡してみると皆誇大妄想が多いからね。その辺から出たならちよつとまずいなと思つてです。

安倍総理は、最近、集团的自衛権、すなわち日米共同の軍事行動を認める権利を研究する懇談会をつくりました。憲法解釈に關する一大重要問題であるにもかかわらず、法律専門家はごく少数で、全員が総理のイエスマンばかりという批判があります。麻生大臣と久間大臣は、こつけない総理の万歳懇談会とやゆされてることをどう思われますか。よろしく願ひします。

○国務大臣(麻生太郎君) この安全保障の話の論議というものを広くさせるという話は、これは安倍政権ができる前から言つておられた話を政権発足後これは実行に移されたというのが半年した今の状況だと思つております。少なくとも我々の周辺というものは、朝鮮半島、台湾海峡等々、この地域、北東アジアの地域というものはまだまだ不安定ということははっきりしておるという状況下にあつて、いわゆる日米安全保障条約という条約の下で、少なくともこの条約が確実に実質的に実効あるしめるためには、今いろいろな、こうなつた場合はという問題提起がいろいろなところなされておりますのは御存じのとおりであつて、それに我々はどういうようにして今対応できるかという件に關しましては、少なくとも安全保障の法的基盤というものの再構築に關する懇談会という名前を立てておりますが、ここにおいていろいろな話がある、有益な、なるべく幅広い議論が行われるということは大変いいことなんではないかと、私はそう思つております。

○喜納昌吉君 それは、防衛大臣はいい、それでいいです。

幅広い話をするということとは分かるんですけど、内容の問題があつて、それで憲法改正でも九条をなくすには時間が掛かるから、手取り早い方法として憲法解釈によつて集团的自衛権を確保したように思ふんです。

やつぱり、度重なる世論調査では憲法九条はそのままでもいいという話なんですけれども、何せ総理大臣は若いですからね、何か突つ走らないうかという危うさを感じるといふ。ちよつと私に

ある人が訪ねてきたんですけれども、総理にちよびひげを付けてとヒトラーに似てるといふ、ヒトラーに似てきていふという言い方するんです。僕は、何となくの、安倍総理に麻生大臣は、総理は絶大な力を持つていふからと自信を持つてやれと進言されたという話を聞いて、だから総理の暴走は外務大臣のところから発したのかなと思つていふんですけれども、どうですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今のお話ですけれども、少なくとも私どもはきちんと自民党議員並びに議員によつて選ばれた自由民主党の総裁というものを持つております。話合ひで選ばれたものではありません。党員含めて総裁選挙で選ばれておりますから。私出て負けた方ですから、勝つた方が代表になるのは当たり前のことです。その人が自信を持つて進めなくてどうするんですか。私どもはそういう人々を選んだんですから、選んだ人というものは自分たちなんです。私は入れていません、票を、私に入れていませんから。だけど、そういった前提に立つて話をしたいだかないと、いかにも、ひげ付けたから、似ているから気に入らないとかいふような、そういった情緒的、主観的な話に賛成することはありません。

○喜納昌吉君 いや、選ばれたことは確かですけども、確かに、いや、ヒトラーだつて選ばれたからね。その後の、周囲がだらしなからあいう方向に行つちやつたんですけれどもね。それじゃ私は、周囲がしつかりしておれば安心だなという、麻生大臣から感じました。私も非常にポジティブです。

集团的自衛権とは簡単に言えば日米間の軍事共同展開だと言ふでしょう。例えば、米国が二〇〇一年の九・一一事件のような一大テロ攻撃に遭つた場合、日本政府が集团的自衛権は確立されているとの立場を取つておれば、米軍の報復行動に自衛隊は参加しなければならぬことになりかねない。そうならば、日本領土も国際的なテロ組織の攻撃対象として浮上することになると私は思つています。ブッシュの番犬と、ちよつと口は悪いですが、ブッシュの番犬と呼ばれたブレア首相がしつぱを振つてイラクにはまり込んだ英米は、不幸にもテロ攻撃に巻き込まれた事実があります。一たび集团的自衛権を確立すれば、日本はテロ攻撃の明確な対象になることは避けられないでしょう。

麻生大臣、久間大臣、よろしく願ひします。

○国務大臣(麻生太郎君) 何をよろしく願ひされたのかよく分かりませんけれども、質問をちよつと分かりやすく言つていただけませんか。

○喜納昌吉君 集团的自衛権を持つてしまつてテロの攻撃目標にされるんです。そのことをどうお思いですか。アメリカに参加してね。

○国務大臣(久間章生君) 私はかねてからいろいろな委員会でも、憲法調査会でも発言する機会がありましたから言つておきますけれども、要するに、自衛権という概念についても少しいろいろ議論してもらいたいということを言つていふわけです。

集团的自衛権と個別的自衛権と二つがあつて、とにかくどこか条約を結んで同盟になつておつたら、自分の自衛権でないけれども、その国の自衛権のときでも自衛権として、集团的自衛権として言われるけれども、果たしてそのなかかと。我が国の自衛権が集团的か又は個別的かであつて、よその国が、同盟を結んだ国がどこかと戦争をし始めたからといって、我が国の自衛権としてそれ

に参戦するというふうになつていくのかどうか、そのところはきちんと区別ができるんじゃないかということを前に憲法調査会で述べたことがございます。

私は今でもそういう気持ちは非常に強いで、先般、民主党さんが自衛権の概念について、今までみたいな集团的か個別的か、二つの自衛権があるというのとはどうなのかという言ひを言われましたときに、私自身も、まあそれはいい機会を得たなというふうに思ひましたので、今回、今回のやつはちよつと違ふんで、集团的自衛権で個別的なケースについてどうなのかと、憲法で禁じている集团的自衛権に該当するかどうかを検討してもらうということですから、私がさつき言つたようなことは若干違ひしますが、戦後六十年たつていふわけですから、六十年前の概念でいいのかどうかというのはいささか研究する時期に來ていふんじゃないかなというふうに思つております。

○喜納昌吉君 是非研究して、沖縄も喜ぶような方向で考えてください。

久間大臣、米軍再編についてのその特措法の正式な呼び名の頭には駐留軍等という言葉が付いていふ。この「等」は何を意味するのか、よろしく願ひします。

○国務大臣(久間章生君) 駐留軍等の「等」は、自衛隊を含むという意味で、駐留軍だけではなくて駐留軍等というような言葉でくくつております。

○喜納昌吉君 自衛隊も含むということですね。日本に駐留してなくても、日本に立ち寄る、あるいは日本を通過する米軍も含まれていふか。

○国務大臣(久間章生君) 駐留軍と言ふときには、これは日本国にある米国軍を指しますから、経過していく、途中立ち寄つた軍隊も駐留軍という概念に入るといふ。

○喜納昌吉君 ああ、そうかな。もう歯止めが利かないんだね、これはやつぱり。

沖縄絡みですが、那覇空港沖に建設予定とされてきた同空港の二本目の滑走路を緊急時に米軍が使用できるようにしたいという要望が一九九六年十一月ごろ米空軍嘉手納基地の第十八航空団からあったことを示す文書が、つい最近、琉球新報によって報じられています。久間大臣、この空軍文書の存在、知っていますか。

○国務大臣(久間章生君) 先般、報道等でそういうようなものがあって、そういうことについての記事を読んだことはございますけれども、それを私として正式に認識したわけじゃございません。それは、外交文書その他、どういうふうにも公表されているのか、私自身は見えておりませんので、それについての確認は取れておりません。

○喜納昌吉君 それでは、この文書の存在を、内容を早く表に明らかにしてくれませんか、もしあるんならば。

○国務大臣(久間章生君) いや、防衛省にはそういう文書はございませんので、私自身が見えているわけではございませんで、報道で知ったということでございます。

○喜納昌吉君 アメリカに問い合わせして取り寄せることはできないんですか。

○国務大臣(久間章生君) それは、しかし、これは防衛省としても当然に知り得る立場にありませんので、こちら側がそういうのを問い合わせるというふうなそういう立場でもございませんので、そこはよつとできかねると思います。

○喜納昌吉君 だから、沖縄に関しては、さつき沖縄は地政学上であると南にあるとか、どんなことを言ってもいいんですけれど、それならば、堂々と沖縄と話を進めずに進めていくという方法をしなですか、久間大臣。

○国務大臣(久間章生君) 先ほどから言っていますように、防衛省、当時は防衛施設庁ですね、要するに防衛施設庁は基地を提供する、その基地の問題については確かに施設庁マターでありますけれども、どこが、アメリカが何に使うかどうかというところは、これは防衛庁マターじゃないわけ

ですよ。だから、防衛大臣としてその中身について知り得べき立場じゃございませんでしたので、これについてはどういふふうになっているのか把握していないということを言っているわけでありまして。

○喜納昌吉君 それで、今後それを細かく沖縄に説明してくれますか、沖縄県民に。

○国務大臣(久間章生君) 先ほどから何回も言っていますように、今の各省設置法でこの仕事はこの省かということとは決まっているわけでありまして、その中身については、米軍とのいろんな、事実上のいろんなやり取りはあるとしても、それは事実上の運用の原則とかいふのを決めるのは外務省で決めるわけでありまして、防衛省としては違うわけですよ。

○喜納昌吉君 それならば、外務大臣、よろしくお願いします。

○国務大臣(麻生太郎君) 私も、回ってこないで何で防衛庁に行くのかなと思って聞いていました。

○喜納昌吉君 ああ、そうでしたか、失礼。

○国務大臣(麻生太郎君) 御指摘の報道というものが出ておりましたが、あれは琉球新報でしたかね、何か出ておりました。米軍内のいろんなやり取りのことについて書いてありましたので、それを御存じのように我々はコメントする立場にはないということでもあります。それが一つ。

一方、普天間飛行場の移設というのに伴って、いわゆる緊急時にどのような施設を使用するかというふうな研究の必要があるということとは、これは今から十年以上前のSACOの最終報告においてもこれは明記をされておると記憶します。したがって、このような経緯を踏まえて、昨年の五月に行われました2プラス2においても、民間施設のいわゆる緊急時における使用の改善というものについては日米間で検討しようという話が出たことまでは確かです。しかし、現時点で、今言われました那覇空港ですか、那覇空港の使用といった点を具体的に詰められたことはございません。

○喜納昌吉君 沖縄はいつもそういう、大臣はいつも同じお言葉掛けるんですけど、後でふたを開けるとそのとおりになっていったということがありますからね。

久間大臣、あなたは自衛隊で使われている隠語の共食いという言葉を知っていますか。——共食い。

○国務大臣(久間章生君) 何と何の共食いですか。

○喜納昌吉君 共食い。知らない、隠語。——共食い。

○国務大臣(久間章生君) 共食いというのは、いろんなことで共食いと言いますけれども、何の共食いですか。

○喜納昌吉君 実際はもう古くなった戦闘機をわざと海に落としてなくなすとか。

○国務大臣(久間章生君) いや、そういう意味での共食いというのは知りませんでした。

○喜納昌吉君 ああ、そうですか。それじゃ。ステルス戦闘機が沖縄に配備されたことがありますが、よく、いつも選挙前になるといふような戦闘機が落ちて、沖縄で落ちてなくなってしまうから、どうですか、これ。

○国務大臣(久間章生君) それは無いと思います。今までも、確かに事故で戦闘機が破損したり、あるいはまた海中に落ちたり、それはありますけれども、わざとそういうことを、人命にもかかわることです。そういうことをするはずはないわけでありまして、冗談にもそういうことをこういう場で言うていただく、さもあるかのように誤解されたら大変でございますから、そういうことは断じてないということを申し上げておきます。

○喜納昌吉君 断じてないということをしつかり調査してくださいよ。なぜならば、やっぱりこのステルス戦闘機、一機で二百五十億円もするからね。これだけを人間の安全保障に使えばどんなに

人類が喜ぶか、私はそう思っています。なるべくならば節約して、共食いもせずに古い機種はどこかにうまく保管して整備して使うとか。まあ、そうしたら負けるかもしれないけれども、戦争はね。

やはり、一番大事なのは、僕は防衛省よりも外務省が大事だと思っているんですよ。今のよう形で見ると、どうも外務省は防衛省の子分ではないかと思ったりして。これはどう思いますか、これ。

○国務大臣(麻生太郎君) 私が久間章生の子分かと言われたいわけですか。

言いたい気持ちも分からぬではありませんけれども、お断りしておきますが、こつちの方が老けて見えますが、こつちの方が若いということもお忘れなく、お願い申し上げます。

○国務大臣(久間章生君) やはり国の安全というのは外交がやっぱり第一であるというのは、もう私も認識は同じであります。

やっぱり、外交努力によってそういう雰囲気をつくらない、いかにして相手との信頼関係をつくっていくか、これが一番でございまして、最悪の状態が国防だと、そういうふうにも理解しておりますから、それについては私も気持ちとしては同じです。やっぱり外交努力によってできるだけそういう緊張状態をつくらないように日ごろからやっておくという、これが一番大事でございまして、外務大臣には大変努力しておられるようでございまして、こちらはその後を付いていこうと思っております。

○喜納昌吉君 いや、なぜかといいますと、やっぱり久間大臣がアメリカに文句を言って、またアメリカからしつぽ返しを食らうというふうなことで、ちよつと弱気になつて、かみそりを送られるという訳の分からないことがありますよね。やはりそういう暴力社会を直していくためにも、我々もつとつと大きい、何と云うのか、理念を持たなくちゃいけないと思います。私の方にも来ますからね、脅迫電話というのは、もうこの二、三年。政治家にならなければよかったと思

うときもあります、私も。

だから皆さん、是非、久間さん、強い信念を持って、麻生大臣、麻生大臣は将来は大臣かもしれないけど、麻生外務大臣の、何というんですか、外交にもっとも比重が掛かるような交渉をしてくださいよ。そうすれば、沖縄もいつかはきつと平和な国が来るんじゃないかという期待も持っていますけど、防衛大臣がアメリカにびくびくしたらこれは困るなと思っておりますが、どうですか。

○国務大臣(久間章生君) やっぱり言うべきことは言いながら、しかしながら協調するところは協調しながら、日米の同盟関係がしつかりないとやっぱりそこにすぎがでるわけでありますから、それは非常に大事であると思います。

それと、日米同盟というのは、やっぱり私は、その日米同盟がしつかりしていたからこのアジア太平洋地域全体で平和がずっと続いてきたという、こういうことについても、東南アジアからずっとこの方、東アジア、東北アジア、全部理解してくれているわけでございますから、日米同盟というのはやっぱり大事であるということについては、国民全般でももう少し理解をしてもらった方がいいなという思いも一方ではございます。

○喜納昌吉君 やっぱり外交、防衛も、外交だとして防衛だと思っております、私は。やはり外交力というのはこれは非常に大きい知性に裏打ちされると思っております、是非、中国をけつ飛ばすときはアメリカもけつ飛ばすぐらいの、あるいは北朝鮮をけつ飛ばすならば、あるいは、まあ何というんですか、ある友好的なところもけつ飛ばすぐらいの、やはり地球規模、人類規模でけつ飛ばすぐらいの力を持ち得てやはり外交するぐらいのアイデンティティーを私は備えれば、この日本はすばらしい国になると思っておりますね。やはり日本が持っている知性というんですか、知識の技術、技術の知識というんですか、それと富、勤勉な富を戦争の方向にも使われることは非常に不幸なものだと思っておりますね。だから、是非、

日本のこの勤勉な汗の結晶である富と知性の結晶である技術を平和のために使うように、いつか防衛省を改めて平和省に切り替えてください。よろしく願います。

これで、時間はまだあります。もうないか。ああ、あと二分ぐらいある。

それで、どうですかあは、あと二分あります、今日はもうないと思つて、私、今止めたんです。

○委員長(田浦直君) あと一分ですね。

○喜納昌吉君 はい、ありがとうございます。

伊藤一長のあの銃殺問題はテロと思つていますが、それとも単なる事件だと思つていますか。

○国務大臣(久間章生君) あれは単なる事件ではなくて、やっぱり行政に、何といいますか、最近

いろんな圧力が掛かっている、暴力的な圧力が掛かっている、そういうのが表に表れた一つのケースじゃないかなと思つて、やっぱりこれは油断できない傾向にあるというふうに思っています、これから先ああいうような行政組織暴力といえますか、こういうことについては真剣にとらえていく必要があるんじゃないかなと思つております。

○喜納昌吉君 そうですね。是非あの……

○委員長(田浦直君) 喜納君、簡単にひとつまとめてお願いします。

○喜納昌吉君 はい。

この暴力社会の台頭というのか、行政にやぐざが入ってくるのか、これはある意味じゃ基本的には政治の腐敗から生まれてきますから、是非、松岡大臣の心も開いて真つ当な人間になるように、是非真剣によりしく願います。

どうもありがとうございます。

○緒方靖夫君 米軍等再編特措法は、日米合意に従つて米海兵隊のグアム移転経費を日本が負担するための仕組みをつくるというものだと思います。政府の説明によりますと、グアム移転経費は百二億ドルとされ、そのうち六十億ドルを日本が負担するという事です。この米国内への移転経

費の負担というのは、日米安保条約及び地位協定等の関連取決めに照らせば、どちらが負担すべきものなんでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 米軍再編に伴う海兵隊

の移転、グアムへの移転ではありませんけれども、かねてから、沖縄県からとにかく海兵隊をよそに移していく、減らしていくという、そういう要望を我が国としては行つておたわけであります。

これが国内で、もし海兵隊が沖縄から仮に北海道なら北海道に行くということになりますと、それは全額こちらが持つことになりますけれども、今度の場合はそれがグアムという米国領でもありまして、向こうの方が持つ点もありますし、我が国としても沖縄の負担がそれだけ軽減になるから自分の負担はいたしましょう。

そういう形で、真水の部分で約二十八億ドルを政府としても財政支出します、出動しますし、そしてまた融資の点でも面倒見て、その代わり融資した分は返ってくるという形で、それをカバーするという形でやろうとしたわけでありまして、そういう意味では、その負担のちようどいい案分といえますか、その金額自体は先ほどから言つていますようにもつと下げる努力を今から言つてい

けれども、応分の負担をする決めた昨年の五月の決定というのは、私はまあまあいい決定だったんじゃないかなと思つております。

○緒方靖夫君 私が端的にお伺いしたいのは、本来、安保条約及び関連取決めに従えば、その負担というのは、日本が負担する取決めはあるものですかということですが。

○国務大臣(久間章生君) 安保条約それからその取決めによつて決まるんではなくて、それによつて駐留している米軍が日本国内で減つて、日本国内で沖縄から北海道に行くならば安保条約の取決めで全額負担せにやいけません。ところが、今回のやつは、日本国内での移転じゃなくて、八千人が向こうに移転するということだからどういふに負担するかということですから、新たな決め方じゃないかなと思つてあります。

だから、これを、先ほどの委員の指摘もありますように、これを具体的に最終的に決まったときには、それを、何らかの取決めを両政府間でしなければいけないんじゃないかなという浅尾委員の指摘のように、私自身もそれは、金額が固まつた段階では何らかの格好で国会の承認を得るようなことが必要なんじゃないかなと思つております。

○緒方靖夫君 大臣がおっしゃる通りに、新たな取決めなんですよ、これは。新しいことなんですよ。そうなんですよ。つまり、在日米軍駐留経費に関するルールには、これまであったルールには取まらない、そこが今度新しい点だと思つてます。そうすると、グアム移転は日本国内の移転ではない、北海道に移るわけじゃありません。移転後は駐留米軍でもなくなります。

最も基本的なことをお伺いしますけれども、そうすると、なぜ特例的に我が国が経費を負担することになるのか、その理由について挙げていただきたいと思ひます。

○国務大臣(久間章生君) これはやっぱり沖縄からのそういう、沖縄の負担の軽減を図ろうという、我々、我々といいますが、我が国のいろんな要望が、要請も今まであつたわけでありまして、その一環としてそういうふうに移るといふことになるわけでありまして。

卑近な例でちよつと申し訳ないかもしれませんが、けれども、隣同士でいろいろあつたときに、この施設はあなた向こうに移してくれぬかと一生懸命頼んでおつた。いや、それは経費も掛かるから嫌だと言つたけれども、じゃ、自分も移ろうかとなつたときに、頼んでいた方が幾らかうちも負担するからということだつてあるわけでしょう。

それと同じで、沖縄の希望が、そういうふうに移つてもらいたいという希望があつたわけでございますから、米軍再編の一環ではありますけれども、やっぱり我が国としてはそれは応分の負担はしようという事で、それが全体の中で二十八億ドルは、まあ上限としてはありますけれども、

出してもいいというような、そういう判断をしたということでもあります。

○緒方靖夫君 この際ですから、沖縄軽減という理由は分かりました、伺いました。この際、根拠になり得る理由、根拠となる理由ですね、それを列挙していただけます、すべて。

つまり、日本が経費を負担する理由、それは沖縄の軽減ということは今答弁でおっしゃられました。そのほかの理由があれば言ってください。

○国務大臣(久間章生君) そのほかの理由はないと思います。米軍のそれは減ると、今度はまた嘉手納以南のいろんな米軍施設、今まであったやつは返ってきて、返還されるわけでございますから、その分に出している分は今度は返ってくるわけですね。

だから、そういう点では負担がこれから先は減るわけですから、それはずっと沖縄に置いておけばその分はずっと続くわけでございますけれども、その分は減るから、日本政府としても減る分は、それを利息還元もしれば結構な値段になるかもしれないけれども、そういうことを考えると、応分の負担してでも向こうに行ってくれということは非常にプラスであるという、そういうような計算が立つわけですから、それが理由だと思えますね。

○緒方靖夫君 そうすると、その大臣の御答弁で、要するに日本が負担をする、応分の負担をする理由というのは沖縄の負担軽減のみということになりますか。

○国務大臣(久間章生君) そういうことです。

○緒方靖夫君 私の手元に防衛省からいただいた「在沖米海兵隊のグアム移転について」という、そういう資料がございます。この六ページに日本も経費を分担する理由とありまして、幾つかあるんですけども、その中に、今回は海外に移転しますが、海兵隊の任務には依然として我が国の防衛が入っています、したがって、移転先が日本国内ではないから負担はしなくていいということにはならないと考えますという、それが理由の一つ

として述べられております。

大臣、これは理由になるんですか。

○国務大臣(久間章生君) いや、私もこれを読んだとき、果たしてそうかなと、正直言っています。これは私が就任する前に作られた文書でありますけれども、そうかなと、そういう思いがいたしました。

やっぱり、我が国が負担するというのは、海兵隊の機能が我が国の防衛上守ってくれるから負担するんだとなりますと、それはグアムじゃなくても、よその地区でも、いざというときには日本のために飛んで来るんだとなれば、それについては一部出していいじゃないかという理論につながって、いろいろ言われるんじゃないかなという気がしますからね。

私はやっぱり、はっきりと沖縄の海兵隊が、やっぱり海兵隊を、負担を減らしてくれというようなことをかねてから言っておった、米軍再編の一環として移っていく、それなら応分の負担はしますよということ、せめて家族住宅については、今度はそれについては融資してもいいから、あるいはまた、向こうに行く分についてのいろいろな必要なやつは幾らかは日本としてもその負担の軽減につながるから減らすんだという、はっきりそういうふうに言った方が説明が付きやすいんじゃないかなというふうに私自身は思っておりますが、従来から今おっしゃられるような言い方も確かにしておいたのも事実でございます。

○緒方靖夫君 確かに大臣がおっしゃられるように、この文書というのは、グアム移転後も任務に日本防衛があるから日本も負担が必要があるという、そういう理由なんですよ。そうすると、大臣はこの部分については不適切と、自分は同意しないというお考えですか。

○国務大臣(久間章生君) 不適切かどうかは別として、その理由で日本が金を出さなきゃならないという義務を負うのかということ、そういうような、何と云いますか、そういう、日本の防衛をそこで、グアムでも負担するんだから日本も出しな

さいよと言われて、はい、そうですといつてすとんと落ちないというのが私の今の気持ちであります。

○緒方靖夫君 そうすると、大臣、自分の就任前に作られた文書といつても、これは日付を見ると平成十九年二月、平成十九年二月となつています、ええ。ですから、大臣の在任中に作られているんですね。

大臣はこれをごろんになつていないわけですね、要するに。

○国務大臣(久間章生君) それは前のやつを新しく作つたんだと思ひますので、私はその原稿をチェックしたわけじゃないです。

○緒方靖夫君 大臣がそうかなとか、これはちよつとまずいと、すんと落ちないと、いろいろ表現されましたけれども、そういうものを我々国会議員が読んで、理由として聞かされたわけですね。

それじゃ、役所の方にお伺いしますけれども、これは明確な理由ですか、役所、役所に聞きます。

○政府参考人(大古和雄君) いつから使っているかというのはちよつと私の方も正確に覚えていないんですけども、昨年ぐらいからいろいろ、沖縄の海兵隊のグアム移転に伴って日本が経費を負担するというところについていろいろなところに説明する際に、この資料で説明しておりました。

○緒方靖夫君 大臣が今そうかなと、すんと落ちないという答弁をされましたけれども、あなた御自身はこれは正確だと確信されてますか。

○政府参考人(大古和雄君) 今回、沖縄の負担を減らすために海兵隊をグアムに移転するというところになつたわけですけども、日米間の協議の中では、最終的に八千人の移転が決まるまでの間の協議の……

○緒方靖夫君 端的に言ってください。

○政府参考人(大古和雄君) はい。

で、現実には海兵隊が移転する先については、米本土でもなくハワイでもなく、グアムに決まった経緯がございます。そういう意味で、米側、米軍としても、海兵隊がグアムに行つても日本の防衛というのには視野に入つているというふうに我々は認識しております。そういう観点からこういう表現を使わしていただきました。

○緒方靖夫君 それでは大臣にお伺いしますけれども、そういう説明なんですけれども、大臣御自身は防衛省の責任者として、こんな説明したという思いがあると思います、あるいはこんな紙を配りやがつてという思いがあるかもしれません。そこで、これについて、やっぱり大臣御自身が、大臣が責任者なわけですから、これについてやはり問題があるというふうになれば、これはやはり撤回するとか、これは、この部分はこの説明から削除するというふうに表示されるべきじゃないですか。

○国務大臣(久間章生君) 沖縄から海兵隊が減るということ、沖縄の人にとっては負担が減るということ、これは、沖縄の人にとっては負担が減るというところでいいんですけども、その一方で、我が国の抑止力が足らなくなる、米軍がそこから遠ざかることによって我が国の方に空白ができるんじゃないかという心配する人もおられるわけですよ。そういう人たちの気持ちの兼ね合いの中で、グアムならいいということでグアムを選んで、そこに八千人が移るということになつたということは、ある意味じゃほつとしているという点もあります。だから、そういう人たちの説明からいいますと、そういうことでグアムにしたんだから、アメリカも、ハワイだったなら既存の施設を使えるけれども、グアムに新設をするんだから、その基地を建設するにはコストも掛かるんだから、だから日本も応分の負担していいじゃないかということ、向こうは向こうとして言うと思うんです。だから、そういうような兼ね合いの中からも幾らか負担するという気持ちもあるかもしれない。しかしながら、私は、そういう説明よりも、沖

縄から移ることによってこれだけの施設が掛かるから、それについて出しましょうという方の方が説明がしやすいんじゃないかというふうに思っておりますから、そういう言い方で余り強く出るとなかなかという気がするということを言っているんで、その言い方が間違っているかというところ違っていないと思うんですけれども、余り強調するような言い方はどうなのかという、そういうような気持ちがあります。

○緒方靖夫君　大臣はいつも率直に話をされるの
でよく分かりますよ、感じは。しかし、やつぱり
大臣が適切でない、強調しない方がいいという
ことが、理由は三つしか挙がっていないんだけど
も、その一つに、二番目に書かれているわけで
す、ここでは。やつぱりこういうものというの
は責任ある審議をする上でまずいんじゃないで
すか。

○国務大臣（久間章生君）　一つの理由であると思
うんです。

よく一時、このグアムじゃなくてフィリピンに米軍基地を造って、そこでやるから日本が負担してくれよという話を、フィリピンから話が来たことがありました。これは私の、政府としてじゃなくて、党の役員しているときですね。そのときに、それも、なるほどそんな考え方もあるんだなというようなことも思ったことがあります。

そのときはどこが出すのかなと思つたら、沖縄にある基地を向こうに持つていくんだから、丸々それは日本が出して、そしてそこでアメリカさん使つてくださいうようなことになるとすれば日本が負担することになるのかなという、そういう思いがしました。

しかし、それも、実際はそのときフィリピンから来られた知事さんに私が言ったのは、フィリピンには米軍は余り、そっちの関係を先に詰めてから持つてきてくださいよと言ったことがございいますから、そういういろんなことが、こう考えますと、まあ理由の一つとして挙げていることについてはあれだけど、余りそういうような、それが抑

止力を持つから負担するんだという言い方よりも、もつとストレッチに、沖縄の負担が減るからやつぱり応分の負担してもいいんじゃないかということで、昨年五月に決めたときの言いっぷりの方が私は通りがいいなと今でも思っております。これがだから間違っているということを書いているわけじゃないんで、ずっと落ちないというのは、もつと今言ったように沖縄の負担軽減のために応分の負担をしますというふうに言う方が分かりやすいと思います。

○緒方端夫君 それならば、これは審議するために防衛省が作ってくれた資料ですよ。我々はこれを読んで、これを基に議論するわけですけれども、この部分、肝心なこの負担の理由について、大臣の、まあ間違いいではないけれどもずっと落ちないと、強調しない方がいいということがやはりここにちゃんと書かれているわけで、やっぱり適切な形に書き直していただくと、それが必要だと思います。

○国務大臣(久間章生君)　　こういう考え方がないわけじゃないわけですから、それをここに書いておくことがいかぬわけじゃなくて、むしろ書いてなかつたらこういう言い方をしているじゃないかということでおしかりを受けるわけですから、書いてあるけれども、この三つの理由のうちのこれが大きいのかどうかという、そういうようなことという、私は第一番目の、一番上に掲げたのがやっぱ一番のウエートが高いんじゃないかなと。しかし、この二番目、三番目もないわけじゃないという、そういうことで並べているという、そういうふうに理解していただきたいと思ひます。

○緒方靖夫君　こういう大臣がはてなと思う資料が配られて今審議されていることについて、私は極めて不常だし、おかしいということを述べておきたいと思います。

ちよつとこの問題を角度を変えて、じゃアメリカの側からどうかということを考えてみたいと思うんですね。

伺いますけれども、アメリカはグアム移転について日本の負担を求めましたけれども、その中でアメリカは、日本による費用負担の必要性和日本防衛との関係についてはどう認識しているんですか。いいですよ、政府委員でも。

○政府参考人(大古和雄君) 米側としても、昨年の五月一日に2プラス2が行われたときにおきまして、そのときの共同発表表の中の表現として、沖縄を含む地元の負担を軽減するとの日米双方の決意を示すという記述がございまして、これに同意をしております。

○緒方靖夫君 私、米軍の会計監査を担当するペ
ンタゴンの監察長官の報告書ですね、三月十二日
付けですけれども、米太平洋軍における部隊体制
の変更に關する報告書、それを読みました。

その中で、海兵隊がグアム移転の費用問題についていろいろ述べているんですけども、グアムの米軍任務と日本の費用負担に関連して大変興味深い記述があるわけですね。ちよつと長くなりますけれども読み上げますね。大事なところですから

二〇〇五年の十月二十九日の日米合意の第一義的なコンセプトは、米国が日本周辺地域の事態を抑止し、それに対応するのみならず日本防衛のための前方展開部隊を維持すること、この合意は、海兵隊のグアム移転に対してのみ特有のものだ。すなわち、海兵隊をグアム以外のどこか別の場所へ移すなら日本防衛のための前方展開部隊とはもはやみなされなくなるため、日本の六十億ドル支援は取り消されるだろうと、そういう記述なんです。

要するに、日本が六十億ドル出するのは、日米合意においてグアムの米軍に限り日本の防衛のための前方展開部隊とみなすからだ、これがアメリカの認識だということなんですけれども、この認識は日米両政府一致しているんですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的にアメリカ軍の抑止力というものを維持しつつ、沖繩の負担を軽減するというのが主たる目的でありますから、そ

の意味においては今の六十億という表現はいろいろ、そのときの、たしか私の記憶ですけれども、全体一〇〇として三分の一、三分の一、三分の一ぐらいで、真ん中の三分の一、米軍負担が三分の一は、日本側負担三分の一、真ん中の三分の一はローンと、ローンというのは金を貸すと。だから、我々は貸しているんであって、そつちは借りているんだからちゃんと返してもらうよという意味においては、これはこつちの負担かと言われれば、貸している点では負担ですけれども、こつちはそれに對して、しかるべきアメリカという国に金を貸して取りつづかれるという前提でちよつとなかなか考えにくい国でもありますので、そういう意味では、そここのところの負担を、向こうはこつちがしてもらったと感謝してもらえば有り難いものですけど、我々はその金は返してもらうつもりですから、そういう意味では双方で負担をするという形で理解をしたというのがあのときの経緯だったと記憶しています。

○緒方端夫君　久間大臣にお伺いしますけれども、要するにグアムの米軍に限って日本防衛のための前方展開部隊とみなす、つまり日本の防衛のために役立つからということをアメリカ自身は述べているんですけれども。要するに、この点でアメリカ政権の立場と久間大臣の考えというのは一致するんですか、先ほどの経緯から見て。

○國務大臣(久間章生君) それは一致するかどうかは分かりません。この数字を決めますときも、後から聞いた話ですけれども、ラムズフェルドさんと額賀さんがかなり深夜まで議論をして、そしてもう最後に決めたという話もありまして、向こうは向こうでやつぱり議會に対する説明が、どういう形が一番やつぱりリーズナブルなのかということもあるかもしれませんし、我が国としては我が国の立場としてやつぱりリーズナブルな内容じゃないといけませんから。だから、それぞれの立場が背景が違っだけに、全くびたつと一致しているかどうか、その理由付けがですね、それは私のもつまびらかじゃございません、そのときの。け

ど、最後にとにかく数字を、ラムズフェルドさんと額賀さんとの数字で決めたというのは後刻聞きました。

○緒方靖夫君 一致しているかどうかつまびらかではないという、この問題というのはやはり僕は日米合意の合意事項における最も重大な、重要な問題だと思ふんですよ。つまり、向こうは日本の負担の根拠として日本の防衛をすると言っているわけですから、ですから、そういう点で担当の大員御自身がこの問題についてアメリカとの関係で一致しているかどうかということではつきりしていないということ自身はやはり私は非常に大きな問題だと思ふんですよ。つまり、アメリカの報告書の認識というのは、この防衛省の資料に書かれているように、国内でないから負担しなくていいということにならないという理屈とびつたり符合するんですよ。そうじゃありませんか。

○国務大臣(久間章生君) 国と国が決めるときに大事なことは、積み上げのいろんな背景の心理的な描写なりなんなりじゃなくて、その数字が幾らかかというのがこれ大事だと思ふんですね。だから、いろんな理由付けをもし大事にするとその数字自身が動くことだつてあると思ふんですよ、そういう理由だつたらこれは駄目だとかです。そういうじゃなくて、やっぱり交渉事というのは決まった結果が大事なわけですから、だからその結果を大事にしなごうどうそういうのをきちゃんと理屈付けるかの話だと思ふんですよ。

私はあのとき結構苦労しながら数字を決められたんだなというのを聞いておりますだけに、やっぱり我が国としては、抑止力を維持しながら、なおかつ、しかし、我が国から要求をしてアメリカの海兵隊の沖縄での人数を減らしてもらいたいと、そしてその代わり抑止力は大事にしたいと、それと、そういうような二つの要素を取り入れて決めた。そういう経過から我が国も必分の負担をしましょうという。そのときやっぱり負担軽減というのが大きかったというふうに私自身の認識としては思っていますけれども。

○緒方靖夫君 まあ数字の問題はともかく、考え方、理由なんですよ。アメリカは日本防衛のために役立つから日本が負担するということの理由の一つに挙げているわけですよ。まあ沖縄の軽減とは言っていないですよ、アメリカ側は積極的に。この理由ですよ、専ら。そういうときに、防衛大臣の御認識とアメリカのそういう考えとことについて合っていない、むしろ大臣はちよつとおかしいなとかこれを後ろに引つ込めた方がいということを先ほどから言われていた。私はそこにはやはり非常におかしさを感じるわけですよ。

そもそも、グアムの米軍がほかと違って特別に日本防衛のための前方展開部隊だと言ひ得る合理的な根拠、どこにあるんでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) いやもう、グアムはハワイと比べて非常に我が国に近いから、いざというときにはそこが、第三機動展開部隊でもありますけれども、すぐさま対応できるという、そういう点でグアムは我が国としてもそこなら非常に助かるという、そういう思いがありますから、我が国のために役立つくれると思ひますね。

○緒方靖夫君 説明になつていないと思ふんですよ。つまり、日本を防衛する義務を負う米軍というのが在日米軍に限らないとなると、グアムだけではなくあちこちから来る、来援するという、そういう理屈になるんですよ。そうすると、すべての米の部隊に経費負担が可能だという理屈になつてしまふ。そうじゃありませんか。ですから、私は、やはりこの問題というのは非常に大きな根本的な問題だと思ふんですよ。

その問題で、理由ですよ、理由について、先ほどから防衛大臣が繰り返して、アメリカが一番主張している理由について、それはどうも違うとか、おかしいとか、余り強調しない方がいいとか、そうおつしやられてる。私は、この際、日米でどういう合意をしているのか、今この話を聞いて訳が分からなくなつたですよ、正直言つて。もつとびたつと合意しているのかと思つた。あるいは、もつと詰めていると思つた。しかし、そういうふう

うには受け取れないんですよ。

そこで、委員長にお願いしますけれども、随分この時間、この問題、長く掛かってしまいましたけれども、この問題で、やはりアメリカの立場等々の文書、それはありますので、それをよく検討して、次回までに政府の明確な見解を示していただくことを取り計らっていただきたいと思ひます。

○委員長(田浦直君) それは、後日理事会で検討させてもらいます。

○緒方靖夫君 結構です。

次に、海兵隊の資産の問題なんですけれども、次にグアムへ移転する在沖米海兵隊は八千人とその家族九千人とされますが、それは間違いありません。

○政府参考人(大古和雄君) そのとおりでございます。

○緒方靖夫君 八千人の海兵部隊に対して、現在、住宅提供、光熱負担を始め従業員給与など、様々な駐留経費を日本が沖縄で負担しているわけですが、これも、この移転部隊に対する日本の負担額は毎年幾らになるんですか。移転する相当の部隊の額。

○政府参考人(大古和雄君) 沖縄の海兵隊の八千人の削減については、一部司令部につきまして部隊名が出ておりますけれども、機動展開部隊の司令部とか出ておりますけれども、最終的にどの部隊から何人ずつ削減するかということについては今米側の方で検討しているところでございまして、したがって、この八千人に見合つて日本政府が今駐留のために負担している経費についてはちよつと分らないところでございます。

○緒方靖夫君 それで、大臣にお伺いしますけれども、この八千人の海兵隊というのはグアム移転後は在日米軍ではなくなりますか。

○国務大臣(久間章生君) それは在日米軍でなくなります。

○緒方靖夫君 在日米軍でなくなれば、これまで日本が負担してきた経費は支払わなくていいと、

そう考えてよろしいでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 大ざっぱに言いますと、その人数比率で減るものと私たちは理解しております。

○緒方靖夫君 先ほど取り上げた監察長官の報告書によると、海兵隊は、二〇〇六年五月の日米合意で負担分担が決まつた約百三億ドル以外に、移転に伴つて毎年輸送経費など四億六千四百七十九万ドルが必要だと試算して、その予算の手当てがないと、そういうふう述べております。

そこで伺いますけれども、移転後の海兵隊がグアムから沖縄や日本国内のほかの場所に移動したり物を運んだりする場合、その輸送費を負担することはあるんでしょうか。

○政府参考人(大古和雄君) 基本的にはその輸送費を負担する立場にはないと思つております。

○緒方靖夫君 基本的にはない。しかし、例外もあるんですよ、特例は。

○政府参考人(大古和雄君) 今現在でも在日米軍は、例えば訓練する際に、地元負担、沖縄の県道越えの射撃がそれで典型でございましてけれども、沖縄で訓練するのは地元負担になるんで、この地域で、本土の訓練場で行つてくれという場合には、本土の訓練場で行つてくれという場合には日本政府が負担しております。

そういう意味で、グアムに行つた海兵隊が一般に移動するについては日本政府は何ら負担する立場にはございせんけれども、日本政府の地元市町村との関係で要請するような場合には日本政府が負担することもあり得るという意味で言ひました。

○緒方靖夫君 あり得ると。これはやっぱり重大ですよ。こういうこともあつた。

監察長官の報告書によると、こう書いてあるんですよ……

○国務大臣(久間章生君) 委員長。

○委員長(田浦直君) 久間大臣。

グアムに行つて、グアムと例えば嘉手納とが一緒になつて向こうでやるときに、こちらから沖縄に駐留する米軍機が行く場合の費用負担についてはそれはあり得るかもしれないということでありまして、向こうから来るのはもう在日米軍じゃないわけですから、その経費は原則としてないわけですね。しかし、基本的には、基本的にはときつきから言っているのは、何か例外があったときに、また、ないと言つたじゃないかとしかられるから、それで基本的にはということでは防衛を張っているわけですけど、原則としてそれはないはずですよ。

○緒方靖夫君 大臣の御答弁、よく分かりましたよ。予防線を張つて、そういうことがあるときのために言っているわけですから、本当に正直な話だと僕は思いますよ。本当に正直な話だと思えますよ。ですから、やっぱりこういう危険性があるんですよ。

それで、先ほどの監察長官の報告書によればこう書いてあるんですね。海兵隊は、二〇〇六年五月の日米合意で負担分が決まった百三億ドル以上に云々ということ、手当てが付かないと言つた上で、内訳ですが、施設改修近代化費用九千三百四十七万ドル、施設維持費九千三百三十万ドル云々ですね、これらと並んでいますよ。その合計が四億六千四百七十九万ドルなわけですよ。こういう経費について、今後日米協議においてアメリカが日本側の負担を要求してくる可能性はあるんじゃないか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、久間防衛庁長官の言葉を拝借させていただければ、基本的にはないと思います。(発言する者あり) 済みません、防衛大臣。

○緒方靖夫君 基本的にはないと、これも同じことだと思えますね。絶えずそういうことで、この議論だつて、米軍再編だつて、もういつもいつもここで聞いても、何も明かさずにぱつと出てくるという、そういう形でやつてきたわけで、私は、要する点で、この基本的云々という話というのは、要

するに特例はあり得ると。そもそも、外国に基地を移転することに対して日本が金を払うということとは本来想定外だったわけですからね。

ですから、私はそういう点からも問題になるだろうと思ひますし、それから、更に言えば、六十億ドルだつて、日本が負担しなければグアム移転というのはあり得ないわけですよ。そういう経過ですよ。同時に、この四億数千万ドルについても予算の手当てがないとアメリカが言っているわけですよ。じゃ、それどうしてくるんだと、どうやって維持するんだという話になったときに、同じ論理になる。私は、そういうことを大変危惧するところでありました。

私は、そのグアムの移転の費用はもちろん、移転後の費用についても日本が負担する理由など一切ないと思ひますけれども、一切ないと、大臣、言えますか。

○国務大臣(久間章生君) それは基本的にはないと思ひますね。

○緒方靖夫君 もう基本的にということは何度も繰り返されました。この問題については、一体どういう形になつていくのかということについては、やはり日米協議、その中でどういう問題が出てくるのか、これはなかなかこういう場で聞いても出てきません。

しかし私は、アメリカのそういう要求というのは、その点では極めてどん欲であるというふうに感じてきておりますし、その点でやはり情報公開もきちつとやつて、そういうものに對してはやはり支出してはならないということをはつきりと述べておきたいと思ひます。

次に、日本の負担の中身についてお聞きしていただきたいんですけども、真水で建設するという司令部庁舎、教場、学校等生活関連施設はどういう米軍部隊が使用するんでしょうか。

○政府参考人(大古和雄君) これは、正に今沖縄にいます海兵隊でグアムに移転する部隊に直接限つた施設になりますので、沖縄にいる海外に移転する部隊が使うことになります。

○緒方靖夫君 グアムに移転する部隊に限る、限つて使用するという、つまり、アメリカとの間で使用者を限定するとかそういう何らかの取決めをするんでしょうか。アメリカとの間に何らかの使用者を限定するという取決めをするんでしょうか。

○政府参考人(大古和雄君) 最終的に細かい具体的な計画が決まつて、それから日本側の財政負担も決まつたときに、アメリカとの関係でどういふふうな整理をするかについては午前中の審議でも外務大臣からお答えしていますけれども、それはそのときの整理の仕方によると思ひます。

○緒方靖夫君 出資、融資で造る家族住宅、基地内のインフラはどうなるんでしょうか。使用者制限はするんでしょうか。

○政府参考人(大古和雄君) 家族住宅というのは、例えば現時点で今三千五百戸程度ということになってはいますけれども、日本側が資金負担をして融資をして造つた部分につきまして、ずっと海兵隊の八千人分だけが入つていくということでは必ずしもなくて、全体で合理的な使い方をアメリカ軍はすると思うんですけども、あくまでもその三千五百戸というのは、沖縄の海兵隊がグアムに行くことによって新たに戸数として必要になるものを建設するということになると思つております。

○緒方靖夫君 これから米軍がいろいろ決めていくことでしようし、同時に日本は、やはり沖縄からグアムに移転するその部隊が使用するということ、それが当然の目的になるわけですから、それについて厳格にそこをチェックする必要があると思ひます。しかし、それを實際行うという上での何か担保というのはどうなるんでしょうか。

○政府参考人(大古和雄君) これは前から申し上げていますが、アメリカ側の八千人の移転について、沖縄のどの部隊から何人移転して、具体的にどういふ施設をグアムのどこに造るということが決まりましたら、我々としても当然、日本側の資金負担をなるべく抑制する見地から十分に精査をして、当然のことながら、必要最小限の日本側の負担にとどめたいというふうに考えているわけでございます。

○緒方靖夫君 常識的に言つて、区分して使用者を、要するに、沖縄から行つた海兵隊の部分とかのところが混在している可能性もあると思ひます。場合によつては、それを区分するというのは非常に常識的に言つて難しいと思ひますけれども、その点はどういうふうにかえていっているんでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) これはとにかく、現実にはそこがもう、向こうでも転勤があつていたりいろんなことをするかもしれないから、沖縄から行つた人がずっと向こう何十年間か使い続けるという、そういうことを縛り付けるということにはならないと思ひますよ。

ただ、我が方としては、八千人が向こうに行くから、そのうちの三千五百戸分はうちの方で手当てしましようということでは造るわけですから、だからその後の問題について、ずっと縛り付けて、向こう五十年間償還が終わるまでずっと縛り続けるかということ、そうじゃなくて、うちの方でもまた、建てた分については、五十年じゃなくて、もっと早く返してくれといううなことをこれから先交渉もせぬといけませんから、そういう中でやり取りは決まってくると思ひます。

我々としては、八千人がとにかく沖縄から向こうに移る、そのためには住宅も要るだろうから、その住宅については造りましようということでは造りますという、そういうようなコンセプトといひますか、それでスタート、スタートというかこういう建築をするという、そういうような考え方で整理しているわけでありました。

○緒方靖夫君 實際上、区分するというのは非常に難しいと思ひますよ。それとおどすよ。それで、結局どういふことになるかという、グアムの米軍基地、それが効率的に機能するということと結局助けていくという、そういうことにもなつてくると思ひますよ。そういう可能性

○国務大臣(久岡章生君) それはやっぱり、グアムでの海兵隊を中心とするその部隊が機能してくれないと我が国の抑止力が落ちるわけですから、おたくらとそこがちよつと基本的に考え方が違うかもしれません。やっぱり日本における抑止力を維持するという、そういうことを強く望んでお

られる人たちもおられるわけで、負担の軽減と同時に、先ほども言いましたように、抑止力がそこで穴が空いてしまつたら困るというようなそういう人たちのためには、グアムにおいて十分機能します、機能させますという、そういうことも大事でありますので、その両方をやつぱり併せ持つ必要があるうと思つております。

○緒方靖夫君　そうすると、グアムというのはどういう機能を持っているかというところ、防衛省の資料、大変分かりやすいんですね、この地図が。やはり、グアムから東京まで二千五百キロ、沖縄まで二千四百キロ、台湾まで二千八百キロ、フィリピンまで二千六百キロという、正に要衝の地にあるわけです。その中でやはり戦略的な地点を占めているところで非常に効果的な配備をしているわけですね。正にハブの役割ですよ、こうなっているようにですね。

ですから、そういう中で、結局、そこに日本が国税を投じてそして造るものが、インフラや住宅やその他が沖縄から移るそれ以外の部隊にも使われてしまうという可能性が排除できないという問題はやはり全体にとって大きな問題であるということを指摘して、時間になりましたので終わります。

○又市征治君　まだ大臣がないから。

○委員長(田浦直君)　じゃ、ちよつと速記、止めておいてください。

○委員長（田浦直君）　じゃ、速記を起してください。

さい。
○又市征治君 社民党の又市です。

初めに、この法案の再編交付金からお尋ねを
てまいります。再編交付金は、基地交付金や調
整交付金あるいは基地周辺地域への対策経費など
と違って、全く新しい形の補助金、こういうふう
に理解をしますが、現行の交付金、補助金を将来
的に再編交付金に一元化することも念頭におあり
なのかどうか、防衛大臣からお伺いします。

○国務大臣(久岡章生君) それは考えておりませ
ん。

○又市征治君 そこで、この本法案は二〇一七年
三月まで続くということですが、一方で沖縄振興
法はそれよりも五年早く、今から五年後の二〇一
二年三月末で切れますね、これ。

防衛省の提案している再編交付金は、基地を受け入れれば交付金が増え、基地を受け入れない自治体であるとか米軍再編にかかわりのない自治体は、沖縄振興法が切られた後は知らないということになってしまうわけですね。時の政府の軍事外交政策への服従いかにで自治体を差別するということ、こういう意味をこれは持っているわけであり

まして、この再編交付金というのは。それと、この長い間、米軍の占領、その後も基地で苦しめられてきた沖縄全土を対象とした沖縄振興法等による地域全体の底上げ政策とは大変矛盾した法体系ということにはなるわけであります。

そこで、財務省に聞くんですが、この国の財政政策としてどちらを優先をするお考えか。自治体への財源移譲によって自立を進めて、他方で特定目的の交付金あるいは補助金は削減するという三位一体の改革、これを唱えてきたわけでありますから、この特措法、差別的交付金の新設というの

は新たな出費になるわけでありませうけれども、改
革の趣旨に反するということになりませんか。

○政府参考人 鈴木正規君 交付金と申しますのは、一般的に申し上げまして、国の特定の目的に對しまして交付する給付金ということでございます。法律に基づくものもございまして法律に基づかないものもございますけれども、法律に基づくものは法律に定めた目的に沿って給付するというところに

いろいろな種類がございまして、例えば地方交付税交付金のように地方の財源調整のために交付する交付金もございすけれども、本交付金につきましては、我が国の平和と安全のために米軍再編の負担を受け入れる市町村に対し、その貢献に国としてこたえ、もって米軍再編を円滑に実施す

るといふ目的で支出するということが法律に定められているものというふうに理解しております。

○又市征治君 続いて防衛大臣にお伺いをしてまいります。本法案の第六条で、再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ再編交付金を交付することができるとありますが、政府は、衆議院での質疑等では、再編

の受入れ、環境影響評価の実施、事業の着手、事業完了という四つの段階に応じて交付するんだというふうに明らかにされていますね。その進捗状況の判断であるとか交付金の額及び支給の決定と、いうのはだれがどのようにして行われるのか、お伺いします。

○政府参考人(天古和雄君) 具体的な進捗状況の判断とか交付金の金額の決定等につきましては、法律ができてまして、その施行後に制定される政令その他の関係規則に基づきまして、客観的な基準により、防衛大臣の指揮監督の下、防衛省職員が

行方ということになると思っております。

○又市征治君　政令で定めるといってお話であります。最終的には防衛大臣の判断と、こういうことですね。そうだとすると、この自治体との間で深刻な紛争が生じかねないという気がしてならぬですね。

これは私、先般も決算委員会で防衛大臣とこう
いうやりとりしましたが、その先取りの例が岩国

市の新庁舎建設に関する国の補助金問題じゃないのかと、こう申し上げました。

岩国市は、芸予地震で市庁舎の耐震性が低下したために新築することになって、その建設費の一部を防衛施設庁の補助金で賄うことにして、約八十一億円のうち四十九億円を見込んで工事を始め

二〇〇六年度十一億三千万円を補助をしたということなんですが、まずこの補助金の支出の法的な根拠について御説明をいただきたい。

○政府参考人(北原巖男君) 又市先生に御答弁申し上げます。

すが、これにつきましては、平成八年十二月のＳＡＣＯ最終報告に關します閣議決定を踏まえまして、ＳＡＣＯ最終報告に盛り込まれましたＫＣ－３０の岩国飛行場への移駐による騒音の影響の緩和とともに、ＳＡＣＯ事業の円滑な処理に資するということから、ＳＡＣＯ関連補助事業といたしまして、これは環境整備法第八条の考え方を使用いたしまして、予算措置によりまして、今先生御指摘をいただきましたけれども、平成十五年度から実施をしてきたものでございます。

○又市征治君 今おつしやつたように、S A C O の合意に基づいてということではありますが、二〇〇七年度、防衛省はこれを打ち切つたわけで、し

かし、そもそも岩国市庁舎建設に関する補助事業は、今お話があったように、SACCO最終報告で決まった普天間基地からの空中給油機の岩国基地への移駐を市が受け入れるという合意に基づくものでしたね。だとすると、今回の米軍再編とは全く関係がないはず、こういうことになると思うんです。

補助金の打切りは、SACO合意の事案を容認した岩国市に対する国側のそういう意味では裏切り行為ということになりませんか。また、現にそういつて現地は言っているわけですが、大

臣、これもう一度お答えください。

○国務大臣（久間章生君） 確かに、S A C O合意

でやりました内容が変わったというその理由は、岩国市が何かの原因で変わったわけじゃございませんで、国の全体的な流れの中で米軍再編の一環として内容が変わってきたわけであります。

しかしながら、そういう変わった状態の中で、今までどおりの内容が、向こうは今度変わってき

て、移ってくる予定のやつは、そのKC130というのとはほかの方に行くわけでありまして、今度は厚木から来るわけでありまして、KC130が来るということで補助金を予算要求して、取って、それを出しているというのが、内容が変わってきたわけですから、それをそのまま、さも続いているかのようにして予算を出すということ自体も、今度は、防衛省、防衛施設庁としては、やっぱりそこはほかのものかという、税金を扱う立場からいうと、これは併せて、今度の米軍再編の一環としてそれがどういふふうに推移するかを見ながら出すべきであるというふうに判断して予算要求をしなかつたわけでありまして、そこは、気持ちとしては、今先生のおっしゃる、委員がおっしゃるような気持ちがないわけじゃないし、こちらとしても気の毒だなと思う点はござい

ます。しかし、中身が変わってきているわけですから、やっぱり交付金を扱うこちらとしてみれば、今度の全体の流れの中でそれにうまく乗っけていけるならば、改めて国民の合意を得て補助金をまた付けていったらいい。

だから、打ち切るということじゃなくて、今の経過途中であるということでありまして、そして、今までは全部予算が単年度主義でございまして、約束をしてないわけですね、岩国市と国防衛施設庁の間では、合意文書がないわけですよ。だから、今度のこういうような法律に基づく交付金の場合、受け入れたらどうか、ここまでいったらどうか、こういうのは全部今度法律で規定されますので、そういう意味では、こういう立法によってやるということは私は前進だと思っておるわけでありまして、これは岩国じゃないですよ、ほかのところ全般にですね。今までだったらずくそのときのそのときの予算の都合で、予算が付かなかつたら駄目という形になって、国の責務が全然伴わない。

そういうようなことでありますので、岩国もそれだけ、四十九億をもらうという前提で臨んだときに、市議会あるいは外に対して、記者会見では

国はこの約束はしておりませんということをはつきり市長も言っておられますから、その辺についての基本的な理解は一緒だったわけですね。

○又市征治君 いずれにしても、こうした米軍再編に関する国の考え方と施策が国民や関係自治体に十分理解をされて共感されてこそ初めて確固とした我が国の安全保障体制を築くことができるんだと思うんですね。

ところが、今お話があったように、単年度でと言われたつてこれは困る話でもあるわけで、何か出来高のようないやうなやり方というのは、言わばもう自治体の首長のほつたを札束でたたくようなやり方、これは一方では見えるわけでありまして、自治体の反発はあつても理解を得ることといふのは困難じゃないのかと、こう思うんです。このところをもう一度きちつとしていただきたい。この点についてはどうですか。

○国務大臣(久間章生君) 今度のこの米軍再編に伴つて負担の増える、増加する自治体に対しては、そういうようなことのないようにもうきちつと法律で、政令で、その市町村あるいはその周辺市町村、あるいは特定事業、こういうのを政令で定めて、そして表明するときに客観的な基準をある程度作つて、ここまで来たなら何割とか、ここまで来たなら何割とか、そういうことをきちんと示していこうと思つておるわけでありまして、だからそういうことのないように、国民の理解を得るような形で今度の法律をやつたということで、これは厳密に言いますと、法律がなくてもやれるんです。しかし、それは無責任じゃないかと私は言つて、法律できちんとしなさいと、まあ岩国じゃないけれども、受ける方の市町村がそのときそのときでまた大変困るというふうな気持ちもあつて、法律事項として挙げたわけでございます。

○又市征治君 先般、五月八日付けの読売新聞は、米軍再編に関して元アメリカ海兵隊少佐の客員研究員で、現在、大阪大学准教授のロバート・エルドリッチ氏とのインタビュー記事を掲載しています、見られたんだと思うんですが、エルドリッチ氏は、その中で、交付金を段階的に支給するようなやり方は、沖縄普天間飛行場や岩国などの基地の移設問題に、あめとむちをちらつかせて地方自治体との溝を深めたただ、政府は住民の理解を得ようとするプロセスを大事にしない、政府の取組は評価できないと、こう述べられていたわけですね。

それつきとした米軍の関係者から、日本政府はアメリカ一辺倒で住民をないがしろにしているという、こういう批判が語られているという事実を、今大臣いろいろとおっしゃいましたが、ここはしつかり重く受け止めて対応をされていくべきだということを重ねて申し上げておきたいと思ひます。

そこで、次に、空母艦載機の問題について少しお尋ねをしてみたい。

本法第二条の横二の項に今回の米軍再編の定義があつて、航空機を含む部隊の場合はそれを搭載する艦船の配置の変更も含むとありますが、このくだりはどういうことを意味しているのか、御説明いただきたいと思います。

元々、原子力空母の横須賀母港化というのは日米間で合意した米軍再編とは関係なく協議されてきたものでしょう、これは。米軍再編計画の中には入つてない。それなのに、なぜ米軍再編特措法の中に、今入れるとおっしゃつたが、入れることができるのか、その理由を、大臣、明確にしてください。

○国務大臣(久間章生君) 米軍再編のやつぱり一環であるというふうな認識を示しております。というのは、空母艦載機、今度のやつは、グアムへの移転もそうだけれども、グアムへの移転は普天間からキャンプ・シュワブへ、それができるのを待つてグアムへ移転しますよという、そういうことになつておりますし、また、艦載機も岩国に厚木から移つてきますよと、岩国は、負担軽減するために移りますよという、岩国はその分増えるわけだけれども。ところが、その艦載機というのは、横須賀に今度空母が、原子力空母が入るわけですね。そうしますと、横須賀に、一番元つこになります横須賀に入ることについては何ら対象にならないのかと言われますと、それはやつぱりかなりあそこも影響があるわけですから、それもやつぱり今度の一連の流れの中で、やつぱり基本的な米軍再編の一環だと位置付ける方が妥当じゃないかというふうなことから、横須賀を対象外にするんじゃないかと、横須賀も対象にしようという、そういう判断をしたわけでありまして、だから、あえてこの法律の中にそれを取り込んだわけでありまして。

○又市征治君 横須賀への原子力空母母港化、これは決まつたんですか。

○国務大臣(久間章生君) これは、地元の同意を得て決まつております。

○又市征治君 それじゃ、本日はこれもう少し議論したいんですが、時間の関係もありますから次に移ります。

そこで、この横須賀の空母母港化に関連して外務省にお尋ねをいたしますが、CQと呼ばれております米軍の空母着艦資格取得訓練については、

豊島実さんという方の著作「米空母キティホーク」と題する本の中で、米空母の場合、通常空母艦載機のパイロットは、空母の出港前七日以内に一人四十五分間のNLP、つまり夜間着着訓練を最低四回行わなければならない規定になっている、こういうふうな紹介をされているわけですが、だとしますと、米軍再編に基づいて米海軍厚木基地の空母艦載部隊が山口県の米海兵隊岩国基地に移転することになったとしても、横須賀を母港とする米空母が出港する前には厚木基地を使って空母艦載機の夜間を含むCQ、つまり着着訓練が行われることになるのではないのか、再編後も厚木での夜間も含む着着訓練が続くことになるのかどうか、この点をひとつ明確にしたいかと思ひます。

○政府参考人(西宮伸一君) 昨年五月に発表されましたロードマップにおいて、空母艦載機が厚木飛行場から岩国飛行場に移ることとされております。今般の2プラス2においても、再編を合意しており着実に実施することと一致しています。

他方、空母艦載機の岩国移駐後の艦載機の運用の在り方につきましては、米側と今協議を行ってるところであり、現時点で具体的にお答えできる段階には至っておりません。

○又市征治君 今年の二月八日付けの朝日新聞によりますと、米海軍厚木基地司令官のジャスティン・クーパー大佐は、朝日新聞のインタビューに答えて、着艦資格取得訓練は空母の出港前に昼間と夜間、実際の空母で発着する試験であつて、現在相模湾沖で実施していると説明をして、米軍再編後は岩国基地でCQを実施するのは難しい、厚木基地が理想的だ、こう述べているわけですね。

ということとは、やはり厚木での空母艦載機の訓練は続くということじゃありませんか。

○政府参考人(西宮伸一君) 繰り返しのなるかもしれませんが、岩国移駐後の艦載機の運用の在り方につきましては、米側と協議を行っているところでございます、具体的にお答えできる段階に

はございません。

○又市征治君 何か、いつまでもこんなことばかり繰り返して、これ都合悪いとみんな協議中協議中とまともに答えにならない。大臣、このところ、ちよつときちつとしてくださいよ。これ以上のこと、こんな話しているの全然進まないんで。

久間防衛大臣、手を挙げておられますから。

○国務大臣(久間章生君) NLPにつきましては岩国ではやらないということで岩国市にも説明しておりますので、私もこれは、候補地を探して、とにかく、厚木はとにかく密集地でありまして、そこで艦載機を岩国へ移すわけでありまして、厚木でもやめたいという気持ちはあるわけですね。だから、少なくともNLPについてはやめようと思つて、その場所を今鋭意探しているところでございますので、もうしばらく、また向こう、アメリカとの関係でも時期を、時間をもう少しもたせておりますので、二〇〇九年の夏ぐらいまでに候補地を選びますというようなことを言っております。

○又市征治君 そこで、引き続き久間大臣にお伺いをいたしますが、五月二日付けの東京新聞では、去る一日、大変御苦勞なさつて行つておいでになりましたが、ワシントンで開かれた日米安全保障協議委員会、いわゆる2プラス2について、両国は米軍再編計画の着実な実施を確認したが、改めて実施を確認しなければならぬと再編は進展していないのが実情だというふうなこれ報じているわけですが、これは新聞の報じ方ですから両大臣がそう確認されたことじゃないんだろうと思ひますが。

さて、米軍再編のロードマップが合意されてから一年たちましたけれども、今回、米側との間で米軍再編の進捗状況はどのように確認なさつたのか、この点をお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(久間章生君) 向こうもゲーツ長官に替わりまして、こちらにも私に替わりましたので、あとの外務大臣、国務大臣は替わっておりません

けれども、2プラス2で従来決めたロードマップに従つて粛々とやるということを確認したいというのではありませんので、そのとおり再確認いたしました。

そして、我が方としては、その後、例えばいろんなやつについて、沖繩なら沖繩の普天間についても現況調査等に着手しようとしているとか、そういう話等について、進行状況について話をしたところでございます、予定どおり進行しているということでございます。

○又市征治君 総理や防衛大臣始め関係閣僚の皆さんがこの間、米軍再編は沖繩の基地負担を軽減するものであると何度も繰り返しておしやつてきたわけですが、しかしこの間、合意に基づいて実施された事案が果たして負担軽減につながっているか、どうも大いに疑問だというのが現地からいろいろと言われることでもありますし、むしろ逆のケースが増えているんじゃないのかと、こう言われております。

例えば、再編の一環である米軍嘉手納基地所属のF15戦闘機の本土移駐訓練の期間中の三月六日、北谷町に設置した騒音測定器が、三月としては最高、今年に入つて二番目となる百十五・六デシベル、つまり二メートル前方の自動車の警笛に相当するような騒音を記録したということが報じられておりますし、さらには三月六日、嘉手納基地で実施された最新鋭のステルス戦闘機F22Aラプターなどの離着陸訓練で、同じ北谷町の測定調査は、午前九時二十三分、百十五・六デシベル、午後三時四十一分には百十一・九デシベルをそれぞれ記録をし、この日に発生した騒音の平均値は九十八・九デシベルとなつており、一週間前の二月二十七日の平均値を上回つたと、こんなふうな報告をされているわけですね。

これ、大変な騒音ですよ。クラクション、二メートル手前でクラクション鳴らされたものが、ワーンと一般のところで住居に聞こえる、こういう話ですよ。沖繩ではこの間、ラプターが嘉手納基地に一時配備されて、米陸軍のPAC3の部隊

六百人が配備されるなど、基地はこれまでよりも増強されている、こういうことでありまして、一体どこが基地負担の軽減になつていのか、もう少し具体的に、逆にこういうことが報じられているわけですから、お示しをいただきたい。

○国務大臣(久間章生君) ある一定の期間だけのその測定をして増えている、変わつていないというふうな、そういう議論のされ方というのはいかにかと思ひます。訓練を皆さん方にお願ひして、三沢を始め各地にお願ひをしてやつと全国で引き受けてもらつて、もう既に始めたわけですね。

築城ですか、この間は。今度また次はどこというように始まるわけですから。その訓練期間が、訓練時間というのは明らかに年間通して減るわけですから、その時間数はその減つた分をまた沖繩で強化されれば別として、その同じパイロットがそんなに、北海道に、青森に行つてやつた、そつちでやつたのがまた沖繩で繰り返すということはないわけでありまして、だから年間通じてそういうような回数が増えただけ減つたかを今後カウントしていただきたい。明らかに、それはもう六地区で受け持つてもらつたわけですから、その回数は少なくとも減るのは間違いないわけでありまして、どうかひとつそういう報道は報道としながらも、その回数がそれだけ沖繩の嘉手納では減るということについては我々は自信を持つて低減につながつていると、そういうふうな思つております。

○又市征治君 余り、さつき申し上げたように、車、いや、私とあなたとの間どころの騒ぎじゃないんですよ、二メートルですよ。それが少し回数が増つたからそこで軽減なんだという話になるのかどうか。このところが私、ちよつと擦れ違ひがあるような気がしてならぬので、この沖繩県民の皆さんとの感覚が。それは、例えば百回あつたものが、いや八十回に減つたんじゃないか、しかしこのデシベルの数値見て自分たちがそれやられたらどういふことになるのかというところには私は

ずれがあるような気がしてならない。まあそんな

論争をやつてもしょうがないんで、いずれにしても、大変な過重な負担になっているということですよ。

そこで、外務省に次にお伺いしますが、五月五日付けの琉球新報では、SACO最終報告の策定中の一九九六年十一月、米空軍が返還される普天間飛行場の滑走路機能に代わって緊急時には那覇空港を使用できるように日米両政府と沖縄県との間で合意すべきだとの趣旨の要望を文書で行ったというように報じております。ついこの間、五月五日。

政府は、米政府あるいは米軍からこのような要望を受けていたというのは、事実があったのかどうか、この点お聞かせください。

○国務大臣(麻生太郎君) これは先ほど喜納先生の御質問にもお答えをしたところなんです、これは米軍部内でのやり取りの話がそこに書いてあるんだと思いますんで、それを私どもとしてコメントする立場にないというのは当然のことだと存じます。

○又市征治君 要請は受けてない。

○国務大臣(麻生太郎君) したがって、もう一点、普天間の飛行場の移設に伴いまして、緊急時のときのいわゆる施設の使用という研究の必要があるんじゃないかと、いわゆる普天間移移した場合に。そういうことで九六年、今から十一年前のSACOの合意のときにこの点は研究せねばならぬということとはもう既に文書で明記をされております。

そして、昨年の五月、あの2プラス2、これは額賀長官でしたけれども、2プラス2におきましても、民間施設の緊急時における使用というものに關しましてこの改善を日米間で検討するという話をそのときもしておりますが、今に至る現時点で那覇空港の使用といったような話は、琉球新報でしたか、書いてありますけれども、そういったようなことを日本に対して要求があったとか、文書でもって提案があったとか提示があったということはございません。

○又市征治君 もう一遍、大臣、確認ですが、ちよつと聞き漏らした。このロードマップでは民間施設の緊急時における使用を改善して普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられるというふうにあるんですが、これは普天間を返す代わりに米空軍に那覇空港の緊急時の使用を認めるという、こういう措置ではないという。

○国務大臣(麻生太郎君) 研究をするということとを、当然緊急時ですから、そういったことをしよつちゅうしよつちゅうやるという話じゃなくて、緊急時にそういったことをしておく、研究をする必要があるという話が合意されたことは間違いないと思います。間違いないんですけど、それで直ちに那覇空港をどうのこうのという話は一切ありません。

○又市征治君 それじゃ、次に移りますが、まず内閣法制局にお伺いしますけれども、少し昔、大分昔ですが、一九四八年八月、米国国際法学会でユダヤ系米国人で法学者のハンス・ケルゼン氏が講演をして、その中で、集団的自衛権は自衛権の概念には入らないとの趣旨の話をされていっているのがあります。

そこでお聞きをするんですが、自衛権及び集団的自衛権とは何か、そして政府は、この間、憲法上集団的自衛権は禁じられているとの統一見解を示してきたわけですが、なぜそのように言えるのか、改めて見解を内閣法制局、お聞かせをいただきたい。

○政府参考人(山本庸幸君) 御指摘の点でございますが、政府としては、従来から、憲法第九条は外部からの武力攻撃によつて国民の生命や身体が危険にさらされるような場合には、これを排除するために必要最小限度の範囲で自衛権を行使することまでは禁じていないというふうに解してきております。

他方、集団的自衛権とは、国際法上一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、実力をもって阻止することが正当化される権利と

いうふうに解されておまして、その行使は憲法上許されないと解してきたところでございます。

○又市征治君 そこで、政府は、これは内閣官房にお伺いをしますが、来週、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会を発足させるというふうな報じられておりますけれども、その目的がただの自衛権行使の範囲の研究ということであれば、それはそれで理解ができないわけじゃないんです、それが、集団的自衛権についての研究というのなら、集団的自衛権に係る過去の政府答弁との整合性を一体どうするか、どうなるのか。つまり、集団的自衛権の解釈を変更しようということなのか、解釈の変更となれば、同懇談会の答申と首相の一言だけで歴代内閣の定着した解釈を変更できるのか、このところはどうかというふうにお考えになつておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(下川眞樹太君) 総理は、かねてから、日本をめぐる安全保障環境が大きく変化する中で時代状況に適合した実効性のある安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの問題意識を表明されてきております。このような問題意識の下で個別具体的な類型に即して集団的自衛権の問題を含めた憲法との関係の整理につき研究を行うために、今般、御指摘ありましたように、内閣総理大臣の下に安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の設置ということを発表したところでございます。

御指摘ございましたように、この懇談会は五月十八日に第一回会合を開催する予定でございますが、本年秋をめどとして検討の成果をまとめ、総理に報告していただきたいというふうに考えているところでございます。

懇談会の目的につきましては、たつた今申し上げたとおりでございますけれども、この懇談会におきましては、外交防衛の実務経験者、政治、外交、国際法、憲法等の幅広い分野の学問関係者、経済界の民間有識者等、各界を代表する委員の方々にお集まりいただいておりますので、結論を予断することなく、様々な観点から検討したい

だくこととなっております。

そういうことでございますので、十八日に第一回会合を開催する懇談会でございますので、それ以降の政府の対応について現段階で申し上げる段階にはないというふうに考えておまして、まずは先ほど申し上げたような各委員の方々に率直な議論を行っていただくことを期待しているところでございます。

○又市征治君 今、御丁寧に各界各層いろんな人々入れてと言っているけれども、反対の人おられます、中に。みんな、あのメンツ見たらみんな賛成の人ばかりじゃないですか。集団的自衛権の行使を認めようというメンバーばかり集めて何が有識者会議か。本来、有識者というのは、様々ないろんな、このことに異論を唱える人も含めて入って初めて有識者会議というのであつて、そういう答弁というのはなっていないんです、それは。役人の答弁としてもう駄目ですね、これね。注意だけ申し上げておきましょう。

いずれにしても、今申し上げたような格好で、現実にはお答えになっていない、あなたには答えるのはちよつと無理があるだろうかも知れぬが、こういうのを何回かやって、もう結論が見えている中身で解釈を変更しようなどという動きというのは本当に許し難い問題だということは、率直にこの場でも申し上げておかにやいかぬと思います。

そこで、ちよつと時間が余つたんで、通告してないんですが、両大臣に、大変2プラス2で御苦労なさつておられるわけですが、昨年のあの2プラス2終わった直後に、日本の新聞でラムズフェルドさんが、日本ほどの経済大国が防衛費がGDPの1%というのは少な過ぎるじゃないか、したがってその四倍ぐらいに、四%ぐらいに、GDPの四%ぐらいにすべきだというのが日本の新聞で、ラムズフェルドさんが当時の額賀さんにそういう話をされたというのが載りました。そのことについて、そういう意味では久間防衛大臣なり麻生外務大臣、何かそんなことをアメリカ側から言

うこととなっております。

われたということはおありかどうか、ちよつとお聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(久間章生君) 防衛首脳会談でもそういうような話は一切出ませんでした。

○国務大臣(麻生太郎君) ラムズフェルドという人は結構ようべちやべちや、何というのかな、今度のゲーツという人と違つて議員上がりですから、お役人上がりと違ひまして議員上がりだからようしやべる、基本的に世界じゅう大体似たようなものだと思つて間違ひないんだと思ひますけれども、ようしやべる人ではありましたがけれども、私、何回かやつた記憶で、その種の話が出たことは一回もないと記憶します。

○又市征治君 四月二十六日、去年のですね、去年の四月二十六日に額賀さんが2プラス2のその下段取りに行かれたときにそういう会談でそういう話があつたというのは日本の新聞で報じられたということでしたから、両大臣がその後何かお聞きになつたかということをお伺ひしたわけです。

今日はちよつと時間が余りましたが、この程度にしたいと思います。

○委員長(田浦直君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時五十七分散会

平成十九年五月二十一日印刷

平成十九年五月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D